

## 第2節 課題別の取組状況

日本は、政府開発援助(ODA)大綱において、貧困の削減、持続的な経済成長への支援、地球規模で広がる課題への取組、平和の構築といった各課題を掲げ、前節で説明した「目的」および「基本方針」に基づいて、重点的に取り組むこととしています。特に、開発途上国自身の自助努力支援、民間経済活動の活性化を

通じて持続的な経済成長を図り、貧困の削減を図ることは、日本が援助を実施していく上で重要な課題の一つです。これは東アジアにおける開発の経験にも示されています。本節では、上記各課題に対する最近の日本の取組について説明します。

### 1. 持続的成長

貧困削減を達成するためには、開発途上国の経済が持続的に成長し、雇用が増加することにより収入が増加し、生活の質も改善されることが不可欠です。日本

は、開発途上国の持続的成長に向けた努力を積極的に支援しています。

#### (1) 経済社会基盤(インフラ)への支援

##### < 実績 >

2006年度のインフラ整備の実績は、運輸分野のインフラに対して、円借款約1,590億円(9か国)、無償資金協力約221億円(30か国)の合わせて約1,811億円の援助を、エネルギー分野のインフラに対して円借款約1,646億円(8か国)、無償資金協力約43億円(6か国)の合わせて約1,689億円の援助を、通信分野のインフラ

に対して円借款約262億円(4か国)、無償資金協力約9億円(1か国)の合わせて約271億円の援助を行いました。また、運輸分野等における約345億円(2か国)の円借款、および通信分野における約104億円(2か国)の円借款に対して、本邦技術活用条件(STEP<sup>(注1)</sup>)が適用されました。

##### < 現状 >

貧困削減のためには、貧困層に直接影響を与えるような貧困対策や社会開発分野の支援のみならず、経済成長を通じた持続的成長が不可欠です。日本は従来、開発途上国の発展の基盤となる経済社会基盤(インフラ)整備を重視しています。都市と農村地域との交流拡大、災害からの安全確保や海外との貿易・投資を促進するための道路、港湾、飛行場といった運輸、通

信等のインフラ整備、教育、保健、安全な水、居住の場の確保、病院や学校等へのアクセス改善のための基礎社会サービスの拡充に資するインフラ整備、そして、農水産物市場や漁港、農道等地域経済の活性化を目指す小規模インフラの整備などは、開発途上国が経済発展する上で非常に重要な役割を果たします。

##### < 日本の取組 >

日本のインフラ整備に関する取組として、2006年度は、例えば、ベトナムへ「ホーチミン市都市鉄道建設計画(ベンタイン-スオイティエン間(1号線))」に対する支援を円借款(STEP)案件として決定しました。ベトナム

では近年の経済発展に伴い、市内道路交通量の増加が著しく、ハノイ市内では慢性的な渋滞が発生し、経済活動を阻害しています。本事業は、ベトナム最大の都市であるホーチミン市において都市鉄道を建設すること

注1 : STEP: Special Terms for Economic Partnership. 2002年、日本の優れた技術やノウハウを活用し、開発途上国への技術移転を通じて日本の「顔の見える援助」を促進するために導入された、タイ円借款制度。

により、増加する交通需要への対応を図り、これをもってホーチミン都市圏の交通渋滞および大気汚染の緩和を通じて地域経済の発展および都市環境の改善に寄与するものです。

また、ソロモンの首都ホニアラに対し、無償資金協力を通じて電力の供給改善を行っています<sup>(注2)</sup>。ホニアラでは、財政難に伴って設備投資が不十分であったため、点検のたびに停電が避けられないことや、1999年から2000年までの民族紛争の期間中には、定期的な維持管理が困難であったことから、発電設備の運転状況の悪化や、送配電設備の著しい老朽化などの問題を抱えていました。発電施設の増設および送配電設備の整備を内容とした支援は、安定した電力供給を可能とするだけでなく、首都機能が維持され、安定した行政サービスの実施が図られることが期待されています。このほか、テレビ、ラジオ等の通信インフラへの支援も行っています。

→82ページも参照してください

インフラを開発途上国における適切な開発政策に基づき整備し、持続的に管理・運営するためには、それらに対応しうる人材の育成が不可欠です。技術協力による支援では、国土計画や都市計画の策定、建設した施設を維持管理・運営する技術者の育成、維持管理・運営に必要な機材供与および開発調査など幅広い協力

## < インフラ整備に係る研究 >

近年インフラ整備が貧困削減に果たす役割が注目を浴びており、国際機関や日本を含む援助国によるインフラ研究が活発に行われています。これまで、特に欧州の先進国が教育や保健といった基礎生活分野への支援を重視してきたことに対し、日本が力を入れてきた経済社会基盤分野への支援の重要性が、改めて認識されつつある証左といえます。例えば、OECD-DAC<sup>(注6)</sup>の下部機構である貧困削減ネットワークで2003年以来進められているインフラ分野の議論では、援助国が実践すべき「活用指針(ガイディング・プリンシプル)」を策定しました。この「活用指針」には、被援助国の開発計

を行っています。

例えば、国内の地域間貨物輸送の約97%が海上交通であるフィリピンにおいて、海陸一貫の輸送ネットワークを構築するための交通システム(RRTS<sup>(注3)</sup>)を整備するため、経路や自動車が自走により乗船できるための港湾施設(Ro-Ro<sup>(注4)</sup>ターミナル)の配置を検討し、アクセス道路も含めた整備の実行可能性について調査を行っています。

また、ベトナム南部の新規大水深港湾であるカイマップ・チーバイ港の整備と連携して、民間事業者がこれら港湾施設を効率的に運営するための制度導入に対して、技術協力プロジェクトを実施しています。当該港湾は円借款により整備を実施しており、援助手法間の連携の一例といえます。

また、バングラデシュでは、円借款を通じた発電所の建設や送電線の整備、農村電化を通じて電力供給の支援を行い、また、技術協力を通じて専門家の派遣、研修員の受入を行い、経営体質改善や電力設備の維持管理技術の向上のために総合品質管理(TQM<sup>(注5)</sup>)等の支援をしてきています。2006年からは約3年間の計画で、TQMの普及、TQMを通じた運転・維持管理能力の改善を目的とした技術協力プロジェクトを行っています。

画にのっとったインフラ支援計画の立案・実施や、貧困層のインフラ・サービスへのアクセス改善など、貧困削減のためのインフラ支援のための提言がまとめられています。また、日本は2006年5月に東京で「開発経済に関する世界銀行年次会合(ABCDE会合)」<sup>(注7)</sup>を世界銀行と共同開催しました。この会合では「開発のための新たなインフラを考える」がテーマとされ、インフラ整備と経済成長や貧困問題に関する議論が行われました。日本からは、アジアにおける日本の経験に基づく研究成果を紹介し、各国の専門家によりインフラの開発に果たす役割が検証されました。

注2 : 「ホニアラ電力供給改善計画」(第一期 2005年度 7.06億円、第二期 2006年度 7.70億円)

注3 : RRTS:Road Ro-Ro Terminal System、道路交通とRo-Roサービスを組み合わせた交通システム。

注4 : Ro-Ro:Roll on/Roll off、自動車が自走により船舶に乗降可能なシステム。

注5 : TQM:Total Quality Management

注6 : OECD-DAC:Organisation for Economic Co-operation and Development、経済協力開発機構開発援助委員会

注7 : 2006年会合の報告は、[http://www.jbic.go.jp/japanese/research/report/review/pdf/32\\_02.pdf](http://www.jbic.go.jp/japanese/research/report/review/pdf/32_02.pdf)

[http://www.jbic.go.jp/japanese/research/report/review/pdf/32\\_03.pdf](http://www.jbic.go.jp/japanese/research/report/review/pdf/32_03.pdf)

[http://www.jbic.go.jp/japanese/research/report/review/pdf/32\\_04.pdf](http://www.jbic.go.jp/japanese/research/report/review/pdf/32_04.pdf) を参照。

## (2) 政策立案、制度整備

### < 現状 >

開発途上国の持続的成長のためには、経済社会基盤の整備とともに政策立案、制度整備や人づくりといった観点からの支援が必要です。政府開発援助（ODA）大綱は、開発途上国の発展の基礎となる人づくり、法・制度構築に対する支援を、重要政策と位置付

### < 日本の取組 >

制度政策支援の一環として、日本は2007年3月、前年に引き続き、インドネシアに対し、開発政策借款（DPL<sup>(注8)</sup>）を供与しました（世界銀行、アジア開発銀行との協調融資：日本1億ドル、世界銀行6億ドル、アジア開発銀行2億ドル）。開発政策借款は、インドネシア政府によるマクロ経済の安定化、投資環境の改善、公共財政管理および汚職撲滅等のガバナンスの分野における改革の推進および貧困削減等の改革努力を支援するものです。

このほか、日本はタンザニアにおいて、貧困削減財政支援に参加しており、ノンプロジェクト無償にて2004年から2007年にそれぞれ5億円、5.45億円、5.45億円、6億円の資金拠出を実施しています。こうした開発途上国の財政に対する支援においては、その後の財政の状況をしっかりと管理・監視していく必要があります。このような公共財政管理能力の向上に向け、日本はタンザニアにおいて開発調査を実施しました。本開発調査では、タンザニアで策定、導入された公共財政管理改革プログ

ramおよびその実施規定をもとに、同国政府の会計局および関連機関の活動分析を行い、試験的な人材育成や業務改善等に協力しました<sup>(注9)</sup>。

日本は、1996年のG7リヨン・サミットの際に「民主的発展のためのパートナーシップ（PDD<sup>(注10)</sup>）」を発表し、これまでも法制度、行政制度、公務員制度、警察制度などの各種制度づくり支援、選挙支援、市民社会の強化、女性の地位向上支援などの取組を行ってきました。2006年度には、アジアを中心に、中国、モンゴル、カンボジア、ウズベキスタン等で法制度整備支援を行ったほか、アフリカのケニアでも同様の支援を行っています。

また、行政支援としては、汚職の防止や統計能力の向上、地方行政能力の向上を図り、タイ、カンボジア、バングラデシュ、パキスタンといったアジア諸国のみならず、パラグアイ、ホンジュラス等中南米やタンザニア、ザンビア等アフリカ諸国への協力も行っています。このほか、警察支援や選挙支援、市民社会の強化、女性の政治参加の拡大等を支援しています。

### < 良い統治（グッドガバナンス）への様々な取組 >

#### ● 法制度整備支援

市場経済への移行を目指して各種法制度の整備が課題となっているベトナム、カンボジア、ウズベキスタンなどの諸国に対し、2006年度も引き続き、民法、民事訴訟法などの法案起草・改正、立法化への支援および法曹人材の育成のための法整備支援を実施しています。これらの支援の結果、ベトナムでは民事訴訟法等が整備され、2007年1月にベトナムが世界貿易機関（WTO<sup>(注11)</sup>）に加盟する一助となりました。カンボジアでは、2006年7月に成立・公布された民事訴訟法が



カンボジア法整備支援での模擬裁判オープニングセレモニーの様子  
(写真提供：法務省)

注8：DPL:Development Policy Loan

注9：「タンザニア公共財政管理能力向上支援」

注10：PDD:Partnership for Democratic Development

注11：WTO:World Trade Organization

2007年7月から適用されており、民法も2007年の国会で成立する見込みとなっています。そして、成立した法律を適切に運用する人材を育成するため、カンボジアの王立裁判官・検察官養成校への支援を行っており、2006年度末までに第1期生55人が同校を卒業して活躍しています<sup>(注12)</sup>。また、ウズベキスタンでは、倒産法の解釈・運用を統一するための倒産法注釈書発刊に対

### ● 警察能力向上等への支援

国内治安維持の要となる警察機関の能力向上については、制度づくりや行政能力向上への支援など人材育成に重点を置きつつ、日本の警察による国際協力の実績と経験を踏まえた知識・技術の移転と、施設整備や機材供与を組み合わせた支援を実施しています。日本は2001年から「インドネシア国家警察改革支援プログラム」として専門家の派遣や研修員の受入を行っています。インドネシアでは、2000年までに国家警察が国軍から分離・独立し、市民警察としての定着を目指して警察改革が促進されています。こうした動きを支援するために、これまで200名を超えるインドネシア警察官を研修員として日本に受け入れており、研修参加者は日本の警察の「国民のための警察」に対する姿勢や事件捜査、鑑識技術等を学びました。このほか無償資金協力により、無線機器や交番、鑑識機材などを供与しており、無線通信網の整備により市民からの通報に迅速な対応が可能となり、また物証に基づく薬物捜査技術が向上するなど、市民の安全に貢献する支援を行っています。

する支援を行ってきており、2007年3月に発刊されるなどの成果が上がっています。

国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI<sup>(注13)</sup>)では、2006年10月から11月にかけて、汚職防止刑事司法支援研修を実施し、アジアを中心とする開発途上国14か国からの参加を得て、汚職の現状および刑事司法上の対応に関する問題点と対策等の検討を行いました。

また、ブラジルに対しては、引き続き交番制度の技術移転を行っています。具体的には、同国政府からの要請に基づき、専門家の派遣や研修員の受入を行っています。2005年からは、交番の設置、運用を進めていたサンパウロ州において、これまでの経験をいかし、交番制度の運用を向上させるため、「ブラジル地域警察活動プロジェクト」を開始しました。サンパウロ州での取組により、2006年度中には、ブラジルから10名の研修員を受け入れ、警察署や交番での地域警察活動の様子を紹介しました。



サンパウロ市内の交番

注12：2007年10月末現在、第2期、第3期生が研修を受講中。

注13：UNAFEI:United Nations Asia and Far East Institute for the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders. 1962年国連と日本との協定に基づき、アジア太平洋地域の国々の刑事司法行政の健全な発展と相互協力の推進を目的に開設された国連の地域研修所で、同研修所の運営は法務省が担当し、その事業はすべて日本の費用負担により実施。

### (3) 人づくり

#### < 実績 >

2006年度、日本は研修員3万1,161人受入、専門家5,675人派遣、調査団5,869人派遣、協力隊4,407人派遣、その他ボランティアを1,405人派遣しました。

#### < 現状 >

「国づくりは人づくりから始まる」といわれますが、人づくりへの支援は日本の援助の重要な柱の一つです。人づくりへの支援は、開発途上国の発展に直接寄与する人材育成のみならず、「人」と「人」との交流を通じた相互理解の促進や、開発途上国の将来を担う青少年を含む各界指導者との人間関係の構築を通じて、二国

間関係の増進にも大きな役割を果たします。また、日本の基本理念である開発途上国の自助努力(オーナーシップ)を強化する上でも極めて重要な要素です。

開発を担う人材の育成のためには、基礎教育のみならず、高等教育、技術教育、職業訓練、行政等実務の研修など様々な分野での支援を進める必要があります。

#### < 日本の取組 >

日本の人材育成への支援は、留学生受入、高等教育機関の能力・機能向上、行政実務者の能力向上支援、職業能力開発・向上支援、労働安全衛生、産業競争力向上への支援などの技術協力を中心に進められています。また、人材育成に際しては、より低コストで質の高い支援が実施できるよう情報通信技術(IT)を積極的に活用しています<sup>(注14)</sup>。

2007年1月にフィリピンで行われた第2回東アジア首脳会議において、安倍晋三総理大臣(当時)から、東アジア地域を中心に、5年間、毎年6,000人程度の青少年を日本に招く350億円規模の交流計画を発表しました(「21世紀東アジア青少年大交流計画<sup>(注15)</sup>」)。これは、アジア地域の一体感の醸成および青少年交流を通じたアジアにおける良好な対日感情の形成を促進することを目的としており、これまでの交流計画をはるかに上回る規模となっています。2007年5月には、第一陣として中国から高校生代表団200人が来日し、日本各地においてホームステイなどを経験しました。

→ 第I部12ページも参照してください

留学生受入については、日本は、渡日前から帰国後まで体系的な留学生受入のための諸施策の充実に努めてきました。国費留学生制度の充実、私費留学生などへの援助、留学生相互交流の推進、留学生に対する教育・研究指導の充実など、各種の留学生施策を推進してきました。留学生在籍者数は、2003年5月には10万人を超え、2006年5月現在、11万7,927人となっています。引き続き、留学生の受入・派遣の両面での一層の交流推進を図るとともに、併せて留学生の質を確保し、向上させる施策に積極的に取り組んでいきます。

また、開発途上国の若手行政官等を対象とする人材育成には、無償資金協力で「人材育成支援無償」を実施しています。円借款では、これまで、いわゆる「留学生借款」などを通じて、インドネシアやマレーシアを中心に、開発途上国の人材育成のための留学生派遣等の事業に資金供与を行っています。

#### < 様々な分野での人づくり支援 >

##### ● 高等教育分野

高等教育分野での支援としては、開発途上国の大学などの高等教育施設の整備、運営管理向上支援、教育・研究能力向上、産業界や地域との連携強化、一国を超えた地域内の高等教育機関のネットワーク化などを実施しています。例えば、国際協力機構(JICA<sup>(注16)</sup>)は、ケニアのジョモケニヤツ農工大学構内に社会・経済開発と貧困削減に資する人材育成分

野の機関として「アフリカ人づくり拠点(AICAD<sup>(注17)</sup>)」を設立しました。ここではケニア、タンザニア、ウガンダ3か国の15大学とのネットワークを活用した「研究開発」、「研修普及」、「情報発信」の3機能を中心に、研究・開発した技術を地域住民へ普及することを目指した活動を行っています。

東南アジア諸国連合(ASEAN<sup>(注18)</sup>)地域に対す

注14：ITの活用により、遠隔研修などを行い、コストの削減を図っている。

注15：JENESYS Programme: Japan-East Asia Network of Exchange for Students and Youths Programme

注16：JICA: Japan International Cooperation Agency

注17：AICAD: African Institute for Capacity Development

注18：ASEAN: Association of Southeast Asian Nations

図表II-12 日本に滞在する留学生数の推移(2006年5月現在)



る技術協力「ASEAN工学系高等教育ネットワーク(SEED-Net)プロジェクト」では、ASEANのメンバー大学・日本の国内支援大学(10大学)の間の「大学間ネットワーク」型アプローチをとり、ASEAN各国の工学系トップ19大学(「メンバー大学」)の教育・研究能力の向上を支援しています。SEED-Netは、2003年から5年間で、学位取得による400名以上の教員の能力強化、ASEANのメンバー大学での大学院国際プログラムの新設・強化による人材育成体制の構築、ASEANと日本の大学間の実質的な交流・連携関係の構築とこれを活

### ● 技術教育・職業訓練分野

技術教育・職業訓練分野における支援としては、職業訓練の質の向上や労働市場ニーズに適した訓練の実施を目的とした協力を行っており、2006年度はスリランカ、エクアドル、トルコ、セネガル、パラグアイなどで技術協力プロジェクトを実施しました。具体的には、スリランカに対して情報通信、メカトロニクス、金属加工などの専門家を派遣、エクアドルに対しては、電気・電子分野、

### ● 産業人材分野

人材育成を通じた協力の一分野として、人材育成を通じて貿易・投資環境を整備する支援を行っています。同分野では、中小企業の産業振興や鉱物資源開発に関する協力を実施しており、近年は産業基盤制度整備や生産性向上などの管理技術、さらに工業化に伴う環境・エネルギー関連の協力にまで及んでいます。このほかにも、貿易投資関連では、日本貿易振興機構

用した地域課題への取組など、大きな成果を上げ、内外から高い評価を受けています。

このほか、大学の社会貢献を促進するため産業界・地域社会との連携機能を強化するプロジェクトをガジャマダ大学(インドネシア)やホーチミン工科大学(ベトナム)で実施しているほか、社会・経済発展の基盤技術となりつつある情報通信技術(IT)に関する人材育成機能を強化するため、ラオス国立大学やスラバヤ工科大学(インドネシア)でIT学部の能力強化を行うプロジェクトを実施しています。

機械・金属分野の専門家を派遣し、現地での技術移転や、日本での研修員受入を行ったりしました。また、アフガニスタン、エリトリア、スーダンなどの紛争後の国々における除隊兵士を対象とし、円滑に地域社会に復帰し職に就けるよう、基礎的な技術訓練についても協力しています。

(JETRO<sup>(注19)</sup>)や海外技術者研修協会(AOTS<sup>(注20)</sup>)などを通じた、各分野の専門家派遣や研修員受入、セミナーの開催などを実施したり、知的財産権保護や基準・認証、物流効率化、環境・省エネルギー、産業人材育成などの制度整備、「アジア標準」の構築に向けた支援も行っています。

注19 : JETRO:Japan External Trade Organization  
注20 : AOTS:Association for Overseas Technical Scholarship

● 労働安全衛生分野

労働安全衛生分野では、労働安全衛生政策や建設業における労働安全管理、職業病防止等に関する研修をアジア、中南米、アフリカ等幅広い地域の行政官を対象に実施し、監督行政や作業環境および労働者の健康管理の改善に向けた人材育成を行いました。アジアを中心とした支援については、財団法人国際労働財団および財団法人日本経団連国際協力センター(NICC)

を通じた、研修の実施、招へい等も行っています。また、2006年度にはASEAN事務局と協力して、ASEAN地域合同の政労使三者構成セミナーや能力向上ワークショップ、国別セミナーを実施しました。その他に、ボスニア・ヘルツェゴビナやアルメニア等の欧州地域を含む国々の労使関係行政に従事する中堅幹部職員を対象に、労使関係政策の向上に向けた研修を実施しました。

● 市場経済化支援等

市場経済へ移行する国々を対象に、市場経済化への改革努力に対する支援策の一環として、現地の中小企業経営者や起業家の人材育成を主な目的とした「日本人材開発センター(日本センター)」を東南アジア、中央アジア等に設置し、日本の知見や経験を活用しています。これまでにラオス、カザフスタン、キルギス、ウズベキスタン、ベトナム(ハノイおよびホーチミン)、モンゴル、カンボジア、ウクライナにおいて日本センターが開所されています。現在、東南アジアの「人材開発センター」では、ASEAN加盟国間格差の解消を目的として、ASEAN

後発加盟国(カンボジア、ラオス、ベトナム)における人材育成分野の基盤整備の支援およびASEAN後発加盟国とそれ以外のASEAN諸国との間の人材育成に係る技術協力の促進を行う「日・ASEAN人材養成協力事業」を実施しています。

その他、アジア、中東およびアフリカ地域の文化財保護に関する国際協力の充実を図ることを目的に文化遺産の保護に資する研修等、ネットワーク拡充も行っています。

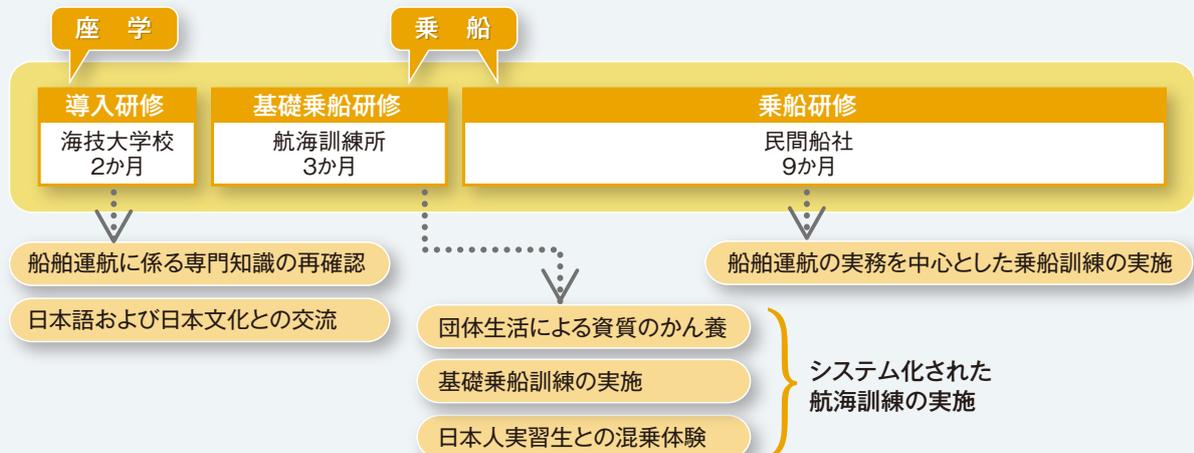
開発途上国船員の養成

優秀な船員を養成するためには、実際に乗船して適切な実務訓練を行うことが不可欠です。しかし、開発途上国では施設が不足するなど、船舶職員として乗船するためのライセンス取得に必要な、適切な事前乗船訓練の機会が少ないのが現状です。

日本は1990年から、フィリピン、インドネシア、ベトナムおよびバンラデシュ等の優秀な船員志望者を日本に招き、研修を行っています。2007年3月現在で1,094名が研修を終了しており、半数以上が引き続き日本船社に雇用されるなど、人材育成に寄与するとともに、雇用の機会創出にもなっています。



(独)航海訓練所練習船での主機関整備作業 (写真提供: 国土交通省)



## (4) 情報通信技術(IT<sup>(注21)</sup>)

### < 実績 >

2006年度のIT分野の実績は、9億円(1か国)の無償資金協力、262億円(4か国)の円借款を実施、技術

協力では、257人の研修員受入、35人の専門家派遣、1人の協力隊員を派遣しました。

### < 現状 >

ITの普及は、産業の高度化、経済の生産性の向上などを通じて持続的な経済成長の実現に寄与します。またITの積極的な活用は、政府の情報公開の促進や、メディア支援を通じた民主化の土台となるガバナンス改善、利便性・サービス向上による市民社会の強化といった面でも重要な意義を持っています。

この反面、ITを活用可能な人々とそうではない人々との格差が顕在化してきています。この情報格差(デジタル・ディバイド)は、先進国・開発途上国間の経済的格差を一層増幅させ、国際社会の安定を揺るがしかねない問題です。近年その格差の解消を図ることが極めて重要な課題となっています。

### < 日本の取組 >

日本は2000年7月のG8九州・沖縄サミットにおいて「国際的な情報格差に対する我が国の包括的協力策について」を発表しました。ITは基本的に民間主導で発展する分野であり、上記協力策の大部分は政府開発援助以外による協力が中心となり、政府開発援助

による協力は、開発途上国におけるインフラ構築や人材育成など、民間ベースにはなじまない分野に関する協力を充てています。また、開発途上国のテレビ、ラジオ、印刷メディア等に対する支援も行っています。

→ 下欄を参照してください

### テレビ、ラジオ、印刷メディアへの支援

2003年から2005年までの情報分野への支援額(約579億ドル)のうち、約41%の約234億円はテレビ、ラジオ、印刷メディアへの支援です<sup>(注22)</sup>。これらは、いわゆるIT支援というイメージからは外れますが、開発途上国の状況に応じた情報関連インフラを整備する重要な取組であり、人々が流通する情報を自由に取得することを可能にすることは、民主化の前提となります。

2007年7月、日本はウガンダの中波ラジオ放送網整備計画に対して、無償資金協力の供与を決定しました。ウガンダでは、ラジオ受信機の世帯普及率が76.5%とテレビ(7.5%)に比べて非常に高い状況です。しかし、内戦や落雷の被害から、1970~1980年代に整備された機材が老朽化しており、中波放送のサービスエリアは当初の約90%から約25%へ大幅に縮小しています。日本の支援により、サービスエリアは77%に回復し、1,415万人が新たに中波放送を受信することが可能となる予定です。

### < アジア諸国への支援 >

日本は、2003年3月にアジアにおけるブロードバンド環境の整備に向けた行動計画として、「アジア・ブロードバンド計画」を策定し、2006年8月には、計画の改定を行いアプリケーションや人材育成分野における協力を重点事項としました。本計画は、2010年を目標年次とし、アジアのすべての人々がブロードバンドにアクセスできることなど、7つの事項の実現を通じて、アジアが世界の情報拠点となることを目指したものです。日本は、本計画の推進に向け、これまでにタイ、マレーシア、ベトナム、インドネシア、カンボジア、フィリピン、中国、インドとの間で二国間の協力を、日本・中国・韓国の3か国での協力を行うことを合意しています。これらの合意に沿って各国との

政策対話を実施し、相手国の要望などの把握に努めるとともに、①ベトナム、イラク、カンボジアおよびバングラデシュにおけるインフラ整備や、②タイ、シンガポール等のアジア諸国との間でのブロードバンドネットワークを利用した共同実験を通じた、アプリケーション・コンテンツ・共通基盤の整備-を実施しています。

また、2007年5月に公表された「アジア・ゲートウェイ構想」においても、世界の成長を支える「開かれたアジア」の維持発展に向けた「アジアの共通発展基盤の整備」が挙げられており、本構想の実現にも資するべく、今後もIT基盤の整備に取り組んでいきます。

注21：ITとは、「情報通信技術」を英訳した「Information and Communication Technology」の略語である。国際的には同義の略語として「ICT」も用いられており、政府開発援助大綱においても「ICT」表記を行っているが、本文においては日本で一般的に用いられている「IT」表記で統一した。

注22：OECD-DAC-CSRオンラインデータベース(2007年3月)

## パキスタン「電気通信網拡充計画」(1990年度、円借款)

本事業では、通信サービスの量的拡充、質的改善を図り、商業・産業活動の活性化に寄与することを目的に、パキスタン政府にて実施予定であった電話回線の増設にあわせて国内伝送路(光ケーブル)および国際通信施設の整備・拡充を支援しました。その結果、電話普及率が上昇したほか、受益者調査(住民40世帯、企業89社対象)では、回答者ほぼ全員から、本事業により通信状況が改善し、家族とのコミュニケーションやビジネスにプラスの効果があったとの意見が寄せられました。

## (5) 貿易・投資の円滑化

### < 現状 >

開発途上国の持続的な経済成長のためには、民間部門の主導的な役割がかぎとなることから、貿易・投資を含む民間部門の活動を促進、活性化することが重要です。しかし、民間セクターを呼び込むための投資環境

整備において、開発途上国政府が実行しなければならない政策は膨大であり、多くの貧しい国にとっては自力での対処が困難です。そのため、他国あるいは様々な国際的枠組みによる支援が必要となります。

### < 日本の取組 >

日本は政府開発援助やそれ以外の公的資金(OOF<sup>(注23)</sup>)などを活用して、開発途上国の投資環境整備のために、インフラ整備、制度構築、人材育成などの支援を行っています。

2006年度には、タンザニアに対して、国際幹線道路改良計画を支援するため、円借款の供与を決定しました<sup>(注24)</sup>。タンザニアとケニアを結ぶ国際幹線道路を改良することで、持続的な経済成長の基盤を整備し、経済成長促進、地域経済が活性化することが期待されます。さらに、中長期的には、東アフリカ共同体(EAC<sup>(注25)</sup>)域内の経済統合推進と経済活性化への効果も期待されます。また、この事業は、アフリカ開発銀

行との協調融資の案件であり、日本がタンザニア側を、アフリカ開発銀行がケニア側とタンザニアの一部を支援の対象としています。



改良が予定されているタンザニア―ケニア間を結ぶ国際幹線道路  
(写真提供：JBIC)

### < 世界貿易機関(WTO)ドーハ・ラウンドの動き >

海外からの直接投資と並んで、貿易は開発途上国の発展に重要な意義を有します。多角的自由貿易体制の維持・強化を目的とする世界貿易機関(WTO<sup>(注26)</sup>)では、途上国の存在感が高まっています。実際、WTOの加盟国151か国(2007年10月現在)のうち、約4分の3が開発途上国であり、それら開発途上国のうち、32か国は後発開発途上国(LDC<sup>(注27)</sup>)です。そのため、現在進められているドーハ・ラウンド交渉では、開発途上国

の貿易を通じた経済成長と貧困削減が中核的なテーマになっています。

WTO加盟国間で貿易量や国民総所得(GNI<sup>(注28)</sup>)など経済状況は大きく異なり、WTO協定という一つのルールに基づいて貿易を行うためには様々な調整が必要になります。そのため、WTOでは、開発途上国のWTO協定履行・交渉参加能力向上のために技術協力計画を策定し、セミナーや専門家派遣などを実施し

注23：OOF:Other Official Flows

注24：「アルーシャーナマンガーアティ川間道路改良計画」(2006年度、タンザニア)

注25：EAC:East African Community、タンザニア、ケニア、ウガンダ、ブルンジ、ルワンダの5か国から構成されている。

注26：WTO:World Trade Organization

注27：LDC:Least Developed Countries

注28：GNI:Gross National Income

ています。このようなWTOの取組を支援するため、日本は2001年のドーハ・ラウンド交渉開始以降、技術協力計画実施のための基金であるドーハ開発アジェンダ・グローバル・トラスト・ファンドに約4億8,000万円を拠出してきました。また、二国間の支援としてWTO協定関連をはじめとする貿易関連技術支援・能力強化を2006年度においては約1,600件実施しています。さらに、WTOをはじめとする6国際機関によるLDC向けの貿易関連の技術支援の枠組みである統合フレームワーク(IF<sup>(注29)</sup>)を支援するため、2006年にIF信託基金に2,000万円を拠出しました。このほか、主にアフリカのLDCを支援する観点から、国際貿易センター(ITC<sup>(注30)</sup>)の信託基金に対し、2007年に約800万円を拠出しました。

ドーハ・ラウンド交渉については、農業や非農産品市

### < 開発イニシアティブ >

現在、WTO、世界銀行、OECD等の様々な国際フォーラムにおいて、「貿易のための援助(AFT<sup>(注32)</sup>)」に関する議論が活発化しています。このような流れの中で、日本は、AFTに対する包括的取組として、2005年12月のWTO香港閣僚会議を前に「開発イニシアティブ」を発表しました。「開発イニシアティブ」は、貿易の促進を通じて開発途上国の開発に資することを目的とした包括的支援パッケージで、貿易を構成する「生産」、「流通・販売」、「購入」の各局面で、LDC製品の市場アクセスの原則無税無枠化や政府開発援助を通じた様々な支援を組み合わせ、総合的かつきめ細かな支援を行うものです(「開発イニシアティブ」については、2006年版ODA白書囲みI-1(24ページ)も参照してください)。日本は、ラウンド交渉の進捗よく状況にかかわらず、「開発イニシアティブ」を着実に実施しています。

→ 第I部第1章(14ページ)も参照してください

開発途上国の市場アクセスの改善に関しては、特に開発途上国の製品の輸入時において一般の関

### < 経済連携の推進 >

近年、日本が積極的に推進している経済連携協定(EPA<sup>(注34)</sup>)を通じた経済連携の取組には、伝統的なモノの貿易に加え、投資ルール、サービス貿易の自由化、人の移動、政府調達、知的財産権の保護、競争政策、ビジネス環境整備等をカバーし、日本と相手国の経

場アクセス(NAMA<sup>(注31)</sup>)に関する論点について主要国の立場に一致が見られず、2006年7月末に、いったん交渉が中断されました。日本は、従来、貿易の促進を通じて開発途上国の開発を支援することの重要性を訴えてきました。交渉の中断は、多角的自由貿易体制を貿易政策の根幹ととらえ、その発展強化のために今次ラウンドの早期妥結を目指して積極的に貢献してきている日本にとっても、また、LDCをはじめとする開発途上国にとっても、望ましくない結果でした。そのため、日本は、交渉の早期再開に向け、様々な働きかけを行いました。このような日本の努力もあり、2007年1月には、交渉が本格的に再開され、交渉の早期妥結に向けた種々の協議がジュネーブ等で精力的に行われています。

税率よりも低い税率を適用する一般特惠関税制度(GSP<sup>(注33)</sup>)による開発途上国の輸出能力・競争力の向上が、国際的に重視されています。とりわけLDCに対する無税無枠の市場アクセスの推進は、WTOにおける貿易交渉のみならず、ミレニアム開発目標(MDGs)やLDC行動計画(Programme of Action for the Least Developed Countries for the Decade 2001~2010)をはじめ、国連の場においてもとりあげられています。

日本は、2007年4月、LDCに対する無税無枠措置の対象品目を、これまでの7,758品目から8,859品目に拡大しました。この結果、LDC無税無枠品目は品数数で約98%となり、2005年12月の香港閣僚宣言で当面の目標とされている97%を達成しました。また、貿易額では99%超となります。日本としては、このような措置を通じて、引き続き、LDC諸国の市場アクセスの確保に貢献しています。

→ 第I部第1章(16ページ)も参照してください

済連携が進むだけでなく、当事国の経済成長に資するという重要な意義があります。そこで、政府開発援助に関する中期政策では、日本が経済連携を推進しているアジア地域をはじめとする開発途上国の各国・地域に対し、その効果を一層引き出すために、政府開発援助

注29 : IF: Integrated Framework

注30 : ITC: International Trade Centre

注31 : NAMA: Non-Agricultural Market Access

注32 : AFT: Aid for Trade

注33 : GSP: Generalized System of Preferences

注34 : EPA: Economic Partnership Agreement

## 一村一品運動

一村一品運動は、1979年に大分県で始まった取組で、その地独自の特産品の振興を通じて地域の活性化を図るものです。こうした日本国内における地域活性化にヒントを得て、開発途上国における貿易を通じた自発的な経済発展を図るための一つの方法として発展したものが、アジアやアフリカ諸国で行われている一村一品運動です。日本政府は、こうした開発途上国における一村一品運動を積極的に支援しています。例えば、「開発イニシアティブ」の一環として、経済産業省と(独)日本貿易振興機構(JETRO<sup>(注35)</sup>)が中心となり、一村一品キャンペーンを展開しています。具体的には、国内主要空港における空港展「一村一品マーケット」、アフリカン・フェアの実施がその具体的な例となります。

空港展(一村一品マーケット)は、2006年3月から2007年3月<sup>(注36)</sup>まで、成田、関西、中部、神戸(財団法人対日貿易投資交流促進協会(ミプロ)運営)、羽田、伊丹、福岡の各空港で開催し、開発途上国の工芸品、織物、加工食品、アクセサリ関連商品などの展示・販売を行いました。36万人を超える方が来場し、活況を呈しました。また、アフリカ、アジアの各国首脳、閣僚や国際機関の長の訪日時に、日本政府の取組を紹介する良い機会となりました。

また、アフリカン・フェアは、2006年9月2日から4日にかけて開催され、39のアフリカ諸国の商品展示・販売・イベントを通じて、アフリカの認知度を高めるとともに、アフリカ産品の対日輸出の促進支援を行いました。このフェアには約1万6,000人が来場し、約500件の商談が成立するなど、成功をおさめました。2008年にも、第四回アフリカ開発会議(TICADIV)とあわせてアフリカン・フェアを開催する予定であり、貿易の促進を通じてアフリカの開発を支援することとしています。さらに、このようなイベントに加え、2006年8月から9月にかけて、財団法人海外技術者研修協会(AOTS)が実施した一村一品研修には、開発途上国45か国から約80名の研修生が参加しました。

このほか、日本政府は、国際機関を通じた支援でも一村一品運動に取り組んでいます。アジア生産性機構(APO<sup>(注37)</sup>)への拠出によるタイ、カンボジア等メコン地域支援の一環として、2006年には、「一村一品紹介テレビ会議<sup>(注38)</sup>」、大分とタイでの研修<sup>(注39)</sup>、カンボジアにおける「一村一品国民会議<sup>(注40)</sup>」の立ち上げ等を実施し、一村一品事業の普及に貢献しました。



成田空港の一村一品マーケット(写真提供: JETRO)

を戦略的に活用し、貿易・投資環境や経済基盤の整備を支援していくこととしています。

具体的には、貿易・投資に関連する諸制度の整備や人材育成支援、知的財産保護や競争政策などの分野における国内法制度構築支援、税関、入国管理関連の執行改善・能力強化支援、IT、科学技術、中小企業、エネルギー、農業、観光、環境といった分野の支援など、様々な分野における協力を行っています。2007年11月1日に発効したタイとの経済連携協定に関する協力においては、同国の優先育成産業である自動車・部品産業について、自立的にすそ産業の人材育成に取り組むことができるように、日・タイ官民四者で、研修実施体制整備のプロジェクトを進めています。JICA、JETRO等の連携の下、プロジェクト全体の運営管理、

機材供与、政府への助言のために専門家を派遣するほか、現地日系企業を中心として、タイ人の指導者育成、技能検定制度の整備を行います。また、両国の農協間の協力を推進しており、タイの農産物の品質改善に係る研修や、農村における指導者の育成を支援しています。

→ このほかマレーシアとの経済連携協定に関しては16ページを、メキシコとの経済連携協定に関しては175ページを参照してください

日本は今後も、二国間支援や国際機関との協力を通じ、開発政策と貿易政策の一貫性を確保し、貿易と開発の総合的な観点から開発途上国の多角的自由貿易体制への参画および経済連携の強化を通じた貧困削減・持続的成長に積極的に協力していきます。

注35 : JETRO:Japan External Trade Organization

注36 : 成田、羽田、関西の3空港においては、2007年度も空港展を継続している。

注37 : APO:Asian Productivity Organization

注38 : カンボジア、ラオス、ベトナム、モンゴルを結んでテレビ会議を行った。

注39 : カンボジア、ラオス、ベトナム、ミャンマーから研修員が参加した。

注40 : フン・セン首相も出席した。

## (6) 政府開発援助以外の公的資金(OOF)および民間部門との連携

### < 現状 >

世界全体の開発途上国への資金の流れを見ると、2005年には政府開発援助が全資金流入量の35%、それ以外の公的資金(OOF<sup>(注41)</sup>)や民間資金といった政府開発援助以外の資金は全体の5分の3となっています(DAC統計)。このような資金の流れからも分かるように、開発のためには、政府開発援助とともにその他の公的資金や民間資金が活用されることが重要です。

特に、東アジア地域を中心に、インフラ整備・維持管理のために必要となる膨大な資金需要が存在します。

### < 政府開発援助以外の公的資金の役割 >

日本の民間企業が開発途上国において事業の展開を図る場合、外貨交換や送金に対する規制、法制度変更や、戦争・内乱・政治不安などといったリスクが伴います。そのため、民間金融機関からの融資を受けにくく、積極的な事業展開を図りにくい面があります。

このような困難を取り除くために、JBICや日本貿易保険(NEXI<sup>(注43)</sup>)、アジア開発銀行、世界銀行グループ<sup>(注44)</sup>のような公的機関は、これら海外投資に対する融資や、保険の引受け、民間金融機関と協調しつつ巨額の協調融資を行うなどして、日本企業の開発途上国への事業展開を支援しています。この資金は、政府開発援助より譲許性が低く、政府開発援助には該当しない公的資金(OOF)と呼ばれています。

このような公的資金を活用することで、日本企業の海外事業展開を支援するとともに、融資の受入国では、政府開発援助と同じく、経済成長のためのインフラの整備が促進されることとなります。特にBOT<sup>(注45)</sup>方式で実施されるプロジェクトは、プロジェクトの成果物が最終的に受入国のものとなります。したがって、受入国のその後の経済発展につながるインフラ整備に資することとなり、民間資金の流入を促す役割を果たします。

具体的な動きとしては、2006年1月、60以上の民間企

業、関係団体からなる「アジアPPP推進協議会」が設立され、電力、都市交通、上下水道、情報通信技術(IT)・公共サービス等の分野で日本の技術や知識を活用し、アジアを中心とする開発途上国のインフラを整備できるように積極的に取り組んでいます。2007年3月には、インドネシア、ベトナム両国において、日本政府とアジアPPP推進協議会の共催による官民一体となった政策対話(PPPフォーラム)を開催しました。両国におけるフォーラムは共に盛況で、高い関心が示されるとともに、日本と両国政府との間で協力の覚書が交わされるなど成果も上がっています。



日本・ベトナム政府間でMOU(覚書)を締結(写真提供：経済産業省)

注41：OOF:Other Official Flows

注42：PPP:Public Private Partnership

注43：NEXI:Nippon Export and Investment Insurance

注44：国際復興開発銀行(IBRD:International Bank for Reconstruction and Development)、国際開発協会(IDA:International Development Association)、国際金融公社(IFC:International Finance Corporation)、投資紛争解決国際センター(ICSID:International Centre for Settlement of Investment Disputes)、多数国間投資保証機関(MIGA:Multilateral Investment Guarantee Agency)をあわせて世界銀行グループと称する。それぞれの機関間は世界銀行総裁の指揮・総括の下で業務を遂行している。

注45：BOT:Build, Operate and Transfer-scheme. 民間企業がプロジェクトを建設・運営し、事業期間終了後、ホスト国にそのプロジェクトを譲渡する方式。

### ＜ 民間・大学等との連携推進の取組 ＞

政府開発援助における民間部門との連携を強化する動きも進められています。政策レベルでは、外務省と経済団体、商社、コンサルティング会社等経済界の間で随時意見交換が行われ、政府開発援助と民間企業の活動の効果的な連携の方法について検討が進められています。

政府開発援助の実施に際しては、JICAでは、開発途上国で実施している技術協力プロジェクトに対し、民間の活力、創意、ノウハウをより一層いかせるように「提案型技術協力<sup>(注46)</sup>」を実施しています。2006年度は、インドネシアの「小地域統計情報システム開発プロジェクト」、スリランカの「南部地域の村落生活向上プロジェクト」が新たに開始されました。このほか、民間団体に事業を委託するプロジェクトにおいては、新規に69件(2005年度は56件)を契約して、民間の活力を積極的に活用しています。こうした業務実施契約に基づく技



インドネシアの小地域統計情報システム開発プロジェクトで研修中の受講生たち  
(写真提供：JICA)

術協力プロジェクトには、非政府組織(NGO)や大学へ委託するケースも見られるようになり、多様な団体のノウハウの活用が進んでいます。

円借款においても、大学等との連携が進んでいます。例えば、中国における「寧夏回族自治区水環境整備計画」では、島根大学が寧夏回族自治区における水セクター(再生水)の現状調査および研修計画作成等への知的支援を行いました。また、日本国内で研修を行う予定ですが、これについても島根大学の協力により、島根県をはじめ福岡市等での研修を予定しています。このほかにも、スリランカでは、北海道大学から実施済みの円借款事業における感染症対策について、改善や更なる推進を図るための提言がなされました。

JBICは、開発途上国で多様化する支援の必要性をきめ細かくとらえるため、2001年度から提案型調査、発掘型案件形成調査を導入しています。提案型調査は、日本国内の団体などからの提案に基づき、円借款事業に役立つ知見や情報の蓄積を図るものです。これに対し発掘型調査は、同じく日本国内の団体などからの提案に基づき、将来の具体的な支援案件を発掘・形成することが目的です。2006年度には、提案型調査については東洋学園大学の知見を活用した中国の「貧困大学生援助策の実態および支援体制構築」など5件、発掘型調査についてはイラクの「クルド地域における水力発電案件」など14件を採択しました。また、2006年度から、提案型調査については、国・地域や分野も含めた、テーマのアイデア自体を提案団体が提案する「フリーテーマ」枠を導入しています。

注46：開発途上国政府の要請書に基づく公示に対する民間の提案に基づき、当該団体に実施を委託するタイプと、開発途上国の開発課題に対する民間の提案に基づき、当該団体にプロジェクトの形成から実施までを委託するタイプがある。

## (7) 債務問題への取組

### < 現状 >

開発途上国が債務として受け入れた資金を有効に利用し、将来的に成長が実現するなど、返済能力が確保される限りにおいては、債務は経済成長に資するものです。しかし、返済能力が乏しく過剰に債務を抱える場合には、債務は開発途上国の持続的成長の阻害要

因となり、大きな問題となります。

債務の問題は、債務国自身が改革努力などを通じて自ら解決しなければならない問題ですが、過大な債務が開発途上国の発展の足かせになってしまうことは避けなければなりません。

### < 日本の取組 >

日本は、開発途上国で債務問題が発生することがないように十分配慮して援助を行うとともに、債務問題が発生している国については、債務国自身の努力により中長期的な成長が達成され、債務返済能力が回復することが必要であるとの立場を基本としながら、国際的な枠組みの中で問題解決に取り組んでいます。

具体的には、日本は、パリクラブにおける合意を受けた債務の繰延(リスケジューリング)<sup>(注47)</sup>、免除、削除措置によって、債務救済措置に協力しています。

2004年のG8シーアイランド・サミットでは、主要先進国が重債務貧困国(HIPC<sup>(注48)</sup>)イニシアティブ<sup>(注49)</sup>の完全な実施と、最貧国の債務持続性確保に取り組んでいくことを再確認しました。

また、G8は、2005年、イギリスで開催されたG8グレンイーグルズ・サミットにおいて、重債務貧困国が国際通貨基金(IMF<sup>(注50)</sup>)、国際開発協会(IDA<sup>(注51)</sup>)およびアフリカ開発基金に対して抱える債務を100%削減するとの提案に合意しました(マルチ債務救済イニシアティブ(MDRI<sup>(注52)</sup>))。

最貧国の債務問題について、日本は、拡大HIPCイニシアティブの適用が決定されている29か国に対して、G7各国が貢献した債務救済措置(債務免除方式、約259億ドル)の約5分の1に当たる約56億ドル(約6,163億円)の債務削減を実施することになります。これは、同イニシアティブにおける最大級の貢献です。日本は、今後とも同イニシアティブを迅速かつ着実に実施に移していきます。

日本は従来、債務救済のために無償資金協力(債務救済無償)による円借款債務の救済を行ってきまし

たが、債務問題のより早期の解決、債務国の負担の軽減、政府開発援助の透明性および効率性の観点から、2003年度から、旧来の債務救済無償の対象国に対しては、円借款債務の免除という形で債務救済を実施することとしました。2006年度には、日本は拡大HIPCイニシアティブに基づき、2か国に対して合計約315億円(カメルーン約100億円、マラウイ約215億円)の円借款債務を免除しました。また、パリクラブにおける合意で対象とされた付保商業債権<sup>(注53)</sup>についても9か国に対して合計約1,003億円(タンザニア約637億円、ホンジュラス約116億円等)の債務免除を実施しました。これにより、2006年度のHIPCイニシアティブに基づく公的債務免除の総額は約1,318億円となり、2003年度から開始したHIPCイニシアティブによる債務免除は総額約5,051億円に上りました。日本としては、債務免除が債務国の貧困削減を含む社会経済開発に資するよう国際社会と協調して貧困削減戦略文書(PRSP<sup>(注54)</sup>)の下でモニタリングを行うこととしています。

また、重債務貧困国以外の低所得国や中所得国(以下「非HIPC」)についても、重い債務を負っている国があり、これらの負担が中長期的な安定的発展の足かせとならないように適切に対応していく必要があります。非HIPCが抱える債務問題については、従来以上に債務国の債務持続性に焦点を当て、各債務国の状況に見合った措置が個別に検討されています<sup>(注55)</sup>。日本は、非HIPCに対し、パリクラブの合意に基づき、2006年5月にドミニカ共和国、同11月にエクアドルに対して債務救済を行いました。

注47：債務の繰延とは、債務救済の手段の一つであり、債務国の債務支払の負担を軽減するために、一定期間債務の返済を延期する措置。

注48：HIPC:Heavily Indebted Poor Countries

注49：HIPCイニシアティブは、1999年のG8ケルン・サミットにおいてG7が二国間ODA債権の100%削減など更なる債務救済措置につき合意し、拡大HIPCイニシアティブ(ケルン債務イニシアティブ)となった。

注50：IMF:International Monetary Fund

注51：IDA:International Development Association

注52：MDRI:Multilateral Debt Relief Initiative

注53：付保商業債権とは、各債権国の政府もしくは政府機関の貿易保険が付された日本の商業上の債権のことである(日本の場合は、NEXIの付保が対象)。なお、日本の企業が行う輸出・輸入等の対外取引において生ずる、通常の保険によって救済することができない危険を保険する制度を貿易保険という。

注54：PRSP:Poverty Reduction Strategy Paper

注55：エビアン・アプローチ。G8エビアン・サミットで合意され、パリクラブにおいて具体的な実施方針について合意された非HIPCについての債務救済方式。

## 2. 社会開発への支援

開発途上国の貧困削減のためには、持続的成長に向けた経済的な取組に加え、教育や保健などの基礎社会サービスを受けられないことや、性別による社会的格差(ジェンダー格差)、意思決定過程への参加機会がないことに対する社会的、政治的な取組を行っていく必要があります。世界共通の開発目標であるミレニアム

開発目標(MDGs)でも、初等教育の普及、保健の改善やジェンダー平等の推進等が8つの目標の中に掲げられ、国際社会は2015年までの達成を目指して努力しています。以下では、日本の社会開発への支援について説明します。

### (1) 教育

#### < 実績 >

2006年度の教育分野の実績は、無償資金協力が約109億円(15か国)、円借款が約279億円(2か国)、技

術協力では、1,871人の研修員受入、535人の専門家派遣、320人の協力隊員を派遣しました。

#### < 現状 >

教育は、それぞれの国の経済社会開発において重要な役割を果たすとともに、人間一人ひとりが自らの才能と能力を伸ばし、尊厳を持って生活することを可能にします。

しかし、世界には、様々な理由から、今なお学校に通うことのできない子どもたちが7,700万人以上もあり、そのうち女子が約6割を占めています。また、最低限の識字能力を持たない成人も7億8,000万人に上り、その

3分の2が女性です<sup>(注56)</sup>。

このような状況の改善に向け、国際社会は、1990年から、すべての人に基礎的な教育の機会を提供する「万人のための教育<sup>(注57)</sup>」の実現に取り組んでいます。2000年には「万人のための教育ダカール行動枠組」によって具体的な目標が設定され、MDGsにも2015年までの初等教育の完全普及の達成等、ダカール行動枠組の内容が盛り込まれました。

図表II-13 ダカール教育枠組とミレニアム開発目標の関係図

#### 「万人のための教育」ダカール行動枠組(抄) 2015年までの達成を目指す

- ① 就学前の教育の拡大と改善
- ② 無償で良質な初等教育をすべての子どもに保障
- ③ 青年・成人の学習ニーズの充足
- ④ 成人識字率(特に女性)を50%改善
- ⑤ 教育における男女平等の達成
- ⑥ 教育のあらゆる側面での質を改善

#### ミレニアム開発目標(抄) 2015年までの達成を目指す

- ① 極度の貧困と飢餓の撲滅
- ② 初等教育の完全普及の達成
- ③ ジェンダー平等推進と女性の地位向上  
(教育における男女間格差の解消)
- ④ 乳幼児死亡率の削減
- ⑤ 妊産婦の健康の改善
- ⑥ HIV/エイズ、マラリア、  
その他の疾病のまん延の防止
- ⑦ 環境の持続可能性確保
- ⑧ 開発のためのグローバルなパートナーシップの推進

注56：UNESCO「グローバル・モニタリング・レポート2007」

注57：万人のための教育

1990年にタイのジョムティエンで開催された「万人のための教育(EFA:Education for All)世界会議」において、基礎教育(生きるために必要な知識・技能を獲得するための教育および基礎的学習のニーズを満たすための教育)がすべての子ども、青年、成人に提供されねばならないことが確認された。2000年にセネガルのダカールで開催された「世界教育フォーラム」では、EFAの達成に向けた具体的な目標(「ダカール行動枠組」)が設定された。

## < 日本の取組 >

日本は、従来「国づくり」と「人づくり」を重視し、開発途上国における基礎教育、高等教育および職業訓練の拡充に向けた支援に加え、日本の高等教育機関への留学生受入などを通じた幅広い分野における人材育成支援に取り組んでいます。

日本は2002年に「成長のための基礎教育イニシアティブ(BEGIN<sup>(注58)</sup>)」を発表し、開発途上国の「万人のための教育」の達成に向けた努力を支援しています。BEGINでは、学校建設等のハード面の支援と教員養成等のソフト面の支援を組み合わせ、教育の機会の確保、質の向上、そしてマネジメントの改善の3点を重点項目として取組を積極的に支援しています。

また、国際的な教育目標である「2015年までの初等教育の完全普及」等を目指す国際的な支援枠組みとして、2002年に世界銀行の主導で発足した、ファストトラック・イニシアティブ(FTI<sup>(注59)</sup>)は、FTIの承認を受けた国を含む多くの開発途上国に対して二国間援助や国際機関を通じた支援を実施しています。これに加え、2007年、日本はFTIの関連基金に対して約2億7,840万円の新規拠出を行うことを表明しました。また、2008年にはFTI運営委員会の共同議長国にG8代表として就任し、FTIの議論に深く関与することとなります。2007年

6月のG8ハイリゲンダム・サミットにおいても、FTIへの協力が合意されています。

さらに日本は、技術教育や高等教育を通じて、その国の経済を支える人材育成、社会基盤の底上げに資する支援を行っています。具体的には、現地の雇用状況に合った技術教育の実施や産業界と効果的に連携を進め、また女性の自立を助けるための小規模融資と組み合わせた職業訓練の支援も行っています。高等教育分野でも、その量・質の拡充とともに、近年では国境を越えた高等教育機関のネットワーク化を推進しています。

日本は、2002年8月の持続可能な開発に関する世界首脳会議において、「国連持続可能な開発教育(ESD<sup>(注60)</sup>)の10年」を提唱しました。同年12月の国連総会でこの提案が採択されました。これを受けて、国連教育科学文化機関(UNESCO<sup>(注61)</sup>)がESD主導機関となり「ESD」の10年を国際的に推進するための「国際実施計画」を策定・採択しました。日本はUNESCOおよび加盟国への取組強化を働きかけており、2005年から「ESD信託基金」をUNESCOに拠出しているほか、2007年の第34回UNESCO総会では、「ESDの10年」の更なる推進のための決議を提案し、採択されるなど、関連事業を積極的に支援しています。

## < 理数科・理工系教育支援 >

理数科教育は、開発途上国が科学技術の進歩や経済・社会の発展を実現するために不可欠です。また、人間の探究心や論理的思考、創意工夫・発明の力をかん養し、創造的で豊かな人間性を育む役割も担っています。日本は、明治以降の教育の近代化とともに、科学技術振興に向けて理数科教育を拡充して、今日の経済発展を支える人材を育成しました。こうした経験に

基づき、日本は開発途上国の理数科・理工系教育の質の改善に積極的に取り組んでいます。また日本による理数科・理工系教育支援は、アフリカにおける初等中等理数科教育強化計画および域内連携ネットワーク(SMASSE-WECSA<sup>(注62)</sup>)、中南米における算数大好きプロジェクト<sup>(注63)</sup>など、各地域で広域協力へと発展しています。

## < ネパールにおける援助協調 >

ネパールでは、基礎教育分野の援助に関して、1990年代から、援助協調やネパール政府のプログラムに基づいた取組を進めてきました。現在は、「万人のための教育」に関する2004年から2009年の取組に対して、各援助国・機関が協調して援助を行っています。具体的には、世界銀行、ノルウェー、英国、フィンランド、デンマークが財政支援を行い、日本、ユネスコ、国連児童基金(UNICEF<sup>(注64)</sup>)が財政支援以外の援助を行う形で、援助協調を進めています。日本の支援としては、無償資

金協力を通じた小学校の建設や、NGOと連携した地域社会への啓もう普及活動などがあります。特に、小学校の建設に関しては、建設に必要な資材を日本が提供する一方で、資材の運搬や配布、建設の監督を日本からの支援を得ながらネパール国が実施し、建設作業は住民の参加を得て実施するという、効率性と自主性に優れた実施方法を確立しました。この結果、2005年までに8,024教室を建設し<sup>(注65)</sup>、ネパールおよび他の援助国・機関からも高く評価されています。

注58 : BEGIN:Basic Education for Growth Initiative

注59 : FTI:Fast Track Initiative、EFAダカール行動の枠組やMDGsに含まれている「2015年までの初等教育の完全普及」の達成等を目指す国際的な支援枠組みで、2002年4月に設立された。

注60 : ESD:Education for Sustainable Development、持続可能な社会の実現を目指し、私たち一人ひとりが世界の人々や将来世代、また環境との関係性の中で生きていくことを認識し、よりよい社会づくりに参画するための力を育む教育。

注61 : UNESCO:United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization

注62 : SMASSE-WECSA:Strengthening of Mathematics and Science in Secondary Education Project in Western ,Eastern, Central and Southern Africa. 現在30か国以上のアフリカ諸国が参加している。

注63 : ホンジュラスの算数指導力向上プロジェクト(PROMETAM:Proyecto de Mejoramiento de Enseñanza Técnica en el Área del Matemática)を中心とした支援。

注64 : UNICEF:United Nations Children's Fund

注65 : 交換公文(E/N)金額総計62.71億円

### < 紛争終結後の国づくりにおける教育への支援 >

紛争終結後の国づくりにおいて、教育は復興の基盤となるばかりでなく、相互理解を促進し平和の礎ともなるものです。また、個人の能力開発を行うことにより、個人が外部の脅威から自らを守る力をつけるという、人間の安全保障を推進する観点からも重要です。例えばアフ

ガニスタンでは、識字教育や除隊兵士の社会復帰のための技能訓練などを支援しています。また、スーダン、エリトリア、ルワンダなどの紛争終結国においても、基礎的な職業訓練などを通じて貧困層の人々の生計向上を支援しています。

#### アフガニスタン「識字教育支援」

アフガニスタンでは、内戦やタリバン支配の結果、国の教育システムが破壊され、多くの国民が教育を受ける機会を逸しました。その結果、成人識字率は男性30%、女性5%にとどまり、非識字人口は700万人に上ると推定されています。これら教育の機会を得ることができなかった人々が、自らの課題解決能力を高め、生活を向上させ、開発に参加し、今後の同国の平和の定着、民主的な国家の建設、経済的・社会的発展を図る上で、識字教育の推進は重要かつ緊急な課題となっています。

日本は、2002年1月のアフガニスタン復興支援国際会議を踏まえ、同年9月から、ユネスコに設置した人的資源開発信託基金を通じて、識字教育とノン・フォーマル教育<sup>(注66)</sup>の推進を目的とする「ランド・アフガン・プロジェクト (LAND AFGHAN)」を支援しました。LAND AFGHANで開発した識字教育カリキュラムが、国家カリキュラムとして採用されたのを受け、ダリ語とパシュトゥ語の識字入門書を作成しました。これらの成果について、アトマル教育相は、「アフガニスタンの教育発展の礎となるもの」と称賛しています。また日本は、2006年3月から、JICAを通じて、アフガニスタンが識字教育を推進するにあたって中核となる教育省識字局のデータ管理、教本・教具等の在庫管理システムの改善、研修の実施と、識字教室の展開に向けてニーズ調査、詳細計画の策定、NGO委託による事業実施等を支援<sup>(注67)</sup>しています。



カブール州の識字教室の様子(写真提供: JICA)

### < 教育研究関係者の知見および現職教員の活用 >

開発途上国の持続的発展に貢献するため、日本は文部科学省を中心に「国際協力イニシアティブ」を推進しています。具体的には、大学等の知見をいかした国際協力活動を促進することを目的に、①日本の教育研究関係者が有する知見をもとに教材やガイドライン等を作成し、それらを活用できるように公開すること、②日本の大学が提供できるもの(人材、教育研究機能等)と途上国の大学が必要としているものに関する情報を収集し、マッチング状況を分析すること、③専門家で構成する分野別の委員会を核とする人的なネットワークを整備し、分野別の動向分析、助言を行うこと等に取り組んでいます。

また、日本の教育経験をいかした国際協力を進める

上で、現職の教員が途上国において協力活動に従事することは非常に有益です。また、現職教員が開発途上国において、様々な障壁を克服し協力活動に従事することは、問題への対処能力や指導力の向上、視野の拡大など教員の資質能力の向上が期待されるほか、さらに帰国後は自身の貴重な体験を教育現場に還元でき、ひいては日本の教育の質を高めることにもつながります。こうした観点から、現職教員の青年海外協力隊(JOCV<sup>(注68)</sup>)への参加を促進するために、2001年度に「青年海外協力隊現職教員特別参加制度」<sup>(注69)</sup>を創設しました。2002年度から2007年度派遣分の6年間で累計437名の現職教員が派遣され、多くの国で教育協力活動に携わり、活躍しています。

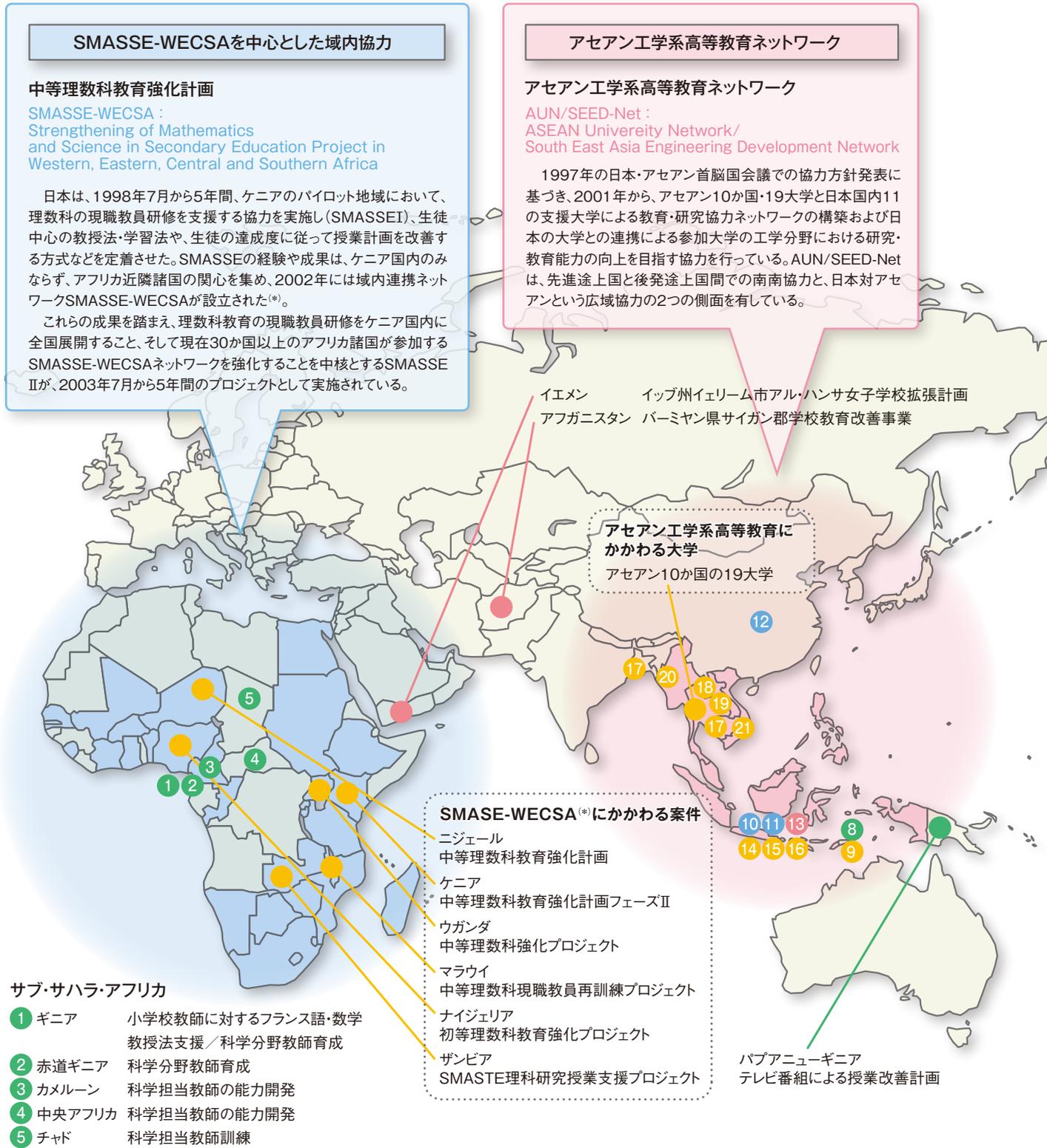
注66：ノン・フォーマル教育:学校教育外の教育活動で、正規の教育を受けていない、子どもや成人を対象としている。

注67：「識字教育強化プロジェクト(Support for Expansion and Improvement of Literacy Education in Afghanistan)」

注68：JOCV: Japan Overseas Cooperation Volunteers

注69：文部科学省がJICAに推薦した教員は、一次選考が免除され、また日本の学年にあわせて、派遣前訓練開始から派遣終了までの期間を4月から翌々年の3月までの2年間(通常2年3か月)とするなど、現職教員が参加しやすい仕組みとなっている。

図表II-14 日本の理数科教育支援の実績



\* 本ネットワークは、当初中等教育のみを対象としていたが、その後初等教育も対象とすることとなり、2006年に「Secondary」を取り、「SMASSE-WECSA」と改称された。

●技術協力 ●無償資金協力 ●有償資金協力 ●国際機関を通じた援助

PROMETAMを中心とした域内協力

算数指導力向上プロジェクト

PROMETAM :  
Proyecto de Mejoramiento de  
Enseñanza Técnica en el Área del Matemática

ホンジュラス国における算数教育の遅れは、国語(スペイン語)と並んで高い留年率・退学率の最大の原因になっていることから、日本は、2003年4月から3年間、小学校1～6年生を対象とする教員用指導書と児童用作業帳の作成、そしてこれらの教材を使用した教員研修、さらに授業評価に対する協力を実施した(PROMETAM I)。同協力により作成された指導書と作業帳は、ホンジュラスにおいて算数科の国定教科書として認定され、2005年6月には全国配布されている。

これらの成果を踏まえ、また1989年度に無償資金協力で建設された国立教育実践研究所を拠点として、ホンジュラス国における教員養成の更なる充実と、PROMETAMIの成果を、広域協力として、中米近隣諸国に普及することを目指し、PROMETAMIIが、2006年4月から5年間のプロジェクトとして開始されている。

PROMETAMにかかわる案件

グアテマラ  
算数指導力向上プロジェクト  
エルサルバドル  
初等教育算数指導力向上プロジェクト

ホンジュラス  
算数指導力向上プロジェクトフェーズII  
ニカラグア  
初等教育算数指導力向上プロジェクト  
ドミニカ共和国  
算数指導力向上プロジェクト

アジア

- 8 東ティモール 科学技術教育支援
- 9 東ティモール 東ティモール大学工学部支援プロジェクト
- 10 インドネシア ハサヌディン大学工学部整備計画
- 11 インドネシア ジョグジャカルタ特別州ICT活用教育質向上計画
- 12 中国 人材育成事業(3件)
- 13 インドネシア アル・ムナワラ・イスラム寄宿学校理科学技術室整備計画
- 14 インドネシア 前期中等理数科教員研修強化プロジェクト
- 15 インドネシア ガジャマダ大学産学地連携総合計画プロジェクト
- 16 インドネシア スラバヤ工科大学情報技術高等人材育成計画
- 17 バングラデシュ 小学校理数科教育強化プロジェクト
- 18 ラオス 理数科教員養成プロジェクト
- 19 ラオス 国立大学工学部情報化対応人材育成機能強化プロジェクト
- 20 ミャンマー 児童中心型教育強化プロジェクト
- 21 ベトナム ホーチミン工科大学地域連携機能強化計画プロジェクト

中南米

- 6 コロンビア 数学・自然科学教育養成システム強化プロジェクト
- 7 チリ 算数教育改善プログラム

広域  
「算数大好き」広域プロジェクト

I 1

I 2

I 3

II 1

II 2

資料

略語一覧

用語集

索引

## (2) 保健医療・福祉

### < 実績 >

保健医療・福祉分野の2006年度の実績は、無償資金協力約181億円(36か国)、技術協力では、4,841人の研修員受入、675人の専門家派遣、337人の協力隊

員を派遣しました。

### < 現状 >

多くの開発途上国においては、先進国であれば日常的に受けることができる基礎的な保健医療サービスを依然として受けることができずに、多くの人が苦しんでいます。具体的には、予防接種や環境衛生などが整備されていないために、感染症や栄養障害、下痢症などの回避可能な原因によって、毎日3万人以上の子どもが命を落としています。また妊娠中および出産時

に、助産師などの専門技能者の立ち会いがなかったり緊急産科医療にかかれないうえに、毎年50万人以上の女性が命を落としています<sup>(注70)</sup>。ミレニアム開発目標(MDGs)では、保健医療分野の目標として、乳幼児死亡率の削減、妊産婦の健康の改善、感染症などのまん延防止の3つが掲げられています。

→ 感染症対策については114ページも参照してください

### < 日本の取組 >

2005年6月、日本は、「保健関連MDGsに関するアジア太平洋ハイレベル・フォーラム」を開催し、この会議の場で、2005年度から2009年度までの5年間で50億ドルをめどとする支援を行う『保健と開発』に関するイニシアティブ(HDI)<sup>(注71)</sup>を発表しました。このイニシアティブに基づき、日本は、感染症対策、母子保健対策、保健医療システムの整備のほか、分野横断的支援、例えば、ジェンダー平等のための支援、教育、水と衛生、病院施設等のインフラ整備などへの取組によって、保健医療の基盤強化などに資する包括的支援を行っています。また、2006年には、外務省、関係省庁、JICA、JBIC等

から構成される保健医療分野タスクフォースを立ち上げました。二国間および国際機関を通じた支援を、より一貫性、整合性を持って効果的に遂行することを目的としています。これまでに、鳥・新型インフルエンザへの対策や、アフリカにおける保健・医療の在り方などについて、情報交換、議論を行ってきています。特にポリオ対策に関しては、当面、ナイジェリアなどポリオ撲滅を達成していない4か国を中心とした支援を強化するとの方針を策定し、UNICEF<sup>(注72)</sup>を通じたポリオ・ワクチン支援を実施中です。

### ● 保健医療体制の基盤整備に関する支援

開発途上国に対する国際社会の支援は、HIV/エイズ、結核、マラリアなどの直接的な疾病に関する対策に焦点が当てられてきましたが、日本は、同時に保健医療の基盤強化を行うことが、膨大な保健分野の課題へ取り組むために重要だと考えています。日本は、より多くの人々へ平等に基礎的な保健医療サービスを提供し、人々が自らの健康を守り、改善していくための能力強化と環境づくりを進めることを目的とし、開発途上国の実情に即した保健医療制度の構築、地域保健医療の強化、予防活動の強化、保健医療に携わる人材の育成、

保健医療インフラの整備などを支援しています。

アフリカの一部の国では、地方分権化と直接財政支援による地方自主財源の増加に伴い、地方の保健行政官の管理能力強化が急務の課題となっています。タンザニアでは、モロゴロ州をモデル地区に選定し、州・県の保健行政官に対して、情報管理などの技術支援、地域の実情に即したデータを活用しながらの地域保健計画の策定・実践・評価に関するシステム構築を行いました<sup>(注73)</sup>。これは、地方保健行政システムの模範として、タンザニア政府から高い評価を受けています。

注70：(出典) Human Development Report UNDP(2003)

注71：HDI: Health and Development Initiative

注72：UNICEF: United Nations Children's Fund

注73：モロゴロ州保健行政強化プロジェクト

### ● 母子保健に関する支援

母子保健を取り巻く問題は、医療サービス、医療制度、公衆衛生から、母親となる女性を取り巻く社会環境まで多岐にわたっています。開発途上国、特に後発開発途上国(LDC<sup>(注74)</sup>)においては、妊産婦の健康の改善、乳幼児の死亡・疾病の低減、性感染症・HIV/エイズへの対策が急務となっています。

妊産婦の健康の改善については、助産師・看護師など母子保健サービスに従事する人材の育成、緊急産科の体制整備、緊急産科施設への物理的・社会的アクセスの確保(道路の整備や、女性が適切な産科診療を受けることのできる社会環境の構築など)に対する支援を実施しているほか、望まない妊娠の低減のために、家族計画の教育・情報提供、避妊法・避妊具(薬)の普及、思春期人口への教育の推進などへの支援にも取り

組んでいます。例えば2006年度には、カンボジア・コンポンチャム県において「地域における母子保健サービス向上プロジェクト」を開始し、地域レベルでの保健医療従事者の育成や伝統的産婆との協働体制の構築、地域住民の啓もう活動などを通じた妊娠・出産にかかわる健康管理の向上に取り組んでいます。

乳幼児の死亡・疾病の低減については、乳幼児の死亡原因となりうるポリオ、はしか、破傷風などの疾病に対する予防接種や、蚊帳の配布等のマラリア対策を支援しています。また、小児下痢症に対し経口補液の普及を図った基礎医療サービス支援も実施しています。

→ マラリア対策のための蚊帳の配布についてはI部17ページ、II部117ページも参照してください

#### 海を渡った日本の母子手帳

日本の経験をいかした母子健康手帳の普及はインドネシアの乳幼児死亡率の改善をもたらしました。さらにパレスチナ<sup>(注75)</sup>でも母子保健サービスの改善や母子保健の啓発とともに、アラビア語初の母子手帳の作成、普及を支援し、パレスチナ全域の母子保健の向上を目指しています。また、モロッコ<sup>(注76)</sup>では「女性健康手帳」の開発を支援し、女性の健康管理の手段として全国に普及しています。母子健康手帳や女性健康手帳は適切なサービスを受けるために必要な情報を本人と医療従事者に提供し、女性自身の健康管理への参画を促し、途上国の母子保健を向上させることに役立っています。



アラビア語初の母子手帳をパレスチナに

アラビア語版母子手帳の表紙



#### HIV/エイズの母子感染対策

HIV/エイズの母子感染対策としては、予防の側面と治療の側面から取り組まなければなりません。保健サービスや情報へのアクセスを考慮し、例えば妊娠・出産にかかわる健康管理のため、性感染症対策や自発的な検査とカウンセリング(VCT<sup>(注77)</sup>)活動を行うなどして、多方面からの配慮と包括的なアプローチで支援を行っています。

日本は、2005年度にマダガスカルで実施した「マジュンガ州母子保健施設整備計画」などのように、母子保健医療の改善および母子保健従事医療者の技術向上・育成を目的とした二国間協力に取り組んでいます。

注74 : LDC:Least Developed Countries

注75 : 「母子保健に焦点を当てたリプロダクティブヘルス向上プロジェクト」

注76 : 「地方村落妊産婦ケア改善プロジェクト」

注77 : VCT:Voluntary Counseling and Testing

## ● 米国・NGO等との連携

日本は、保健分野の援助に関して様々な援助関係機関との連携を進めており、米国国際開発庁(USAID<sup>(注78)</sup>)との間では、2002年以降、「保健分野における日米パートナーシップ」に基づき効率的・効果的な援助実施のために連携を行っています。具体的な内容は、JICAとUSAIDの人事交流や、合同でのプロジェクト形成調査や評価の実施などです。実際のプロジェクト実施における連携としては、2005年から行われているセネガルでの「エイズ・性感染症対策、家族計画」支援において、JICAの技術協力プロジェクトとUSAIDに加え、国連人口基金(UNFPA<sup>(注79)</sup>)、国際NGOとの連携を通じて、青年カウンセリングセンターの設置、啓発活動を全国で展開しました。さらに、JICA、USAID、UNFPAの三者で避妊具の供与を行っており、2007年まで支援を行う予定です。このほかにも、ザンビア、タンザニアでエイズ、性感染症対策支援、ナイジェリアでマラ

リア対策支援、カンボジアでエイズ・結核対策支援を行うなど、日米の連携は広がっています。

また、地球規模の保健、感染症、人口に関する、外務省とNGOとの懇談会を1994年から行っており、現在までに76回開催<sup>(注80)</sup>しています。家族計画国際協力財団(JOICFP<sup>(注81)</sup>)が事務局となり、これらの分野におけるプロジェクトの形成調査団へのNGOの参加や、プロジェクトの実施、評価をNGOと共同で行うなど、積極的に連携を行っています。

このほか、2002年に設立された世界エイズ・結核・マラリア対策基金(GFATM<sup>(注82)</sup>)、以下、世界基金)は、政府間協力を超えて広範な官民パートナーシップを実現しており、日本は、世界基金の設立当初から重要な役割を果たしています。

→ 世界基金については115ページも参照してください

### 第5回ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合

2007年8月末、東南アジア諸国連合(ASEAN)事務局および世界保健機関(WHO)の協力を得て、ASEAN10か国から社会福祉および保健医療政策を担当するハイレベルの行政官を招へいし(次官級1名を含む計41名が参加)、第5回ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合を開催しました。会合では、「社会福祉・保健医療サービスの連携と人材育成・地域開発」のテーマの下、地域における高齢者の福祉および保健サービスの提供、福祉と保健の連携、人材育成、地域開発に焦点を当てて、各国の状況、対応策、モデル事例といった情報・経験が共有され、今後のASEAN諸国の取組に向けて建設的な提言が行われました。

注78 : USAID:United States Agency for International Development

注79 : UNFPA:United Nations Population Fund

注80 : 2007年11月現在

注81 : JOICFP:Japanese Organization for International Cooperation in Family Planning

注82 : GFATM:Global Fund to Fight AIDS, Tuberculosis and Malaria

### (3) 水と衛生

#### < 実績 >

2006年度は、水と衛生分野で、無償資金協力約216億円(30か国)、円借款約3,385億円(13か国)を合わせた約3,601億円の協力を行いました。

技術協力については、2006年度は633人の研修員

受入、64人の専門家を派遣しました。この結果、日本水協力イニシアティブで発表した目標(2003年度から5年間で約1,000人)に関し、累計で派遣した専門家は541人、受け入れた研修生は4,001人となりました。

#### < 現状 >

世界保健機関(WHO)と国連児童基金(UNICEF<sup>(注83)</sup>)が作成した「水と衛生に関するMDG達成に向けて—都市部・村落部での挑戦の10年—」(2006年)によると、上水道や井戸などの安全な水を利用できない人口は2004年に世界で約11億人おり、そのうち、アジアが約6億人、アフリカが約3億人となっています<sup>(注84)</sup>。また、世界で約26億人が下水道などの基本的な衛生施設を利用できない状況にあり、うちアジアが約19億人、アフリカが約5億人となっています。

水と衛生の問題は人の生命にかかわる重要な問題であり、同報告書によると年間約160万人の幼い子どもの命が奪われているのが現状です。このような状況を反映し、国連はミレニアム開発目標(MDGs)の中で

「安全な飲料水および基本的な衛生施設を継続的に利用できない人の割合を2015年までに半減する」という目標を掲げるとともに、2005～2015年を「『命のための水』国際の10年」として様々な取組を進めています。例えば、国連持続可能な開発委員会(CSD<sup>(注85)</sup>)は、2004～2005年に水、衛生施設および人間居住を特定テーマとしてとりあげ集中的に討議し、2005年4月に政策決定文書を発表しました。また、国連「水と衛生に関する諮問委員会」は、2004年7月の設立以降、2007年6月までに8回開催され、第4回世界水フォーラム(2006年3月)の機会に「橋本行動計画(Hashimoto Action Plan)」<sup>(注86)</sup>を発表しました。

#### < 日本の取組 >

日本は、水と衛生の分野では従来大きな貢献をしています。1990年代から継続的にDAC諸国の中で最大の支援を政府開発援助を通じて行っています。2001年から2005年までの5年間で二国間援助国の37%に当たる48.8億ドルの政府開発援助を実施しました<sup>(注87)</sup>。

2003年3月に京都で開催された第3回世界水フォーラムでは「日本水協力イニシアティブ」を発表し、日本の水分野の援助における包括的な取組を表明しました。また、2006年3月にメキシコ・シティで開催された第4回世界水フォーラムでは、水と衛生分野で国際機関、他の援助国、内外のNGO等との連携を強化し、一層質の高い援助を追求するため、「水と衛生に関する拡大パートナーシップ・イニシアティブ(WASABI<sup>(注88)</sup>)」を発表しました。

また、国際的なパートナーシップの強化のため、日本は、日米水協力「きれいな水を人々へ」イニシアティブに基づき米国との連携を進めています。第4回世界水フォーラムの機会には、日米両国がセッションおよび共同会見を共催し、同パートナーシップの進展と成果を

発表しました。現在、インドネシア、インド、フィリピン、ジャマイカの4か国において、国際協力銀行(JBIC<sup>(注89)</sup>)、国際協力機構(JICA)を通じ、米国国際開発庁(USAID<sup>(注90)</sup>)との間で試験的な協力が行われています。フィリピンでは、USAIDとの間で、JICAを通じ協調して技術協力を行っており、また、JBICを通じ、円借款により支援を受けたフィリピン開発銀行向けの融資とUSAIDの保証制度を組み合わせた事業を実施し、水・衛生事業への民間投資の促進を図っています。

日本は、WASABIにおいても、水利用の持続可能性の追求のため、治水・利水をはじめ統合的に水を管理していくことを重視しており、このような総合的な取組を推進していきます。具体的な案件例として、インドの「オリッサ州総合衛生改善計画」への円借款の供与を決定しました。これは、オリッサ州のブバネシュワール市およびカタク市において、下水道施設、雨水排水施設の整備等を行い、貧困層を含む住民の衛生・生活環境の改善を図るものです。また、オリッサ州では、上下水道事業の運営・維持管理業務を州政府から地方自治体に

注83 : UNICEF:United Nations Children's Fund

注84 : WHO and UNICEF, Meeting the MDG drinking water and sanitation target:the urban and rural challenge of the decade,2006

注85 : CSD:Commission on Sustainable Development

注86 : 国連「水と衛生に関する諮問委員会」の初代議長が橋本龍太郎元総理大臣であったことから、「橋本行動計画」と名付けられた。

注87 : OECD-DACの統計による。

注88 : WASABI:Water and Sanitation Broad Partnership Initiative

注89 : JBIC:Japan Bank for International Cooperation

注90 : USAID:United States Agency for International Development

移管(権限委譲)する等のセクター改革が進められており、このための行動計画がUSAIDの支援によって策定

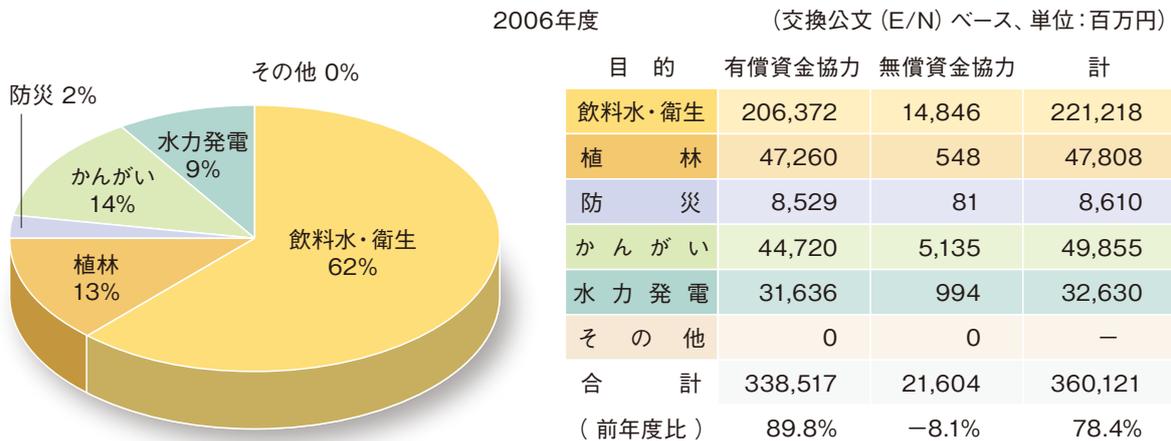
されているところです。本事業においても、USAIDと連携しつつ、権限委譲の取組等を支援していく予定です。

### 中国での水利人材養成

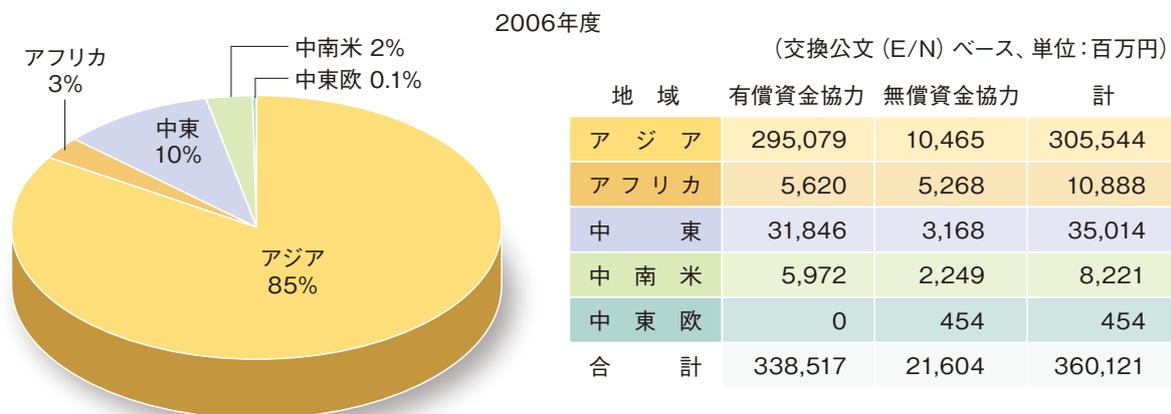
洪水、土砂災害や水資源不足、水土流出、水質・生態環境の悪化、老朽化した危険ダムの補修・管理強化等、水に関する様々な問題を抱えている中国において、これらの課題に的確に対処する水利人材の育成は急務です。

日本は、1993年から専門家を派遣し、2000年からはJICAの技術協力プロジェクトに拡大しました。このプロジェクトでは、研修管理、水資源管理、建設管理、砂防の4分野において水利人材の研修を行い、これを通じて全国の初級・中級技術者の能力向上を図り、洪水や、土砂災害や水不足等の問題に対応することを目的としています。2006年度末までに育成された指導者は3,000人を超え、また研修を受けた指導者からさらに2万人近い水利分野の人材に研修が実施されました。

図表II-15 水と衛生分野の目的別供与実績



図表II-16 水と衛生分野の地域別供与実績



\* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

## (4) 農業・農村支援／水産

## &lt; 実績 &gt;

2006年度は約146億円(30か国)の無償資金協力、約986億円(7か国)の円借款を実施、技術協力では、5,489人の研修員受入、454人の専門家派遣、289人の

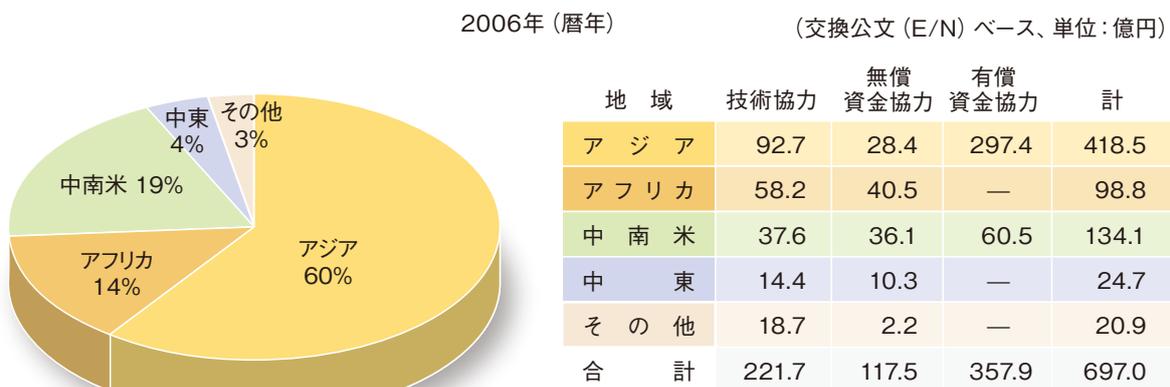
協力隊員を派遣しました。また、貧困農民支援は約48億円、水産無償資金協力は約46億円実施しました。

## &lt; 現状 &gt;

貧困層の約7割が農村地域に居住し、生計を主に農業に依存しているという開発途上国の状況を踏まえると、貧困削減のためには農業・農村開発が不可欠です。ミレニアム開発目標(MDGs)は、「2015年までに飢餓に苦しむ人口の割合を1990年の水準の半数に減少させる」など貧困削減および飢餓の撲滅を主要目標に

掲げています。特にアフリカ地域の状況は深刻で、サブ・サハラ・アフリカの人口の3分の1に当たる約2億人が飢餓に苦しんでいるといわれています<sup>(注91)</sup>。この問題を解決するためには、開発途上国が持続的に食料供給できるような体制を整備することが必要です。

図表II-17 農林水産分野の地域別供与実績



\* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

## &lt; 日本の取組 &gt;

日本は食料不足に直面している開発途上国に対して、危機回避のための短期的な取組として食料援助を行うとともに、飢餓を含む食料問題を生み出している原因の除去および予防の観点から、開発途上国の農業生産性の向上に向けた努力を中長期的に支援する取組も並行して進めています。

具体的には、貧農・小規模農家の食料生産の向上に向けた開発途上国の自助努力支援のための「貧困農民支援」、かんがい施設の整備や流通システム改善などに資する無償資金協力や円借款による支援、農業技術向上や農民組織の育成などのための研修員受入や専門家・青年海外協力隊の派遣による技術協力、さ

らにはNGOなどを通じた小規模かつ地域レベルで行われる活動に対する草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じた支援など、様々な形態による支援を実施しています。

こうした日本の農業分野における援助量は、世界的に見て高い水準にあります。経済協力開発機構開発援助委員会(OECD-DAC<sup>(注92)</sup>)の統計によると、日本の2005年の農林水産分野における援助額は約1,109億円とDAC加盟国中最大であり、同分野における全援助額の約32%を占めています<sup>(注93)</sup>。

また、国連食糧農業機関(FAO<sup>(注94)</sup>)、国際農業開発基金(IFAD<sup>(注95)</sup>)、国際農業研究協議グループ

注91：(出典)FAO日本事務所「サハラ以南アフリカの食料不足と農業・農村開発」(2003年9月)

注92：OECD-DAC:Organisation for Economic Co-operation and Development-Development Assistance Committee

注93：なお、農業支援はDAC加盟国の援助総額約931億ドルのうち、約32億ドルの3.4%となっており、日本の援助総額約173億ドルのうち5.8%を占めている(約束額ベース)。

注94：FAO:Food and Agriculture Organization of the United Nations

注95：IFAD:International Fund for Agricultural Development

(CGIAR<sup>(注96)</sup>)、国連世界食糧計画(WFP<sup>(注97)</sup>)などの国際機関を通じた農業分野への支援も積極的に行っています。

### < 日本の知見をいかした取組 >

日本は、安定的な農業用水の確保および効率的な水利用を図るため、低コスト・節水型の末端かんがい設備の整備手法を開発し、その維持管理を農民自身が行うことを目的とした、農民の組織化に対する支援を実施しています。

2006年度には、ベトナム、カンボジアなどをはじめとするアジアモンスーン地域の水田地帯において、農民参加型水管理組織の育成および能力強化に係る技術協

力を実施しました。同地域の水田地帯では日本が経験と知見を有する農民参加型水管理組織(土地改良区制度)を参考にハード、ソフト両面において持続的な農業・農村開発協力に貢献しています。タイにおいては、既に日本の協力により土地改良区を参考にした農民水管理組織が設立され、農民主体の運営が開始されており、効率的な水利用が図られています。

### < 国際機関との連携 >

日本は国際機関と連携して、農村の開発計画の策定や末端用水路、農道などのインフラ整備に地域住民も参加する「村づくり協力」を進めています。具体的には、農民参加による土地や水利用に関する計画の策定、施設管理や農機具共同利用のための農民組織の設立・強化、必要資材を援助国側が提供することを前提とした農民の賦役による末端用水路や農道などの整備、施設の維持管理のための基金の創設といったハードおよびソフト両面の取組を日本人の専門家が農民に対し

て直接支援しています。このような「村づくり協力」は、協力の効果が直接農民に届くだけでなく、地方政府や農民の自助努力を誘発・促進させる協力手法としても有用です。

2006年度には、モンゴルにおいて村づくりの手法を活用しつつ、地方行政職員や農民等の能力強化の実施と併せ、土壌劣化防止に資する土地利用営農および農業農村開発のモデル計画を策定する調査を開始しています。

### < ネリカ稲の開発・普及支援 >

アフリカの農業生産性を高めるための具体的な取組の一つに、ネリカ稲(NERICA<sup>(注98)</sup>)の開発・普及に対する支援があります。日本は、ネリカ稲の開発拠点であるアフリカ稲センター(WARDA<sup>(注99)</sup>)の活動を支援しているほか、国連開発計画(UNDP<sup>(注100)</sup>)やFAOを通じて普及事業に対する支援を行っています。また、2004年6月からウガンダにネリカ稲普及技術の専門家を派遣し、東アフリカにおけるネリカ稲の普及も進めています。その結果、ウガンダやギニア、コートジボワールでネリカ稲栽培面積が広がっているだけでなく、その周辺国でもネリカ稲の栽培が始まっています。2006年時点で、ネリカ稲の栽培面積は約20万ヘクタールといわれています<sup>(注101)</sup>。しかし、ネリカ稲の普及が比較的進んでいるウガンダにおいても、精米所の不足といった収穫後処理の問題、稲作関係者の人材育成、干ばつ対策としての

補助かんがい方法の確立等取り組むべき課題はあります。今後とも日本は、ネリカ稲の普及を促進し、アフリカ諸国の米の生産量を拡大するとともに流通を改善し、アフリカ地域の食料安全保障に貢献できるように国際機関、NGOなどと協力していきます。



ウガンダでのネリカ米の播種作業の様子(写真提供：船尾修/JICA)

注96：CGIAR:Consultative Group on International Agriculture Research

注97：WFP:World Food Programme

注98：NERICA:New Rice for Africa

注99：WARDA:West Africa Rice Development Association

注100：UNDP:United Nations Development Programme

注101：(出典)WARDA

### < 農業分野における砂漠化対策 >

砂漠化の問題は地球規模における重要課題として注目されており、農業分野においても同問題に直面しています。雨水を利用し営農する天水農業地帯は、発展途上国に広く分布し世界の農用地面積の85%を占めていますが、急速な人口増加や貧困問題などによる家畜の過放牧および過耕作により、農地の土壌が劣化し、砂漠化が進行しています。日本は1998年12月には砂漠化対処条約の締約国となり、開発途上国に対し積

極的・効率的な支援を約束しています。これまで、マリ、ブルキナファソ、ニジェールにおいて砂漠化への取組を行ってきたほか、最近ではエチオピアやモンゴルに対する支援も行っています。これらの地域での取組の中で、砂漠化の進行状況の把握や原因分析、砂漠化の進行が著しい現地の実証ほ場での試行を通じ、農業農村開発に向けた各種の技術マニュアルの開発を行ってきました。

### < 水産分野での取組 >

日本は、水産無償資金協力を通じて、漁業面における日本との友好関係の強化の観点から、関係する開発途上国の水産業の発展に貢献するとともに、水産業に関係するインフラ整備、漁業訓練センターへの訓練機材などの供与を行っています。また、漁業・養殖業などに係る技術協力のほか、草の根・人間の安全保障無償資

金協力により地域漁業団体を通じた零細漁民の生活向上のための支援などを実施しています。また、地域国際漁業機関を通じた協力として、東南アジア漁業開発センター(SEAFDEC<sup>(注102)</sup>)による東南アジア諸国連合(ASEAN)域内の漁業・養殖業開発を支援しており、ASEAN各国から高い評価を得ています。

#### 水産分野での協力の成果

1997～1998年度にセントルシアで実施した「ビューフォート水産複合施設建設計画」により、漁港施設(水揚岸壁、防波堤等)、荷さばき所、小売市場等を整備しました。その結果、ビューフォートの水揚量は、年度ごとに上下はあるものの平均して上昇傾向にあり、同国の主要水揚地として漁業生産の増加に寄与しています。

また、2006年度には、キリバスの「南タラワ水産業関連道路整備計画」に対し、12.85億円の無償資金協力を実施することを決定しました。この計画は南タラワのベシオ地区、バイリキ地区、ビケニベウ地区の合計約10.6キロの道路の改修等を行うもので、交通・流通が活性化されることによる水産業の振興が期待されます。

注102 : SEAFDEC:Southeast Asian Fisheries Development Center

## (5) 社会的性差(ジェンダー)

### < 現状 >

社会通念や社会システムは、一般に、男性の視点に基づいて形成されていることが多く、女性は、様々な面で弱い立場に置かれています。また、世界の貧困

層の約7割は女性であるといわれています。開発途上国の持続的な開発を実現していくためには、男女の均等な開発への参加と受益を図る必要があります。

### < 日本の取組 >

日本は、2003年8月に改定された政府開発援助(ODA)大綱の基本方針において、「男女共同参画の視点」を取り入れ、開発途上国の女性の地位向上に取り組むことを明確にしました。また、2005年2月に策定された政府開発援助に関する中期政策においては、開発に取り組むにあたって反映すべき理念として「ジェンダーの視点」が規定されました。

また、1995年に開発と女性(WID:Women in Development)イニシアティブを策定し、2005年にWIDイニシアティブを抜本的に見直し「ジェンダーと開発(GAD:Gender and Development)イニシアティブ」を新たに策定しています。

従来のWIDイニシアティブは、女性の教育、健康、経済・社会活動への参加という3つの重点分野に焦点を当てていたことに対し、GADイニシアティブは、これに加え、男女間の不平等な関係や、女性の置かれた不利な経済社会状況、固定的な男女間の性別役割・分業の改善などを含む、あらゆる分野においてジェンダーの視点を反映することを重視して策定されています。また、開発におけるジェンダー主流化<sup>(注103)</sup>を推進するため、政策立案、計画、実施、評価のすべての段階にジェンダーの視点を取り入れるための方策を示しています。

### < 国際機関等との連携 >

日本は国連開発計画(UNDP<sup>(注105)</sup>)や国連女性開発基金(UNIFEM<sup>(注106)</sup>)といった国際機関を通じた支援も実施しています。例えば1995年にUNDP内にWID基金を設置し、開発途上国の女性支援を実施してきました。WID基金が2003年にパートナーシップ基金に整理統合された後も、UNDPと連携して開発途上国におけるジェンダー平等に向けて取り組んでいます。2006年度にはUNDPパートナーシップ基金に対して266万ドルを、UNIFEMに対して70.66万ドルの拠出を行いました。また、タイのアジア工科大学院(AIT<sup>(注107)</sup>)においては、「ジェンダー開発講座」の運営費を支援しています。

UNDPパートナーシップ基金を用いた取組としては、中南米、カリブ諸国を対象に、ジェンダーを主流化するための具体的な手段を共有、相談するためのホーム

さらに、政府開発援助大綱の重点課題である貧困削減、持続的成長、地球的規模問題への取組、平和の構築、それぞれについてのジェンダーとの関連、そして、これらに対する日本の取組の在り方を具体的に例示しています。

GADイニシアティブに基づいた取組として、例えば、2006年度に円借款を供与したインドネシアにおける道路、上水、かんがい、医療、教育に関する基礎インフラの整備事業<sup>(注104)</sup>では、女性の意思決定への参加促進に配慮しています。事業計画は地域主体で策定されますが、その際、住民協議参加者のうち少なくとも25%が女性であること、さらに各地域で個別事業を選定する際に、「女性のエンパワーメントに資するインフラ事業」であることを奨励しています。



ナイジェリアの女性の生活向上のための女性センター活性化支援でのグループ討議の様子 (写真提供: JICA)

ページを作成しました<sup>(注108)</sup>。各国のジェンダーに関する支援の必要性を図示し、UNDPが扱う分野(人間開発、MDGs、人権、行政能力(ガバナンス)、紛争・平和構築、HIV/エイズ、環境とエネルギーなど)に対応できる70名の専門家の名簿を作成しました。地域に点在する研究機関、NGO、基本的文献、50件に及ぶ好事例にクlick一つでアクセスができます。こうした取組は、地域レベルの連携・能力強化にもつながり、UNDPでは、西アフリカやアジア太平洋諸国での活用も検討しています。

日本としては、今後とも男女共同参画の視点を重視し、この分野において比較優位を持つ国際機関と連携しながら、公平で効果的な国際協力を目指すとともに、開発途上国の女性の地位向上に一層取り組んでいく考えです。

注103: ジェンダー主流化とは、あらゆる分野でのジェンダー平等を達成するための手段。GADイニシアティブでは、開発におけるジェンダー主流化を「すべての開発政策や施策、事業は男女それぞれに異なる影響を及ぼすという前提に立ち、すべての開発政策、施策、事業の計画、実施、モニタリング、評価のあらゆる段階で、男女それぞれの開発課題やニーズ、インパクトを明確にしておくプロセス」と定義。

注104: 貧困削減地方インフラ開発計画

注105: UNDP:United Nations Development Programme

注106: UNIFEM:United Nations Development Fund for Women

注107: AIT:Asian Institute of Technology

注108: <http://www.americalatinagenera.org/>

### 3. 地球的規模の問題への取組

地球温暖化をはじめとする環境問題、感染症、人口、食料、エネルギー、災害、テロ、海賊、麻薬、国際組織犯罪といった問題は、一国だけの問題ではなく、国境を越えた地球的規模の問題であり、人間の生存にかか

わる脅威となっています。国際社会の安全と繁栄の確保に資するため、日本は国際協力を通じてこの問題に取り組み、同時に国際的な規範づくりに積極的な役割を果たしていく方針です。

#### (1) 環境問題

##### < 実績 >

2006年度の日本の環境分野における援助実績は、無償資金協力、円借款、技術協力および国際機関に対する拠出金等の合計で約4,135億円であり、政府開発援助全体に占める割合は約35.4%となっています。

内訳としては、無償資金協力が約200億円(31か国)、円借款が3,649億円(12か国)、技術協力では、3,786人の研修員受入、161人の専門家派遣、470人のボランティアを派遣しました。

##### < 現状 >

地球温暖化をはじめとする環境問題については、1970年代から国際的に議論されるようになり、1992年の国連環境開発会議「地球サミット(UNCED<sup>(注109)</sup>)」、2002年の「持続可能な開発に関する世界首脳会議(WSSD<sup>(注110)</sup>)」での議論を経て、その一層の重要性が確認されました。

応のための支援を行っています。また、2005年2月に策定された政府開発援助に関する中期政策においても、「地球的規模の問題への取組」の中で環境問題への取組をとりあげています。

日本は環境問題を全人类的課題と位置付け、重点的に取り組んできました。日本は、2002年の世界首脳会議にあわせ「持続可能な開発のための環境保全イニシアティブ(EcoISD<sup>(注111)</sup>)」を策定し、環境問題への対

国際社会でも、気候変動対策は大きな関心事項となっており、2007年6月に行われたG8ハイリゲンダム・サミットでは中心的な議題となりました。2008年に日本で開催されるG8北海道洞爺湖サミットでも、引き続き議論される予定です。

##### < 日本の取組 >

##### ● 地球温暖化対策

日本は1997年に発表した「京都イニシアティブ<sup>(注112)</sup>」の下で、開発途上国に対して温暖化対策に係る技術の移転・普及を図るとともに、科学的、社会的、制度的側面を含めた温暖化問題への対処能力の向上を進めています。また、2007年5月に安倍晋三総理大臣(当時)が行った提案「美しい星50」において、2013年以降の新しい枠組みについての原則を発表しました。この提案では、日本が深刻な公害や石油危機を乗り越え、国内総生産(GDP)を2倍とする中で石油消費を8%減少させてきた過去30年を振り返り、2050年の「美しい星」の実現を目指した提案をしています。

気候変動枠組条約京都議定書に定められたクリーン開発メカニズム(CDM<sup>(注113)</sup>)は、温室効果ガスを削減して開発途上国の持続可能な開発の推進に寄与するとともに、日本の排出削減目標を達成する上でも重要なメカニズムです。日本は、2005年4月に策定した「京都議定書目標達成計画」において、国際的なルールに従いつつ、被援助国の同意を前提として、政府開発援助を用いたCDM事業の推進・活用に取り組むことを決定しました。2007年6月、日本として初めての政府開発援助を活用したCDMプロジェクトである、エジプトのザファラーナ風力発電計画がCDM事業として国連CDM理事會に登録されました。

→ 第I部24ページも参照してください

注109 : UNCED:United Nations Conference on Environment and Development

注110 : WSSD:World Summit on Sustainable Development

注111 : EcoISD:Environmental Conservation Initiative for Sustainable Development. 2002年に日本の環境協力の理念・方針と、今後の協力の柱となる行動計画をとりまとめた発表したもの。具体的には、①環境分野における人材育成5,000人、②優遇条件による有償資金協力、③地球環境無償資金協力(現:水資源・環境無償資金協力)の充実、④国際機関などの広範囲な連携の推進、⑤環境政府開発援助の事業評価一を内容とする。

注112 : 1997年に温暖化対策の分野での開発途上国支援を一層強化するための支援策として日本が発表したもの。具体的には、①「人づくり」への協力、②譲許的な条件による円借款、③日本の技術・経験(ノウハウ)の活用・移転一を内容とする。

注113 : CDM:Clean Development Mechanism、先進国と途上国が共同で温室効果ガス削減・吸収事業を実施し、所要の手続きを経て獲得される温室効果ガスクレジット(CER:Certified Emission Reduction)を、先進国が削減目標達成のために自国の排出削減分として計上できる制度(囲み1(25ページ)を参照)。

## ● 環境汚染対策

日本は、国内の公害問題に取り組む過程で多くの経験と技術を蓄積しており、それらを活用して開発途上国の公害問題への対応に協力しています。特に、急速な経済成長を遂げつつあるアジア諸国を中心に、都市部での公害対策および生活環境改善(大気汚染、水質汚濁、廃棄物処理等)への支援の重点化を進めています。

2006年度、日本はエジプトの大カイロ首都圏<sup>(注114)</sup>およびアレキサンドリア地域<sup>(注115)</sup>における環境汚染対策に対して円借款の供与を決定しました<sup>(注116)</sup>。この地域はエジプトの中でも人口・産業が集中した地域であり、

大気汚染、水質汚染が広がっています。現地で対策はとられているものの、ノウハウに乏しく、資金的にも余裕がないことから、必ずしも汚染軽減につながっていないのが現状です。本事業は、世界銀行等との協調融資案件であり、現地の仲介金融機関を通じて<sup>(注117)</sup>、企業に対する環境改善設備導入のための資金を供与することによって、工場の汚染物質の排出削減を行います。また、JICA、地球環境ファシリティ(GEF<sup>(注118)</sup>)、フィンランド政府等による技術支援と連携し、導入設備の運用、維持管理を行うための指導を行うことで、実施機関の能力強化を図っています。

### 政策対話を通じた環境保全

開発途上国において環境調和社会の形成および持続的成長を確保するため、アジア諸国との間でグリーン・エイド・プラン(GAP<sup>(注119)</sup>)政策対話を実施し、環境配慮型の経済システム整備、日本の環境産業の国際展開支援に向けた協力を実施しています。これまでに実施したGAP政策対話の結果、環境管理の重要性は認識されつつあり、インドネシアやタイにおいては、本協力により日本の公害防止管理者制度類似の制度が構築されました。しかし、汚染物質の排出量の測定・分析・予測等の基礎的な事項が実施されておらず、管理者の技術も熟練したものではない状況です。これらの分野について、専門家派遣や、日本への受入研修等人材育成を主体とした環境管理の強化を実施しています。

## ● 「水」問題への取組

環境保全との関連では、日本は、都市部・農村部の特徴を踏まえた上下水道への支援と、水資源管理およ

び水質保全のための支援を実施しています。

→ 詳細は第II部100ページを参照してください

## ● 自然環境保全

日本は、住民の貧困削減を考慮しつつ開発途上国の自然保護区などの保全管理、持続可能な森林経営の推進、砂漠化対策および自然資源管理に対する支援を実施しています。また、2002年3月に地球環境保全に関する関係閣僚会議において決定された「新・生物多様性国家戦略」において、日本と世界、特にアジア地域は自然環境、社会経済両面から深い関係があることから、アジア地域などの生物多様性保全に積極的に貢献していく必要があることが述べられています。さらに、生物多様性条約の下では、2010年までに生物多様性の損失速度を顕著に減少させるという「2010年目標」が設定されており、この目標達成に向けて更なる努力が求められています。

マレーシアのボルネオ島は地球上で最も生物多様性の高い地域といわれていますが、サバ州は、森林伐採やプランテーション開発により森林が急速に減少したため、人々の生活に影響が出ているだけでなく、多くの生物種が絶滅の危機にひんしています。そのため日本は、2002年から2007年までの6年間、技術協力プロジェクトにより研究・教育、公園管理、野生動物生息地管理、環境啓発の各分野を支援し、包括的に自然環境保全を行っていくための体制や手法の確立を目的とした協力を行いました。この結果、新たな保護区設置の動き等人々の環境への意識の向上が見られ、2007年10月からはサバ州生物多様性センターへの支援を中心として第2期の協力を開始しています。

注114： カイロ県、ギザ県、カルユービーヤ県からなる。

注115： アレキサンドリア県、ビヘイラ県からなる。

注116： 「環境汚染軽減計画」

注117： 借入人であるエジプト政府から仲介金融機関への転貸を介したツーステップ・ローン。

注118： GEF:Global Environment Facility

注119： GAP:Green Aid Plan

過放牧や森林破壊等による砂漠化は深刻な問題に発展しています。日本は2004年から西アフリカのブルキナファソにおいて、砂漠化対処のための伝統知識が

いきている現地の在来技術や簡易技術(土壌保全技術、畜耕技術、生活改善技術等)の移転を支援しています。

## < 国際社会との協調 >

世界的な取組として、国際的な資金メカニズムであるGEF、「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」に基づく多数国間基金(MLF<sup>(注120)</sup>)などが設立・運営されています。日本は、これら国際的な基金の活用や国際熱帯木材機関(ITTO<sup>(注121)</sup>)等の国際機関を通じて積極的な取組を進めています。例えば、ITTOを通じて中南米や東南アジア、アフリカ等の熱帯林の持続可能な森林経営を促進するために、2006年度は27のプロジェクトおよび奨学金基金に

対し、約654万ドルの支援を行いました。また、モントリオール議定書に基づく多数国間基金では、中国やインド、モンゴルなどに対して、オゾン層破壊物質の全廃に向けた政策立案支援、代替物質・代替技術への転換や技術者の訓練などを行うためのプロジェクトを承認し、地球規模の環境問題対策に取り組んでいます。また、2001年には東アジア酸性雨モニタリングネットワーク(EANET<sup>(注122)</sup>)が本格稼動を開始し、この地域の酸性雨対策に向けた近隣諸国との協力を進めています。

### 地球地図<sup>(注123)</sup>プロジェクト

→ 2003年版ODA白書コラムⅢ-2も参照してください

日本は、1992年の国連環境開発会議(地球サミット)の「アジェンダ21」を受けて、地球環境の現状と変化を把握するために「地球地図プロジェクト」を提唱しました。1996年、日本を事務局として設立された地球地図国際運営委員会(ISCGM)は、2003年から2005年に行われた地球観測サミットの枠組みに国際機関として参加することが承認され、全球地球観測システム10年実施計画の参照文書にISCGMの取組が盛り込まれました。地球地図<sup>(注123)</sup>は、各国が公認データとして作成した地図を持ち寄り、一部については人工衛星のデータを活用して整備を進めています。地図の作成を担当するのは、各国の国家地図作成機関であり、日本では国土地理院がその役目を担っています。地球地図のデータはインターネットを通じて公開されており、ISCGMのホームページからダウンロードでき、非営利目的であれば、誰でも無料で利用できます。

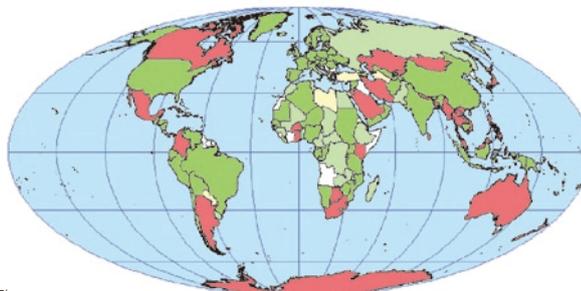
2007年6月現在、地球地図は156か国・16地域(全陸域の95%)が参加する一大プロジェクトに発展し、35か国・2地域(全陸域の34%)のデータが公開されています。日本はプロジェクト提唱国として技術移転等の支援を行っており、2007年度中に全陸域の地球地図整備完了を目指しています。

一方、アフリカ地域各国の参加が遅れているため、2002年以降ナイロビ(ケニア)やダカール(セネガル)において地球地図セミナーの実施や、2005年の第12回ISCGM会合をカイロ(エジプト)で開催するなど、普及啓発に積極的に取り組んでいます。

全陸域の地球地図が整備されることにより、環境モニタリングや食糧対策、水資源、土地利用など各種将来予測のための地球地図の利用が本格化し、今後開発途上国を中心とする持続可能な開発の実現に役立つことが期待されます。

地球地図プロジェクト進捗状況

2007-06-21現在  
地球地図国際運営委員会事務局



凡例

■ データ公開中    ■ プロジェクト参加を検討中  
■ データ検証中    ■ プロジェクト未参加  
■ データ作成中

現在公開している地球地図ラスタデータの大部分は、アメリカ合衆国の貢献により作成されたGTOP30およびGLCCから継承されています。本図は参考のために作成したものであり、国境についてはいかなる組織によっても公認されたものではありません。

注120：MLF:Multilateral Fund

注121：ITTO:International Tropical Timber Organization、ITTOは1986年に設立された日本(横浜)に本部を有する国際機関。熱帯林の持続可能な経営の促進および熱帯木材の国際貿易の発展を目的としている。生産国33か国、消費国27か国の計60か国および欧州委員会が加盟しており、世界の熱帯林の約80%、熱帯木材貿易量の約90%以上をカバーしている。

注122：EANET:Acid Deposition Monitoring Network in East Asia

注123：地球地図は、土地利用、土地被ふく、植生、標高、人口集中域、水系、交通網、境界の8種類のデータからなっている。

図表II-18 持続可能な開発のための環境保全イニシアティブ(EcoISD)の実施状況(事例)

2006年度

(1) 地球温暖化対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>● インドネシア プサンガン水力発電所建設計画(有)</li> <li>● ケニア ソンドゥ・ミリウ/サンゴロ水力発電所建設計画(有)</li> <li>● インドネシア 森林地帯周辺住民イニシアティブによる森林火災予防計画(技プロ)</li> <li>● アルゼンチン アルゼンチンCDM基礎整備(技プロ)</li> <li>● 京都メカニズムプロジェクト担当者養成(研修)</li> <li>● 地球温暖化対策コース(研修)</li> <li>● チリ CDM植林に関する能力開発及び促進のための調査(開)</li> <li>● ベトナム 造林計画策定能力開発調査(開)</li> <li>● モンゴル モンゴル首都空港道路 街路樹植林プロジェクト(日本NGO)</li> </ul>
(2) 環境汚染対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>● シリア 地方都市廃棄物処理機材整備計画(無)</li> <li>● エジプト 環境汚染軽減計画(有)</li> <li>● 中国 内蒙古自治区フフホト市大気環境改善計画(第2期)(有)</li> <li>● バングラデシュ ダッカ市廃棄物管理能力向上(技プロ)</li> <li>● サモア 太平洋廃棄物管理プロジェクト(技プロ)</li> <li>● 大気汚染対策II(研修)</li> <li>● タイ 酸性雨対策(第三国研修)(研修)</li> <li>● マケドニア旧ユーゴスラビア共和国 鉱業関連土壌汚染管理能力向上計画調査(開)</li> <li>● ベトナム ベトナム北西部山岳地域住民参加型農林開発・環境保全事業(日本NGO)</li> </ul>
(3) 「水」問題への取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>● セルビア ベオグラード市上水道整備計画(無)</li> <li>● タンザニア ザンジハル市街地給水計画(無)</li> <li>● ジンバブエ ジンバブエに対する緊急水供給衛生計画(草の根)</li> <li>● ニカラグア キラリ市農村部飲料水供給計画(草の根)</li> <li>● インド アグラ上水道整備計画(有)</li> <li>● スリランカ 水セクター開発計画(有)</li> <li>● ヨルダン 無収水対策能力向上プロジェクト(技プロ)</li> <li>● セネガル 安全な水とコミュニティ活動支援計画II(技プロ)</li> <li>● 乾燥地水資源の開発と環境評価II(研修)</li> <li>● 統合的水資源管理(研修)</li> <li>● タンザニア 内部収束地域における地下水開発・管理計画調査(開)</li> <li>● アフガニスタン カブール市給水計画調査(開)</li> <li>● ミャンマー 中央乾燥地域チュウバドン群およびその周辺部における新規深井戸建設・既設井戸診断修繕による生活用水供給棟(日本NGO)</li> <li>● アフガニスタン バルワン州飲料水供給事業(日本NGO)</li> <li>● サリプル県 サリプル郡及びザヤド郡における緊急給水事業(日本NGO)</li> <li>● サリプル県 サヤド郡ガンダ地域における貯水槽建設事業(日本NGO)</li> </ul>
(4) 自然環境保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ミャンマー 中央乾燥地植林計画(無)</li> <li>● 中国 第二次黄河中流域保全林造成計画(無)</li> <li>● インド トリプラ州森林環境改善・貧困削減計画(有)</li> <li>● モロッコ 河川流域保全計画(有)</li> <li>● インドネシア グヌンハリムンサラク国立公園管理計画(技プロ)</li> <li>● メキシコ ユカタン半島湿地保全計画(技プロ)</li> <li>● ネパール ボカラ・フェワ湖環境保全のための環境意識向上・キャパシティビルディング(技プロ)</li> <li>● 湿地における生態系・生物多様性とその修復・再生及び賢明な利用(研修)</li> <li>● マングローブ生態系の持続可能な管理と保全(研修)</li> <li>● ネパール ネパール山村での生活林造りプロジェクト(日本NGO)</li> </ul>

※ (無)・・・一般プロジェクト無償資金協力、(草の根)・・・草の根・人間の安全保障無償資金協力、  
(有)・・・有償資金協力、(技プロ)・・・技術協力プロジェクト、(研修)・・・JICA研修、(開)・・・開発調査、  
(日本NGO)・・・日本NGO連携無償資金協力

## (2) 感染症

### < 実績 >

実績については、保健医療・福祉分野の実績を参照してください。

### < 現状 >

HIV/エイズ、結核、マラリアの三大感染症をはじめとする感染症は、開発途上国国民一人ひとりの健康問題にとどまらず、今や開発途上国の経済・社会開発への重要な阻害要因となっています。HIVについては、世界で約4,000万人が感染していると推測されており、2007年7月に公表されたミレニアム開発目標(MDGs)報告では、2006年、エイズによる死亡者数は全世界で約290万人に増加し、エイズ拡大を減速できず、2005年、1,500万人以上の子どもがエイズで片親または両親を失ったと報告しています。結核は、毎年19億人が感染し、約880

万人が発症、そのうち160万人が死亡しており、その健康被害は、途上国に95%以上が集中しています。また、世界107か国の約32億人がマラリアの感染リスク地域に居住し、マラリアの発症数は年間3.5~5億人、年間死亡者数は100万人を超えるといわれています<sup>(注124)</sup>。感染症は、グローバル化の進展に伴い人やモノの移動が容易になったことから、国境を越えて他国にも広まる可能性が高くなり、地球的規模の問題として、国際社会が協力して対処すべき課題となっています。

### < 日本の取組 >

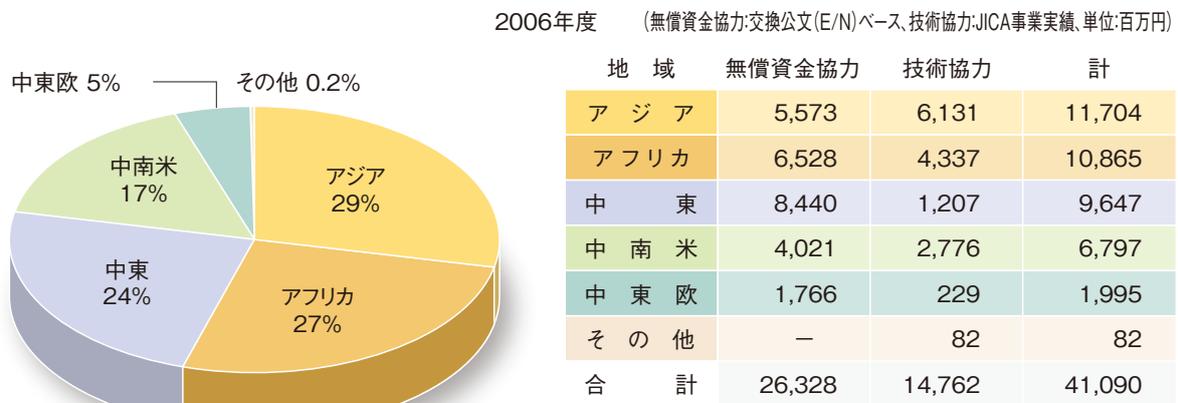
日本は、「沖縄感染症対策イニシアティブ(IDI<sup>(注125)</sup>)」終了後、2005年6月、保健分野に関連するMDGs達成への貢献を目標とした「『保健と開発』に関するイニシアティブ(HDI<sup>(注126)</sup>)」を発表しました。このイニシアティブでは、感染症対策を含む保健医療分野に対し、2005年度から2009年度の5年間で50億ドルをめどとする包括的な支援を実施する方針です。また、HDIをアフリカで具現化するため、2006年5月に「アフリカ感染症行動計画」を策定し、日本として、アフリカにおける三大感染症対策、寄生虫対策等の分野におけるアジア・アフリカ協力(南南協力)等を推進することを表明しました。

感染症対策への国際社会の取組は、G8九州・沖縄

サミットを契機として、2002年1月の世界エイズ・結核・マラリア対策基金(GFATM<sup>(注127)</sup>、以下、世界基金)の設立につながりました。政府間協力というこれまでの伝統的な枠組みを超えて、広範なパートナーシップを実現した世界基金に対して、日本はこれまでに総額6億6,268万ドルを拠出し、また世界基金の設立当初から理事会の一員として世界基金の効果的、効率的運営のためにも貢献しています。

また、国連の「人間の安全保障基金」、国際NGOである国際家族計画連盟(IPPF<sup>(注128)</sup>)の「HIV/エイズ日本信託基金」、国連教育科学文化機関(UNESCO<sup>(注129)</sup>)の「人的資源開発信託基金」および

図表II-19 保健・医療分野の援助実績(地域別)



\* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

注124: (出典) World Malaria Report 2005

注125: IDI: Infectious Diseases Initiative. 2000年度から2004年度の5年間で総額58億ドルに上る包括的感染症対策支援。

注126: HDI: Health and Development Initiative

注127: GFATM: Global Fund to Fight AIDS, Tuberculosis and Malaria

注128: IPPF: International Planned Parenthood Federation

注129: UNESCO: United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization

「エイズ教育信託特別基金」、世界銀行の「日本社会開発基金」など、日本が資金拠出して設置したそれぞれの基金を通じてHIV/エイズをはじめとする多くの感染症対策を実施しています。

三大感染症に対する具体的な取組状況は以下のとおりです。

→ 感染症以外の保健分野における取組については、96ページを参照してください

### 世界基金

#### 1. 支援事業(2007年10月12日現在)

これまで136か国、451件以上の感染症対策に、86億ドルを承認。承認された資金供与の58%がHIV/エイズ対策に、24%がマラリア、17%が結核に活用されています。また、国際的な三大感染症対策のための支援資金のうち、HIV/エイズ対策で21%、結核で67%、マラリアで64%を世界基金からの支援額が占めています。

#### 2. 支援の成果(明記のない限り2006年12月現在。( )内は承認事業完了時の予測成果)

##### (1) HIV/エイズ

- ▶ 110万人(180万人)に対する抗レトロウイルス

##### 薬治療(2007年7月)

- ▶ 940万人(6,200万人)に対するHIV予防のための自発的カウンセリング・検査(VCT)サービス提供
- (2) 結核
- ▶ 280万人(500万人)へのDOTS治療(2007年5月)
  - ▶ 8,600人に対するMDR-TBの治療
- (3) マラリア
- ▶ 3,000万張り(1億900万張り)の殺虫剤浸漬蚊帳配布(2007年5月)
  - ▶ 2,300万人(2億6,400万人)に対する多剤耐性マラリアのためのアルテミシニン薬をベースとした併用療法

### ● 新興感染症

近年、地球的規模の問題として関心が高まっている新興感染症の一つである鳥インフルエンザは、特にアジアにおいて深刻な状況にあります。日本は、鳥およ

び新型インフルエンザ対策を積極的に支援してきており、特に早期対応、情報公開、透明性の確保を柱とした国際協力が重要と考えています。2006年12月には、

図表II-20 鳥および新型インフルエンザ関連の主な動き

日時	会議・パートナーシップ名等	内容
2005年 9月14日	「鳥及び新型インフルエンザに関する国際パートナーシップ(IPAPI)」の立ち上げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ブッシュ大統領(米国)の提唱で、鳥および新型インフルエンザの脅威に対処するための政治的な機運・活動の促進、調整を目的に、IPAPIを立ち上げ。</li> <li>● 日本は、設立当初から中核メンバーとして貢献。</li> </ul>
2005年 11月7日～9日	鳥及び新型インフルエンザに関するWHO/OIE/FAO/世銀共催会合(ジュネーブ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 鳥および新型インフルエンザに知見を有する国際機関が共催。</li> <li>● 各国際機関の役割、資金ニーズ等について議論され、中国がプレッシング会合を主催することを提案。</li> </ul>
2006年 1月12日～13日	新型インフルエンザ早期対応に関する東京会議(東京)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 日本とWHOが共催。</li> <li>● アジア諸国、主要援助国、国際機関等から専門家約130人が参加。</li> <li>● 新型インフルエンザ出現時の早期対応に焦点を当て、今後早急にとるべき措置を確認。</li> </ul>
2006年 1月17日～18日	鳥及び新型インフルエンザに関する国際プレッシング会合(北京)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中国、EU、世界銀行が共催。</li> <li>● 初めて鳥および新型インフルエンザ対策のための資金協力に焦点を当てた議論が行われた。</li> <li>● 総額約19億ドルが約束され、日本はASEAN+3首脳会談で表明した1.35億ドルに追加で、2,000万ドルの支援を表明(支援表明総額は、1.55億ドル)。</li> </ul>
2006年 12月6日～8日	鳥及び新型インフルエンザに関する閣僚級ドナー会合(バマコ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● EU、AU、マリの共催。</li> <li>● 初めてアフリカに焦点を当てた会合。</li> <li>● 北京会合後の支援実施状況のレビュー、今後の資金ニーズの確認等が行われ、アフリカのニーズに焦点を当てたバマコ宣言が採択された。</li> <li>● 日本は、北京会合で表明した支援に追加し、6,700万ドルの支援を表明。</li> </ul>

「鳥および新型インフルエンザに関する閣僚級ドナー会合」にて新たに6,700万ドルの支援を表明し、WHO、UNICEF等の国際機関を通じて、住民啓発活動、開発途上国におけるワクチン生産能力向上のための支

援、早期警戒システムや迅速な封じ込め体制構築の支援などを行っています。2006年以降の支援の総額は、2.22億ドルになっています。

## ● HIV/エイズ

日本は、若年者層とハイリスク・グループへのHIV/エイズの予防活動、自発的な検査とカウンセリング活動（VCT<sup>注130</sup>）、HIV/エイズ検査・診断体制の整備などに貢献しています。また、国際社会は、2010年までに可能な限り、予防・治療・看護支援を提供することに合意しています。

タンザニアでは、2006年3月から性感染症治療・VCTプログラムを運営する保健社会福祉省国家エイズ対策プログラムの組織強化を行う技術協力プロジェクトを実施し、性感染症治療・VCTサービスの国家指針、研修マニュアルの整備やモニタリング体制の強化などにより、エイズ対策の行政サービスの標準化と質の向上を支援しています。

また、円借款による大規模インフラ整備事業の実施

においては、移動労働者の雇用等によるHIV感染リスクの増大を踏まえて、エイズ対策にも取り組んでいます。

→ インフラ整備におけるエイズ対策については、2006年版ODA白書コラムII-6も参照してください

2006年11月には、タイのチェンライにおいて、東南アジア諸国連合（ASEAN）各国からHIV/エイズ対策に携わる保健行政官やHIV/エイズの予防・治療・看護に携わる医療従事者を招へいし、日・ASEAN HIV/エイズワークショップを開催しました。ワークショップでは、医療施設、ケアセンターの現地視察を挟み、地域ぐるみの支援体制<sup>注131</sup>を直接確認したほか、視察や各国のプレゼンテーションなどを踏まえ、国や職種を横断した活発な議論がなされました。

### 先行国の経験を共有し、よりよいHIV/エイズ対策へ

HIV/エイズを取り巻く状況は各国で異なりますが、近隣国間では共通の課題を抱えている場合もあり、ある国の先行経験を他国へ共有することによって、よりよい対策につなげていくことができます。

例えば、タイにおける「HIV/エイズ地域協力センタープロジェクト」では、カンボジア、ラオス、ベトナム、ミャンマー各々のニーズに合った各国別研修と共通課題の研修を行っています。知識の習得だけでなく、タイのHIV/エイズ対策事業の視察や実務者との意見交換、参加者によるワークショップにより、タイの経験を各国でいかに応用・活用できるかに焦点を当てています。

またタイにおけるエイズの看護と治療に関する共通研修には、ガーナやザンビアのHIV/エイズ対策関係者が参加しました。保健医療制度や、感染経路など背景の相違があるので、アフリカ諸国がすぐにタイの経験を活用するとはいかないものの、エイズ対策に真剣に取り組んできたタイの試行錯誤の過程など学ぶことも多く、アジア—アフリカ間の交流は、大きな刺激となっています。

注130：VCT: Voluntary Counseling and Testing

注131：感染者同士のサポートグループの存在や非感染者への啓もう、非感染者による見回り看護等。

図表II-21 マラリア対策のための蚊帳供与実績(2007年11月現在)

2003年以降蚊帳供与実績(援助手法・国別)

(単位:億円)

国名	技術協力		無償資金協力		
	供与数(張り)	金額	供与数(張り)	金額	
1	アンゴラ	—	—	621,250	3.62
2	ウガンダ	52,300	0.44	—	—
3	エチオピア	—	—	750,800	4.35
4	エリトリア	109,420	0.86	—	—
5	ガナ	—	—	771,500	4.17
6	カメルーン	39,100	0.33	—	—
7	ギニア	43,500	0.37	131,000	1.17
8	コートジボワール	—	—	605,000	3.65
9	コンゴ共和国	77,800	0.60	390,000	2.65
10	コンゴ民主共和国	—	—	425,000	2.99
11	ザンビア	25,600	0.16	366,000	2.47
12	シエラレオネ	—	—	703,600	5.84
13	ジブチ	27,800	0.21	—	—
14	ジンバブエ	—	—	394,900	3.04
15	スーダン	—	—	1,364,700	10.59
16	スワジランド	28,740	0.22	—	—
17	タンザニア	26,000	0.17	—	—
18	ナイジェリア	—	—	821,700	6.46
19	ナミビア	24,700	0.20	—	—
20	ニジェール	78,100	0.57	—	—
21	ブルキナファソ	76,668	0.57	—	—
22	ブルンジ	52,600	0.39	20,000	2.75
23	ベナン	51,500	0.38	—	—
24	マダガスカル	47,500	0.38	—	—
25	マラウイ	—	—	600,000	1.61
26	モザンビーク	55,725	0.41	605,000	3.85
27	リベリア	—	—	272,820	2.38
合計		817,053	6.29	8,843,270	61.59

### ● マラリア

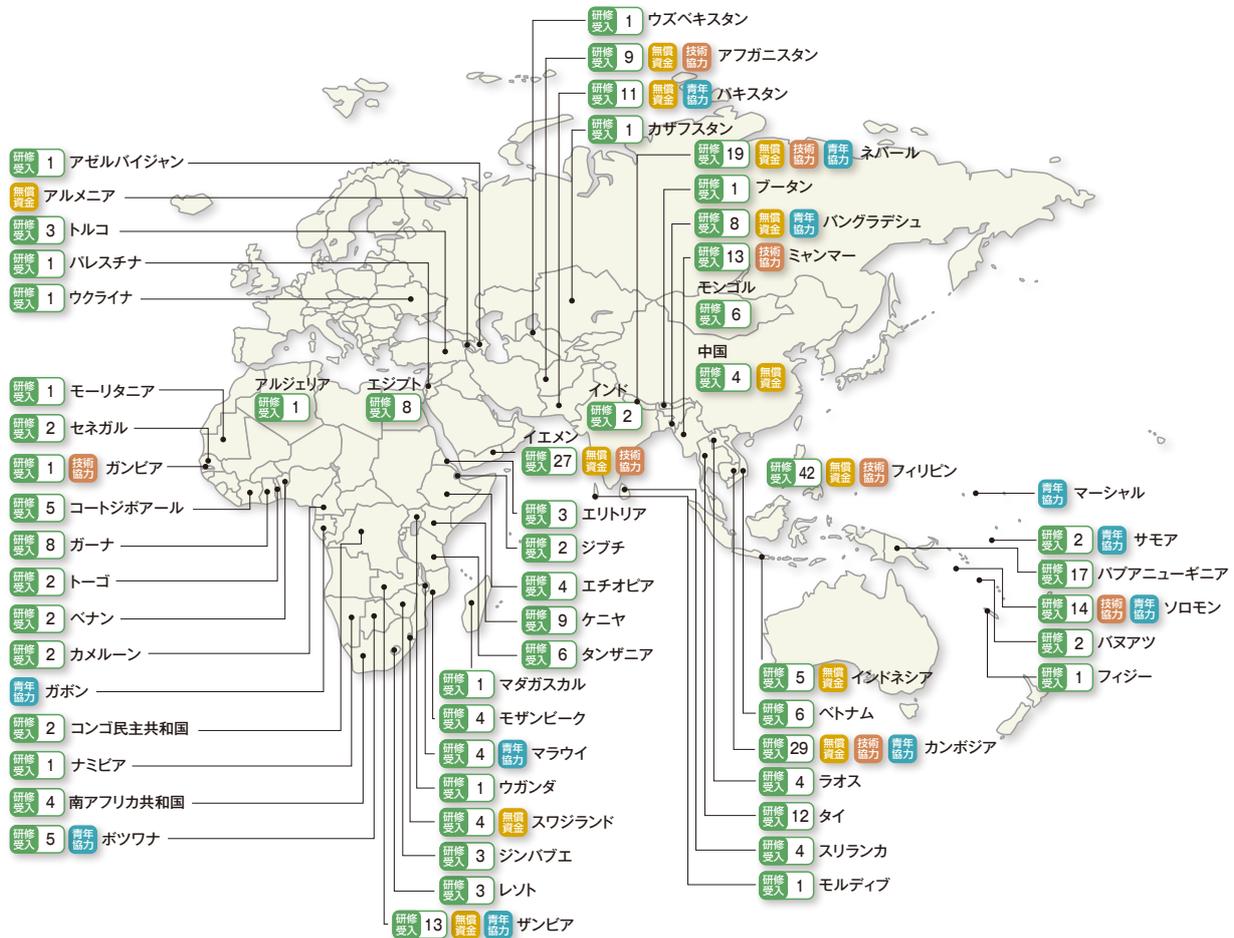
日本は、マラリアによる死亡者数の約8割を占めるなど状況が最も深刻なアフリカにおいて、2007年までに1,000万張りの長期残効型蚊帳(LLITNs<sup>(注132)</sup>)を供与することを発表しました。国連児童基金(UNICEF<sup>(注133)</sup>)等との連携を通じて、2007年8月末時点で約949万張りを配布しています。UNICEFの試

算によると、これによって、年間11万人から16万人に上るアフリカの5歳以下の子どもの死亡が減少し、最大62万人の乳幼児死亡を予防することが期待できるといわれています。

→ 蚊帳に関しては、第I部17ページも参照してください

注132：LLITNs:Long-Lasting Insecticide-treated Nets  
注133：UNICEF:United Nations Children's Fund

図表II-22 日本の結核分野に対する主な支援(1963年~2007年5月)



● 結核

かつて結核は日本の感染症対策の中心であったことから、日本は、結核分野での研究・検査・治療技術の水準が高く、長年の蓄積をいかした開発途上国支援を行ってきました。現在の日本の取組としては、DOTS<sup>(注134)</sup>(直接服薬指導による短期化学療法)普及を中心として、結核分野の国際的な協調に基づき策定された「Global Plan to Stop TB 2006~2015」に沿った協力を目指し、抗結核薬や検査機材の供与をWHOの結核対象重点国(High Burden Countries)など結核被害の深刻な国に対して重点的に実施しています。また、アフガニスタン、パキスタン、ミャンマー、フィリピン、バングラデ

シュ、ザンビアなどに専門家を派遣し、現地の結核対策プログラムの運営体制の強化、検査能力向上のために研修・指導や指針作成支援などを実施しており、これらの取組を通じてDOTSの拡大・普及に貢献しています。

内戦終結後、世界で最も結核患者の割合が高くなったカンボジアにおいては、無償資金協力による結核センター改修、抗結核薬の供与、技術協力による人材育成を通じたDOTS管理能力の強化のみならず、地域社会において治療が受けられるようにするためにコミュニティDOTSといった対策支援等を一体的に協力してきており、プロジェクト開始前と比較して年間に2万人程

注134 : DOTSDirectly Observed Treatments, Short-course, WHOにより推奨されている結核対策戦略の名称。短期化学療法を用い、患者を直接監視下に置いて抗結核薬の服用を確認する治療法を含め、途上国においても継続的に実施されるよう薬等の後方支援体制、簡便な検査手法等の5つの要素から構成されている。

## ● ポリオ

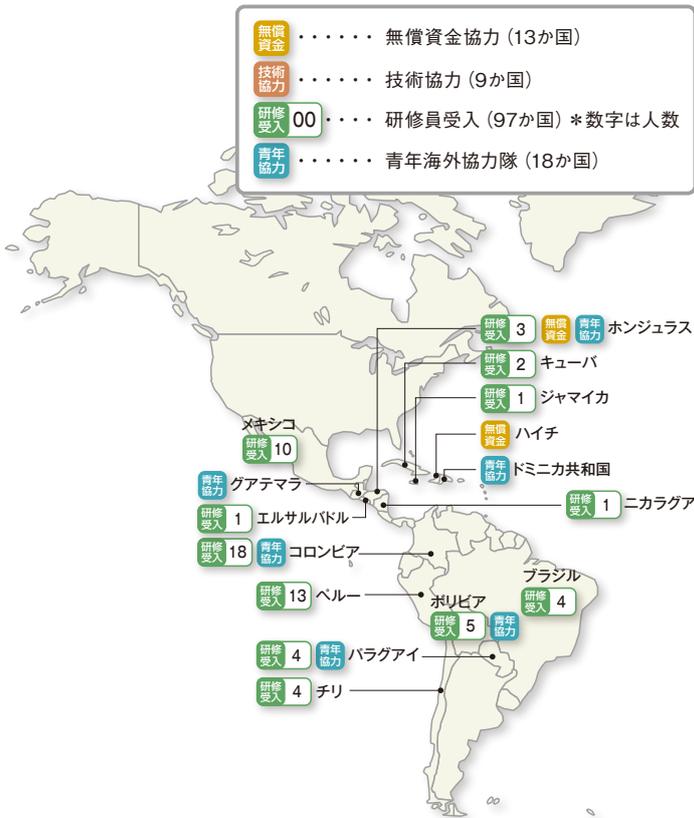
西太平洋地域で2000年に世界保健機関（WHO<sup>(注137)</sup>）によるポリオ根絶宣言が出され、2006年にはポリオ流行国とされる国は残り4か国（ナイジェリア、インド、アフガニスタン、パキスタン）にまで減少し、全世界のポリオ根絶に向けた取組は最終段階を迎えています。このような状況を受け、2007年2月、WHOは、2007年から2008年の当面2年間は、ポリオ流行4か国を中心に集中的支援を投入するという新戦略を発表しました。

日本は、WHOのポリオ撲滅戦略に従い、UNICEF等と協力しながらポリオ・ワクチン供与の支援を行っています。日本も、対象国を決めて集中的に支援をすることでポリオ撲滅を図るため、2007年は、上記4か国のうち、特に最も状況が深刻でアフリカで唯一の流行国であるナイジェリアへの支援を強化する方針です。

## ● 寄生虫症

日本は、寄生虫対策として、学校や地域社会を通じた予防、治療、啓発活動への支援、トイレ設置などの衛生対策支援を実施しています。また、タイ、ケニアおよびガーナに設立した国際寄生虫対策センターを拠点として人材育成等に取り組んでおり、合計220名以上に対して研修を行いました。

最近では、シャーガス病、ギニアウォーム症、フィラリア症、住血吸虫症等の「顧みられない感染症（Neglected Tropical Disease）」への対策の必要性について再び注目が集まっています。日本は、世界に先駆けて中米諸国でのシャーガス病対策に本格的に取り組む、媒介虫対策体制確立に向けた支援によって感染リスク減少の大きな成果を上げています。また、人体に寄生虫がとどまり、長期的に健康や社会生活に被害をもたらすフィラリア症についても、WHOとの協力の下、2010年をめどとした大洋州地域、2015年をめどとしたバングラデシュでのフィラリア症撲滅に取り組む、駆虫剤と啓発教材の供与および協力隊員による啓発予防活動により、大幅な新規患者数の減少や非流行状態の維持に成果を上げてきています。



\* 研修員受入については、1996年から2006年までの総数。

度の結核患者をより多く治療できるようになりました。

日本の協力はその他の国においても着実に成果を上げています。世界の80%の結核が集中している22の結核高負担国のうち中国、ベトナム、フィリピンの3か国が国際的な目標を達成していますが、これらは、日本がこれまで技術協力、無償資金協力などを一体的に組み合わせて協力してきた国々です。

最近では、継続的な投薬が完了しない等の理由により、より治療が困難な多剤耐性結核(MDR-TB<sup>(注135)</sup>)や超多剤耐性結核(XDR-TB<sup>(注136)</sup>)が、HIV/エイズ感染者の重複感染拡大と併せて新たな問題として浮上しています。

注135：MDR-TB:Multidrug-resistant Tuberculosis

注136：XDR-TB:Extensively Drug-resistant Tuberculosis

注137：WHO:World Health Organization

### (3) 人口

#### < 現状 >

世界の人口は増加の一途をたどり、2007年7月には67億人、2050年には92億人に達することが見込まれています<sup>(注138)</sup>。世界の人口平均増加率が年1.1%であるのに対して、一般的に開発途上国の中でも貧しい国ほど人口増加率が高く、人口増加が貧困・失業、飢餓、教育の遅れ、環境悪化などの問題に大きな影響を与えて

おり、対応が急務となっています。例えば、一人当たりの国民総所得(GNI)が700ドル前後のブルンジ、コンゴ民主共和国、ギニアビサウでは、人口増加率はそれぞれ3.7%、3.1%、2.9%となっており、紛争が続くソマリア、アフガニスタンではそれぞれ3.1%、3.5%となっています。

#### < 日本の取組 >

人口問題には、人口の構成要因である一人ひとりの人間が、妊娠・出産にかかわる健康状態・権利を確保し、どのように子どもを産み育てるかという個人レベルの問題と、人口数の増加・減少による貧困、食料・水・エネルギー不足、環境劣化問題、人口移動といった国家レベルの問題の両面への対応が求められます。これらの取組においては、人口分野での専門知識や国際的ネットワークを有する国連人口基金(UNFPA<sup>(注139)</sup>)や国際家族計画連盟(IPPF<sup>(注140)</sup>)といった国際機関などを通じた支援が有効です。

日本は2006年度にはUNFPAに対して約38億円、IPPFに対して約15億円の拠出を行いました。これらの

機関は、妊産婦の健康改善、母子保健の推進のために支援を行うほか、開発途上国の国勢調査など人口関連のデータ収集・分析、女性の能力強化、世界全体で12億人を超えるといわれる思春期の若者を対象とした啓もう活動などを行っています。

また、2007年3月には、ブルンジ、パレスチナ、ネパールへのUNFPA緊急支援プロジェクトに対し、緊急無償資金協力により、緊急産科治療に必要な診察用ベッド、分べん台、手術台、分べんに要する器具や医薬品等を供与しました。これは、出産への支援という妊娠・出産にかかわる健康状態・権利の重要な局面に関する支援といえます。

### (4) 食料

#### < 実績 >

2006年度の食糧援助の実績は121億円(17か国)、貧困農民支援の実績は約48億円(16か国)、水産無償の実績は約46億円(6か国)です。

#### < 現状 >

世界には約8億5,000万人の飢餓にひんする人がいます<sup>(注141)</sup>。このうち約3億人は子どもであり、5秒に1人の子どもが飢餓に関係する理由で亡くなっているといわれています。こうした状況を改善するために、ミレニアム開発目標(MDGs)では、2015年までに飢餓に苦しむ人口の割合を1990年の水準の半数に減少させるとの目

標が掲げられています。また、紛争、自然災害、経済危機の発生などにより、食料支援の必要性は高まっています。

世界では、栄養不良に陥っている子どものうち、約1億7,000万人が学校で食事をとることができず、約1億3,000万人が学校に通っていません。

注138 : (出典)2006年世界人口白書

注139 : UNFPA:United Nations Population Fund

注140 : IPPF:International Planned Parenthood Federation

注141 : (出典)FAO「世界の食料不安の現状2004」

## < 日本の取組 >

日本は、食料不足に直面している開発途上国に対して食糧援助を行うとともに、開発途上国の食料生産性の向上に向けた努力を中長期的に支援する取組を並行して進めています。食糧援助については、飢餓への対応として人道的見地から実施しており、アフリカなど食料不足に直面している国を対象として、2006年度には食糧援助(KR)により、総額120億7,500万円の支援を行いました。このうち、二国間支援を通じて、マリ、エチオピア、エリトリア、アンゴラ、ネパール、ハイチ等に対して49億5,500万円の支援を実施し、国連世界食糧計画(WFP)および国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA)経由では、スーダン、ソマリア、ケニア、ウガンダ、アフガニスタン、東ティモール、フィリピン(ミンダナオ)、パレスチナ自治区およびレバノン・シリア・ヨルダンにおけるパレスチナ難民に対し71億2,000万円の拠出を行いました。特にWFPに対しては、積極的に貢献しており、2006年はWFP経由で実施した食料援助を含め約7,230万ドルの拠出を行い、第7位の援助国となっています。

緊急の場合に、生命の危機にひんしている人々に対する無償の食料配給は重要です。一方で、受益者の自立を支援する観点からは、食料配給を通じた教育や職業訓練プロジェクトが重要です。学校給食を実施するこ

とで、児童の空腹や栄養状態が改善され、学習に専念できるようになるため、授業への出席率および理解度が向上します。そして出席した児童に対して、家に持ち帰るための食料も併せて配給することにより、家族の生活補助と、家族の教育に対する理解促進に役立っています。特に女兒に対する学校給食および食料の配給は、女兒の就学率向上に役立っています。日本は、WFPが実施している教育普及のための学校給食を支援しています。例えばアフガニスタンでは、学校給食を実施して初等教育の普及に努めている上、特に女兒に対して、家に持ち帰るための油などを配給することにより、男児に比べて遅れがちな女兒の就学向上を支援しています。また、WFPは、食料配給のときに保健教育を施したり、職業訓練を兼ねたインフラ整備を行い、食料を労働の対価として配給するプロジェクトを実施しており、日本の支援も活用されています。



WFPの学校給食プログラムで学ぶアフガニスタンの女兒  
(写真提供：WFP/Alejandro Chicheri)

### 食料安全保障の取組

日本は、食料安全保障への短期的取組として、食料事情を改善すべく、1968年度から一貫して食糧援助を実施しているほか、中長期的取組として、開発途上国による食料増産に向けた自助努力を支援することが重要という考えから、1977年度から貧困農民支援(2KR<sup>(注142)</sup>)を実施しています。また、農業生産量の増大のためには、かんがい施設の整備や食料生産技術の向上のための技術協力なども重要であり、日本は、円借款、無償資金協力、技術協力など様々な援助形態を用いて協力を行っています。最近の日本による新たな取組としては、食料安全保障の確保に向け不可欠な食料・農業統計情報にかかる人材育成や情報基盤の整備を行う「ASEAN食料安全保障情報システム(AFSIS<sup>(注143)</sup>)」の支援や、東アジア地域の食料安全保障の強化および貧困緩和を図るため、緊急時のための米備蓄に関するパイロット・プロジェクトを行っています。

注142：旧食糧増産援助。肥料および農機等の供与を行う。

注143：AFSIS:ASEAN Food Security Information System

## (5) エネルギー

### < 実績 >

2006年度においては、エネルギー分野に対する円借款の実績は約1,646億円(8か国)、無償資金協力は約

43億円(6か国)となりました。また、技術協力では352人の研修員受入、99人の専門家を派遣しました。

### < 現状 >

開発途上国においては、経済発展を実現して生活水準を向上させるために、安定したエネルギー供給を確保することが課題となっています。開発途上国では、近代的なエネルギー・サービスを享受できない人々が約25億人いるといわれています<sup>(注144)</sup>。近代的なエネルギー・サービスの欠如は、産業の未発達とそれに伴う雇用機会の喪失による貧困化、医療サービスや教育を受ける機会の制限など、経済・社会における生活の質的向上を妨げる要因となります。

また、今後、世界のエネルギー需要はアジアをはじめ

とする開発途上国を中心に増大することが予想されています。これに対し、エネルギーの安定供給や環境への適切な配慮なしには、エネルギー需給のひっ迫と価格高騰、二酸化炭素排出の増加といった問題が顕著になる可能性があり、ひいては開発途上国の持続可能な開発並びに日本および世界の経済・環境に影響が出る懸念されます。

このようにエネルギー問題は、貧困、持続可能な開発、環境問題といった様々な問題と関連する地球的規模の課題です。

### < 日本の取組 >

日本は、開発途上国の持続可能な開発および日本自身のエネルギー確保の観点から、開発途上国におけるエネルギー供給のための協力を各国の事情に合う形で実施しています。具体的には、開発途上国に対する近代的エネルギー・サービス提供による貧困対策や、産業育成のための電力の安定供給に取り組んでいます。また、同時に、エネルギー・ロス改善、エネルギー利用効率化および再生可能エネルギーを活用した発電施設などのエネルギー関連インフラの整備といった、環境に配慮したエネルギー分野の協力も積極的に進めています。

政府開発援助を通じては、特に他の公的資金や民間部門での対応が難しい案件、エネルギー効率の向上および省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの利用促進などに資する案件について協力を進めています。また、資源国に対しては、その国の外貨獲得源である資源開発を支援し、自立的発展の促進を図り、資源分野における関係強化を図っています。

2006年度は、インドのバンガロール都市圏の配電網設備を高度化するため、円借款の供与を決定しました<sup>(注145)</sup>。インドでは、深刻な電力不足に加えて、頻繁に

生じる停電が大きな問題となっています。日系企業を含む多くの企業が集積し、インド有数の産業拠点として近年急速に発展を遂げているバンガロール都市圏でも、停電等が経済活動や生活水準向上の障害となっています。日本は、配電自動化システムの整備を支援し、電力を安定的に供給することで、地域の経済発展と生活水準向上への貢献を図っています。

また、環境への負荷を考慮し、発電において二酸化炭素を排出しない水力や地熱、太陽光エネルギーといった再生可能エネルギーを利用した協力も進めています。2006年度は、ケニアの水力発電所建設等に対して、円借款の供与を決定しました。ケニアは石炭・石油等の燃料資源がないほか、発電所の老朽化が進んでおり、その上電力輸入先の隣国ウガンダでも電力不足となっているなど、電力需要への対応が切迫しています。貴重な水力発電資源の、より一層の有効活用を通じて、電力供給が拡大されることが期待されます。また、無償資金協力では、カンボジアに対して、再生可能エネルギーである水力による、小規模発電設備建設を支援しています<sup>(注146)</sup>。これは、ベトナム国境山間部のセンモノロム市では公共の電力供給がなく、慢性的な電

注144：(出典)国際エネルギー機関(IEA)「2006年世界エネルギー展望」

注145：「バンガロール配電網設備高度化計画」(インド、2006年度)

注146：「モンドルキリ州小水力地方電化計画」(カンボジア、2006年度)。なお、センモノロム市はモンドルキリ州の州都。

力不足に陥っており、また電気料金もプノンペンの約4倍と低所得層には支払が不可能な水準にあったことが背景としてあります。

このほか、日本は、エネルギー管理、エネルギー・ロス改善、エネルギー利用効率化および再生可能エネルギー

といった分野の技術移転や人材育成を行っています。

フィリピンでは、再生可能エネルギーの導入により、離島やへき地の電化に取り組んでおり、日本は小規模水力発電や太陽光発電に関する技術移転や能力開発支援を進めています<sup>(注147)</sup>。

### インドネシア地方電化事業(円借款、1993年度、1996年度、150.9億円)

1992年12月時点において、インドネシア・ジャワ島の村落電化率<sup>(注148)</sup>は約60%であり、それ以外の島は30%強と格差が生じていました<sup>(注149)</sup>。この格差の改善に向け、インドネシア政府は独自に取り組むとともに、日本も円借款を通じて支援を行いました。

こうした日本の支援(1,562村落の電化を達成)も含む全国規模の電化促進への努力の結果、2002年にはジャワ島の村落電化率は98.6%に、それ以外の島は73.9%まで向上し、格差は大きく緩和されました<sup>(注150)</sup>。さらに電化が進んだことにより、テレビ・ラジオの普及が促進され、情報の取得が容易になったことや、夜間の学習が可能となり、学習環境が改善されるなど、様々な効果が波及しています。

## (6) 防災と災害復興

### < 実績 >

2006年度の防災・災害復興分野の資金協力の実績は約909億円で、無償資金協力約162億円(43か国)、円借款約677億円(6か国)、国際機関への拠出約29億円となっています。このうち、二国間資金協力を災害形態別で見ると、地震・津波関係の割合が17%、暴風・洪水13%、土壌流出58%となっています。地域別では、アジアの割合が86%と最も高く、次いでアフリカ7%、中

東5%となっています。ソフト面の取組としては、防災分野で31名の専門家派遣、408名の研修員受入、34件の技術協力プロジェクト等を行いました。また、国際緊急援助の実績としては、国際緊急援助隊の派遣が3件、緊急援助物資供与で15件総額約2億円相当の支援を行いました。

### < 現状 >

地震、火山噴火、津波、暴風、豪雨、洪水、土砂災害、干ばつなどの災害は世界各国に様々な形で毎年のように発生しています。大規模な災害では、多くの人命や財産が奪われるだけでなく、経済や社会システム全体が長期にわたって深刻な影響を受けることがありま

す。特に、開発途上国の多くは災害に対してぜい弱であり、極めて深刻な被害を受けます。また、一般に貧困層が大きな被害を受けて災害難民となることが多く、衛生状態の悪化や食料不足などの二次的被害が長期化することが大きな問題となっています。

### < 日本の取組 >

日本は、自らの過去の災害経験から培われた優れた知識や技術に基づき、緊急支援と並んで災害予防および災害復旧分野の重要性を強く認識して、積極的な国際協力を行っています。特に、2005年1月に神戸で開

催された国連防災世界会議において、今後10年の国際社会における防災活動の基本的な指針となる「兵庫行動枠組2005-2015」が採択され、日本は国連と協力してその世界的な実施を推進しています。同会議に

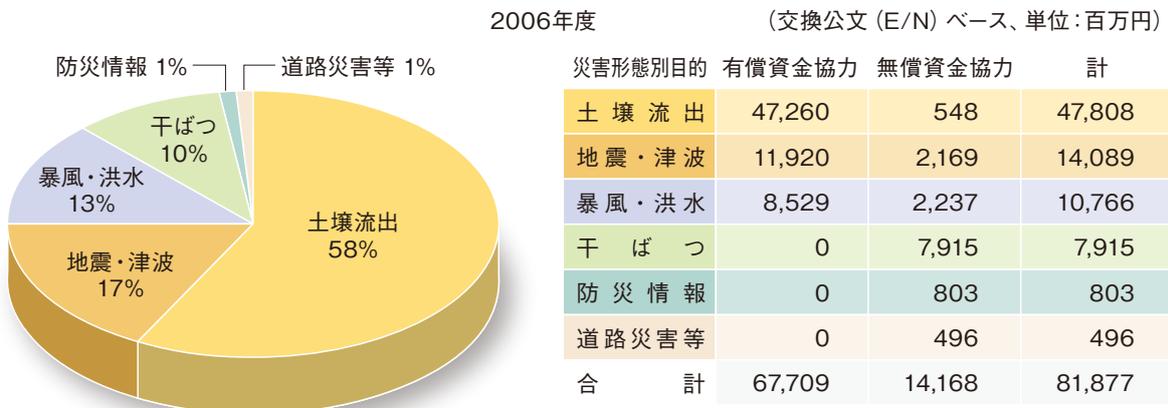
注147：「地方電化プロジェクト」(フィリピン、2004～2009年度)

注148：特定地域における村落数に対する電化済み村落数の割合。

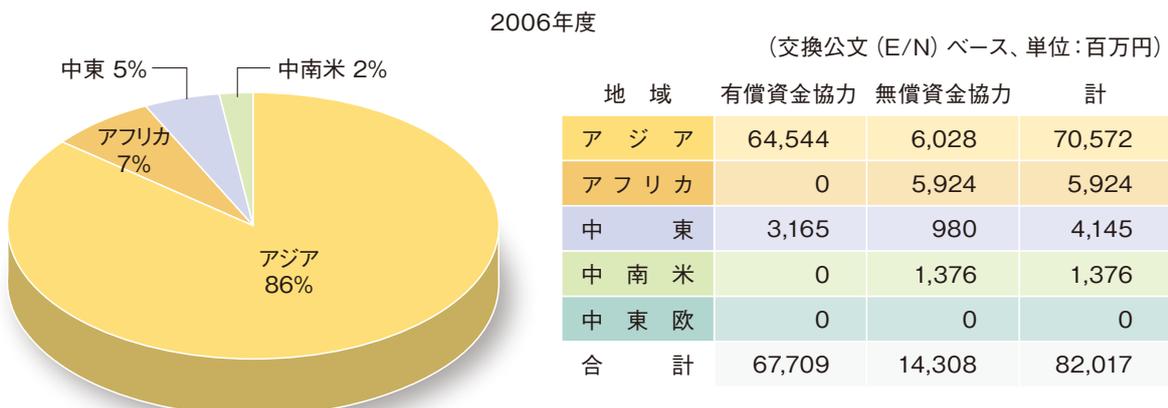
注149：なお、家庭電化率はジャワ島で約30%、ジャワ島以外では20%以下。

注150：家庭電化率は、ジャワ島で約58%、ジャワ島以外では約44%に向上。

図表Ⅱ-23 防災・災害復興分野の援助実績(災害形態別)



図表Ⅱ-24 防災・災害復興分野の援助実績(地域別)



\* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

において、日本は政府開発援助による防災協力の基本方針等を「防災協力イニシアティブ」として発表し、制度構築、人づくり、経済社会基盤整備などを通じて、開発途上国における「災害に強い社会づくり」への自助努力を引き続き積極的に支援していくことを表明しました。また、2005年4月にインドネシアで開催されたアジア・アフリカ首脳会議においては、防災・災害復興対策のためにアジア・アフリカ地域を中心として今後5年間で25億ドル以上の支援を行うことを表明し、日本の役割に対する国際社会の期待はますます高まっています。2006年

度には、「防災・災害復興支援無償資金協力」を創設し、防災・災害復興支援を強化することとし、インドネシア<sup>(注151)</sup>およびグアテマラ<sup>(注152)</sup>に対して実施決定しています。

このほかにも、2007年2月には無償資金協力により、バングラデシュの気象観測の要衝であるコックスバザールにおいて、気象レーダーの整備を行いました。これにより、降雨の探知範囲が拡大するとともに、レーダー稼働率が向上し、バングラデシュ気象局におけるサイクロンの監視能力が向上しました。

注151：「ジャワ島中部地震災害復興支援計画」  
注152：「熱帯低気圧スタン災害復興支援計画」

インドネシアは、2004年12月にスマトラ沖大地震・津波災害に見舞われましたが、2006年には5月のジャワ島中部地震、7月のジャワ島南西沖地震・津波災害をはじめ、洪水・土砂災害等立て続けに深刻な被害を受けました。日本はこれらの被害に対し、緊急援助物資の供与をはじめとする各種支援を実施しました。具体的には、5月のジャワ島中部地震については、国際緊急援助隊(医療チーム、自衛隊部隊)を派遣したほか、テント、浄水器、発電機など約2,000万円相当の緊急援助物資を供与しました。また、インドネシア政府に対して400万ドルの緊急無償資金協力を実施し、これに加え国際赤十字・赤新月社連盟(IFRC<sup>(注153)</sup>)を通じて100万ドルの緊急無償資金協力をを行いました。7月のジャワ島南西沖地震・津波災害については、テント・簡易水槽など約1,300万円相当の緊急援助物資を供与しました。このほか洪水、土砂災害被害に対しては、1月および6月にそれぞれ約1,300万円相当および約1,200万円相当の、2007年2月には約1,500万円相当の緊急援助物資の供与を行いました。現在では復旧・復興の段階に入っており、防災・災害復興支援無償や円借款によるインフラの

復旧、技術協力による復興計画支援や被災者の心のケアなどを実施しています。

また、災害が多発するインドネシアとの間において、2005年6月の両国首脳間合意に基づき、両国の防災担当の大臣を共同議長とする「防災に関する共同委員会」が設置され、2006年7月、インドネシアにおける包括的かつ効果的な災害対策に向けた指針となる報告書がとりまとめられました。本報告書で示された災害対策の重要性、課題等も考慮しつつ、引き続き同国の防災体制の強化に資する支援を行っています。



コックスバザール気象レーダー塔の外観(写真提供：国土交通省)

### フィリピンへの緊急援助

2006年8月、フィリピン・ギマラス島沖で、小型タンカーの沈没により重油が流出する海難事故が起きました。海洋汚染被害は深刻なもので、環境・観光資源への影響が懸念されました。そのためフィリピン政府からの要請を受け、日本から国際緊急援助隊専門家チームを派遣し、指導および助言を行い、被災地の復興に寄与しました。

11月から12月にかけては、台風に伴う大雨により大規模な泥流災害が発生し、約2万5,000人に被害が及びました。日本は要請を受けて、テント、スリーピング・マット等、約2,000万円相当の緊急援助物資の供与を行い、また12月26日には、100万ドルの食糧援助を実施しました。その後、供与した物資が確実に被災者に届き、有効活用されているか調査を行ったところ、災害発生直後は一部混乱もありましたが、おおむね物資は被災者に行き届き、有効に活用されていました。こうしたフォローアップは、政府開発援助の効率的な実施に寄与するものとして、今後とも積極的な活用が期待されます。

災害分野における二国間の協力では、経済社会基盤整備などのハード面での取組に加えて、人材育成などのソフト面での取組にも力を入れています。具体的な案件例としては、地震国であるイランのテヘランにおいて、大地震発生後の緊急対応能力の向上を目的とした

技術協力プロジェクトを開始しました。イランでは、1990年のマンジール地震(死者約4万人)、2003年のバム地震(死者約2万7,000人)により大きな被害が発生しており、近年テヘランでの大地震発生が懸念されています。日本が過去に実施した開発調査では、テヘランで大規

注153：IFRC:International Federation of Red Cross and Red Crescent Societies

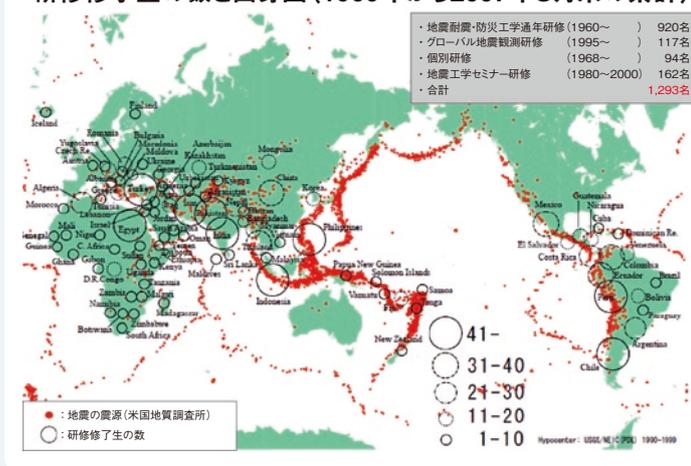
模な地震が発生した場合、数十万人にも及ぶ犠牲者が出るとの結果が出ています。プロジェクトでは、テヘラン市における地震後の被害拡大を軽減することを目指し、行政機関が地震発生後に迅速かつ効果的に緊急

対応を行うためのシステムづくりと行政官の能力強化、コミュニティの地震に対する対応力を強化するための計画づくりと訓練による能力向上を図っています。

### 地震学、地震工学分野での人材育成支援

日本は1962年以来、地震地域の開発途上国から若手の研究者や技術者を招いて、「国際地震工学研修<sup>(注154)</sup>」を実施しています。この研修を修了した研修生の帰国後の地震学や地震工学の分野での活躍には目覚ましいものがあり、高く評価されています。また、2005年度から、政策研究大学院大学と連携し、修士号の学位を取得することが可能な研修コースへと高度化し、2006年9月のJICA集団研修では初の修士が19名誕生しました。さらに、2006年度から、アジア地域を対象に津波防災に対する高度な能力を持った人材の育成を目的とした津波防災研修を新たに開講しました。

研修修了生の数と出身国(1960年から2007年3月末の累計)



### < 国際機関との連携 >

日本は、世界銀行防災グローバルファシリティ<sup>(注155)</sup>への資金拠出<sup>(注156)</sup>および日本人専門家の組織運営への参画(予定)等による協力を実施しています。同ファシリティは、災害に対してぜい弱な低・中所得国を対象に、災害予防の計画策定等の能力向上および災害復旧等を支援するもので、2006年9月に設立されました。①世界・地域レベルでの災害予防の知識共有や調査研究を行うトラックI、②マルチドナー信託基金を設立し、低・中所得国の貧困削減戦略や様々な分野の開発計画に防災の観点が入り入れられるよう支援するトラックII、③低所得国を対象に緊急復旧基金を設立するトラックIIIへの3要素から構成されています。日本は、同ファシリティの創設を歓迎し、積極的な貢献を行うこととしています。

また、防災の重要性への認識の深まりを背景に、2006年の国連総会においては、各国と防災に関与す

る国連や世界銀行をはじめとした国際機関が一堂に会して防災への取組を議論する場として、防災グローバル・プラットフォームの設置が決定されました<sup>(注157)</sup>。日本は、「兵庫行動枠組」の推進を中心的に調整し、同プラットフォームの事務局である国連国際防災戦略(UN/ISDR<sup>(注158)</sup>)事務局の活動を積極的に支援しています。

このほか、2006年度に新設された防災・災害復興支援無償資金協力においても国際機関との連携が図られており、国連開発計画(UNDP)が行う「南アジア地域における地震防災対策計画」に対し協力を行っています。これは南アジア地域協力連合(SAARC)の防災分野での能力強化も視野に入れつつ、南アジア地域において建物の耐震化等を進めるというUNDPの計画に日本が協力を行うもので、日本が地震災害に対して有している知見と経験の活用が期待されています。

注154：コース名称の変更やカリキュラムの改訂を行いながら、現在「地震・耐震・防災工学」研修を実施している。

注155：Global Facility for Disaster Reduction and Recovery

注156：今後3年間で600万ドル拠出。

注157：2007年6月に第一回会合を開催。

注158：UN/ISDR:United Nations International Strategy for Disaster Reduction

## (7) テロ・海賊

### (イ) テロ

#### < 現状 >

テロは、国境を越えて引き起こされ、開発途上国のみならず、先進国を含めた国際社会全体に直接影響を及ぼす重大な地球的規模の問題です。世界各国で頻発しているテロ事件に見られるように、国際テロの脅威は依然として深刻です。また、テロは主体、手口が多様化する傾向にあり、テロ対策には以前にも増して、国際

的な協調と強化が必要です。

テロの頻発は、観光、海外直接投資、貿易などを通じて、テロが発生した国の経済活動に重大な影響を与えます。そのため、開発途上国にとって、テロ対策を強化し、テロを未然に防止することは開発の重要な前提条件となります。

#### < 日本の取組 >

日本は、国際的なテロを防止するためには幅広い分野において国際社会が一致団結し、息の長い取組を継続することが重要と考え、国際社会におけるテロ対策への取組に積極的に参加しています。特に、テロリストにテロの手段を与えない、テロリストに安住の地を与えない、テロに対するぜい弱性を克服するという観点から、テロ対処能力が必ずしも十分でない開発途上国に対し、出入国管理、交通保安、テロ資金対策などの能力向上支援を重視しています。

日本と政治、経済、社会全般にわたり関係の深い東

南アジア地域におけるテロを防止し、安全および安定を確保することは、日本の繁栄にとっても重要であり、重点的に支援を実施しています。具体的には、出入国管理、航空保安、港湾・海上保安、税関協力、輸出管理、法執行協力、テロ資金対策、CBRNテロ対策<sup>(注159)</sup>、テロ防止関連諸条約などの分野において、セミナーの開催、研修員の受入等を実施しています。

また、従来のスキームに加え、2006年度からテロ対策等治安無償資金協力を創設し、開発途上国に対するテロ対策支援を強化することを決定しました。

#### テロ対策等治安無償資金協力 2006年度実績

年月	対象国	概要	規模
2006年6月	インドネシア	海賊・海上テロおよび兵器拡散の防止を目的として、巡視船艇3隻を供与	19.21億円規模
2006年8月	カンボジア	主要国際港湾の保安体制強化のための関連機材の供与	9.27億円規模

2006年9月には、日本で国際テロ事件捜査セミナーを開催しました。同セミナーは、アジア、中南米等の国々から国際テロ対策の担当者を招いて、日本の国際テロ事件に関する捜査および対策について技術の移転を図り、もって国際テロ対策における国際協力に資することを目的に開始され、JICAとの共催により、これまでに延べ130か国171名を招へいしています。

また、2007年7月には、クアラルンプールにおいて「化学・生物テロの事前対処および危機管理セミナー」を、東南アジア諸国等を対象に開催しました。このセミナーは、2002年10月のアジア太平洋経済協力(APEC)首脳会議の際に、小泉純一郎総理大臣(当時)がテロ対策面における危機管理能力向上を目的とした取組を2003年度から5年間実施する旨表明したことを踏まえて、

2003年および2006年に東京で、2004年および2005年にマレーシアで開催されたセミナーに引き続き実施されたものの第5回目です。

さらに、出入国管理の分野では、日本は東南アジア諸国等を対象に1987年以来毎年「東南アジア諸国出入国管理セミナー」を開催しています。同セミナーは、各国の出入国管理機関との相互の交流を深め、協力関係を強めるとともに各国の出入国管理業務に携わる職員の能力の向上を図り、各国の出入国管理行政の確・円滑な運営に資することを目的としており、2006年は、水際における不法移民、国際テロリストおよび国際犯罪者の入国阻止や、入国を拒否した者の確実な退去のための航空会社との協力に関する現状と問題点および対応策等をテーマとして実施しました。日本は同セ

注159：化学(Chemical)、生物(Biological)、放射性物質(Radiological)、核(Nuclear)、を用いた兵器はそれぞれの頭文字をとって、CBRN兵器と呼ばれ、これらを用いて行われるテロは、CBRNテロと呼ばれる。

ミナーで参加各国の出入国管理におけるテロ対処能力向上に向け、国際的な連携を図っています。また、参加国・地域から、同セミナーが東南アジア諸国等におけ

る出入国管理行政にとって非常に有益であるとの認識が示されました。

### インドネシア空港保安訓練プロジェクト

日本はインドネシアに対して、2004年度には無償資金協力により航空保安検査機器等の供与を行い、2005年度には機器が供与された空港を中心にフォローアップとして主要空港保安体制強化計画の調査を実施しました。

この調査の結果、空港における緊急事案対応訓練が十分に実施されていないことが判明したことから、2006年度は、緊急事案対応訓練に対する指導・評価、バリ・デンパサール国際空港の緊急訓練計画についての提言、定期的事案対応訓練の重要性に関する講義を行い、同国における航空保安対策の更なる向上を図ることとしました。訓練は、爆発物を仕掛けた過激派の捕そくにより空港の脅威レベルが最高度に引き上げられ、警察の特殊部隊が爆発物処理を行うというシナリオで行われました。

この訓練に対する指導・講評等を通じて、今後はインドネシア航空局(DGCA)を中心に、同国の他空港へ効果的に波及し、航空保安対策の向上に向けた自立的取組の維持・発展が期待されます。



訓練における現地対策本部  
(写真提供：国土交通省)



警察の特殊部隊による爆発物処理  
(写真提供：国土交通省)

## (ロ)海賊

### < 現状 >

日本は、石油や鉱物等のエネルギー資源の輸入のほとんどを海上輸送に依存しているため、海上の安全を脅かす海賊行為は、日本自身の平和と安定に直結する問題です。

特に、石油等の日本のエネルギー資源の大部分が通過する東南アジア地域においては、2005年3月にマラッカ海峡で発生した日本船舶および船員に対する襲撃に象徴されるような事件が近年発生しており、海上輸送に従事する日本国民の安全および日本経済活動にとっても直接の脅威となっています。日本は、海賊行

為および海上テロの防止のために、沿岸国の取締り能力向上を図るとともに、情報共有強化や人材育成等に取り組んでいます。また、アジアの海賊問題に有効に対処すべく、地域協力促進のための法的枠組みとして、アジア海賊対策地域協力協定(ReCAAP<sup>(注160)</sup>)の作成交渉が日本主導の下行われ、2006年9月に同協定は発効しました。また、協定に基づきシンガポールに設置された情報共有センター(ISC<sup>(注161)</sup>)には、日本から2名の職員を派遣しています。

### < 日本の取組 >

2002年7月からフィリピン沿岸警備隊の業務遂行能力の向上を目的として「フィリピン海上保安人材育成プロジェクト」を実施し、海上取締り能力の向上などの海上保安人材育成に取り組んでいます。2006年10月には、「東アジア地域海上犯罪取締り研修」を実施し、アジア各国の海上保安機関の職員に対する研修を行いました。マラッカ海峡の沿岸国であるインドネシアやマレーシアに対しても海上取締り能力の向上を目的とした専門家を派遣しているほか、同9月には、マレーシア、タイ、日本

の海上保安当局間による3か国海賊対策連携訓練を行いました。また、港湾におけるテロ対策として、2007年2月には日・ASEAN港湾保安情報伝達共同訓練を、インドネシアでテロが起こったことを想定して、保安情報の伝達訓練を日本およびASEAN9か国の運輸省、港湾管理者等関係組織間で実施し、26港湾が参加しました。同海峡の安全対策能力の強化のため、2006年6月に、テロ対策等治安無償資金協力によりインドネシアに対して3隻の巡視船艇を供与することを決定しました。

注160：ReCAAP:Regional Cooperation Agreement on Combating Piracy and Armed Robbery against Ships  
注161：ISC:Information Sharing Centre

## (8) 麻薬

### < 現状 >

麻薬などの薬物問題は人々の生活や生存を直接脅かし、経済・社会の健全な発展を阻害する危険性を有する地球規模の問題であり、国際社会が協調して取り組んでいかなければなりません。近年、薬物の不正取引に関与する国際的な薬物犯罪組織の密輸の巧妙化

も問題となっています。日本国内で乱用されている薬物のほとんどは、薬物犯罪組織の関与の下、主にアジア地域から密輸入されており、国内対策の観点からも日本としてアジア地域を中心に積極的に薬物対策のための国際協力を推進していく必要があります。

### < 日本の取組 >

二国間援助としては、日本への薬物の供給源となっている薬物の密造地域などにおける薬物関連犯罪の防止や取締り能力向上への支援を行っています。特に、薬物問題の背景には貧困問題があることを踏まえ、住民が薬物の原料となる植物(ケシなど)の栽培に頼らず生活できるようにするため、貧困脱却のために代替作物の開発プロジェクトを通じた支援や、NGOを通じた支援などを実施しています。

例えば、2005年から2007年までの3年間、フィリピンで「薬物法執行能力向上プロジェクト」を実施しました。フィリピンは2002年に大統領府の下にフィリピン薬物取締庁(PDEA<sup>(注162)</sup>)を設立し、これまで薬物取締りに従事してきた各機関の業務を一つの機関に統合することにより、同問題への取組を強化していましたが、薬物取締りにかかわる捜査・情報収集を効果的に推進するために不可欠な薬物特定・識別にかかわるノウハウ不足が取締り活動の大きな制約となっていました。こうした

状況の下で、フィリピン政府の麻薬取締りの実効性を向上させるべく、薬物取締り・捜査に関するセミナーを実施し、薬物鑑定・分析の技術指導を行いました。

また、日本は、国連麻薬委員会などの国際会議に積極的に参加するとともに、国連薬物犯罪事務所(UNODC<sup>(注163)</sup>)が管理・運用する国連薬物統制計画基金への資金拠出を毎年行っており、2006年度は約217万ドルを拠出しました。この資金を利用し、東南アジアの国境における不正薬物取引の取締り強化、ミャンマーの貧困農民がケシ栽培から脱却するための農村開発などのプロジェクトに対する支援を行いました。さらに、カンボジアで急増している違法薬物の乱用、および薬物使用時の針の共用などが地域社会にもたらす脅威に対応するために、UNODCが実施する「麻薬乱用に対するカウンセリング・治療・リハビリ対策」に対し、人間の安全保障基金を通じて支援を行いました。



©三井昌志

注162 : PDEA:Philippine Drug Enforcement Agency

注163 : UNODC:United Nations Office on Drugs and Crime

## (9) 国際組織犯罪

### < 現状 >

グローバル化やハイテク機器の進歩、人の移動の拡大などが進むに伴い、国境を越えて大規模かつ組織的に行われる国際組織犯罪は、治安維持に深刻な影響を及ぼしています。薬物や銃器の不正取引、盗難品の密輸、詐欺・横領などの企業犯罪や経済犯罪、通貨、支払カードなどの偽造、汚職、脱税や資金洗浄(マネーロンダリング)などの金融犯罪、売春、不法移民、女性

や児童の人身取引などが挙げられ、近年、国際組織犯罪の手口は以前よりも一層巧妙化しています。

国際組織犯罪は国を越える犯罪であり、一国のみの努力では対策に限りがあります。このような国際組織犯罪に対処するためには、各国それぞれによる対策強化とともに、司法・法執行分野の国際協力による連携強化など、法の抜け穴をなくすための努力が必要です。

### < 日本の取組 >

日本は、国連やG8などの国際機関や枠組みを通じた国際組織犯罪対策分野でのルールづくりや、対策の検討・協力を積極的に貢献してきました。国際犯罪組織は、法律や規制の緩やかな国を犯罪活動の拠点とすることから、各国における法制度の強化が国際組織犯罪対策に寄与します。

日本への密輸・密航には主に海上からのルートが使用されています。水際で犯罪を阻止するには一国のみの努力では限りがあるため、アジア各国の取締り能力や連携の強化を目的としたセミナーを実施しています。具体的には、フィリピンで海上法令励行セミナー、東京で薬物犯罪取締りセミナー、福岡で東アジア海上犯罪取締り研修等を行っており、アジア各国の海上保安機関と取締り能力や連携の強化を図り、また、薬物・銃器の密輸、密航等海上における国際組織犯罪に適切に対応するための技術協力を実施しています。

人身取引問題も国際的な課題となっています。日本は、2004年4月に人身取引対策に関する関係省庁連

絡会議を設置し、同年12月、包括的な人身取引対策行動計画を策定しました。現在、同行動計画に沿って様々な施策を実施中であり、2005年6月には人身取引議定書の締結に関する国会承認を得たほか、2004年9月以降、インドネシア、タイ、ラオス、カンボジア、フィリピン、コロンビア、ウクライナ、ロシア、ルーマニア等へ政府協議調査団を派遣し、先方の関係機関と協議を行ってきています。さらに、人間の安全保障基金等を通じ、人身取引撲滅に向けた様々なプロジェクトを支援しており、最近では2006年3月、国際労働機関(ILO<sup>(注164)</sup>)がタイおよびフィリピンで実施している人身売買等の犠牲者の帰還後の生活を支援するプロジェクト<sup>(注165)</sup>に約200万ドルの支援を行いました。そして、2005年の第15回犯罪防止刑事司法委員会<sup>(注166)</sup>で日本が提出し採択された「人身取引決議」のフォローアップの一環として、2006年9月、人身取引に関する国連関連機関調整会合を外務省にて開催し、UNODC<sup>(注166)</sup>主催の下、関係国際機関<sup>(注167)</sup>が一堂に会しました。

### アジアを中心にした協力

- 国際組織犯罪には偽変造旅券が行使されるケースが多いことから、1995年以降、「偽変造文書鑑識技術者セミナー」を開催しています。これは、東南アジア諸国等の出入国管理機関における偽変造文書鑑識技術者等と、各国・地域における文書鑑識技術等の情報交換を行うというものです。相互の協力関係の発展、技術の向上を図り、関係諸国・地域の出入国管理行政的確・円滑化に資することを目的としており、2007年2月に実施された第12回同セミナーにおいても積極的な情報交換が行われました。
- 国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI)では、2006年8月から10月にかけて国際組織犯罪に関する国際研修を実施しました。アジアを中心とする開発途上国11か国からの参加を得て、国際組織犯罪の捜査、訴追および公判における課題について、現状の分析、対策の検討等を行うことにより、同地域内諸国の有効な犯罪防止政策の展開および刑事司法の充実・発展に寄与しました。

注164 : ILO:International Labour Organization

注165 : 「帰還したトラフィッキング犠牲者の経済社会的エンパワーメント事業」

注166 : UNODC:United Nations Office on Drugs and Crime

注167 : IOM, ILO, UNICEF, UNIFEM, UNDAW, UNHCR

## 4. 平和の構築

### < 現状 >

冷戦後の国際社会においては、民族・宗教・歴史等の違いによる対立が世界各地で顕在化し、地域・国内紛争が多発するようになりました。こうした紛争では、被害者の大多数が子どもを含む一般市民であり、難民・国内避難民が発生します。このような難民・国内避難民の問題は、さらには人道問題や人権侵害の問題に発展します。また、紛争は長年の開発努力の成果を瞬時に失わせ莫大な経済的損失を生み出します。平和と安定は、開発と発展の前提条件であり、国際的な開発目標であるミレニアム開発目標(MDGs)達成にも、平和の構築が重要な役割を果たします。

国際社会では、2004年12月の「脅威・挑戦・変化に関する国連事務総長ハイレベル・パネル」報告および2005年3月のアナン国連事務総長(当時)報告「In Larger Freedom」を踏まえ、同年9月、国連加盟国の首脳は、国連首脳会合の成果文書において、平和構築委員会<sup>(注168)</sup>を設立することで意見の一致を見ました。これを受けて、同年12月20日、国連総会および安保理は、同

### < 日本の取組 >

日本は、2000年7月に「「紛争と開発」に関する日本からの行動-アクション・フロム・ジャパン」を発表し、紛争予防-緊急人道支援-復旧・復興支援-紛争再発防止と本格的な開発支援という一連の紛争のサイクルのあらゆる段階で被害の緩和に貢献するため、政府開発援助による包括的な支援を行っていくことを表明しました。また、2005年4月に開催されたアジア・アフリカ首脳会議において、小泉純一郎総理大臣(当時)は、アジア全体で取り組むべき問題として、経済協力、平和の構築、国際協調の推進をとりあげました。さらに、2006年4月から5月にかけて、エチオピアおよびガーナを訪問した際に、アフリカの平和と発展に向け、日本は積極的に支援していくことを表明しました。

→ 具体的な支援内容については、アフリカ(サブ・サハラ)の項(147ページ)を参照してください

日本は、政府開発援助大綱およびこれを受けた政

委員会の設立を決定する決議をそれぞれ採択しました(総会と安保理の共同設立)。平和構築委員会は、持続可能な平和を達成するために、紛争状態の解決から復旧、復興および国づくりに至るまでの一貫したアプローチに基づき、紛争後の平和構築と復旧のための統合戦略を助言および提案することを主要な目的として、2006年6月に活動を開始しました。日本は同委員会の設立メンバーとしてその議論に積極的に参加してきましたが、日本の平和構築分野全般での取組が評価され、2007年6月には同委員会の第2代議長に選出されました。

また、様々な国際機関においても紛争地域における平和の構築に向けた支援に取り組んでいます。例えば、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR<sup>(注169)</sup>)においては紛争により発生した難民・国内避難民に対する緊急援助、帰還支援等への取組を、UNICEFにおいては紛争地における子どもに対する取組を、紛争要因や紛争形態にあわせて実施しています。

府開発援助に関する中期政策において、平和の構築を重点課題の一つとして掲げています。「紛争の発生と再発を予防し、紛争時とその直後に人々が直面する様々な困難を緩和し、その後、長期にわたって安定的な発展を達成すること」を目的とし、各段階において継ぎ目なく支援を行い、平和と安定を確保します。具体的には、紛争下における難民支援や食糧支援等の人道支援に始まり、選挙支援など和平(政治)プロセスに向けた支援を行い、紛争の終結を促します。そして、紛争の終結後は、平和の定着に向けて、元兵士の武装解除・動員解除・社会復帰(DDR<sup>(注170)</sup>)への取組、治安部門の再建など、国内の安定・治安の確保のための支援を段階的に実施するとともに、難民や国内避難民の帰還、再定住への取組を進め、基礎インフラの復旧を行うなど、復興への道筋をつけます。さらに、定着した平和を確立し、次の紛争が起こらないよう、国家、経済、社会

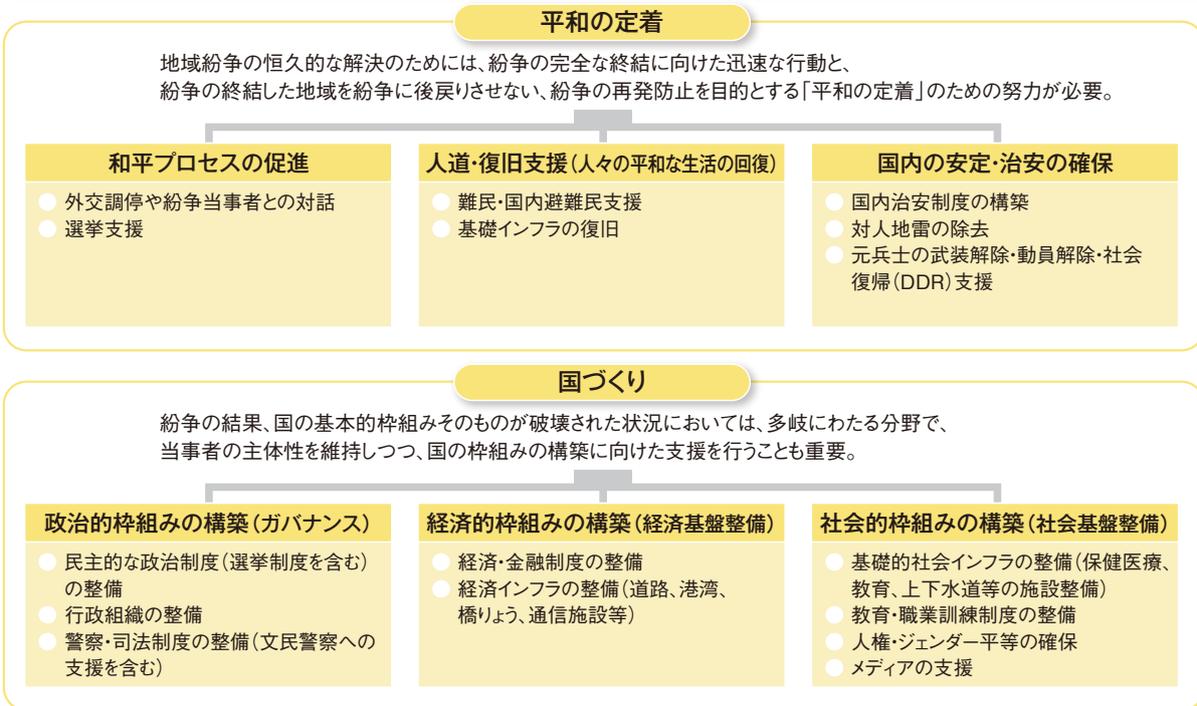
注168：国連平和構築委員会は、2005年9月の国連首脳会合での合意を受け、同年12月に設立された。実質的な活動開始は2006年6月。同委員会は、安保理および総会の諮問機関として、紛争状態の解決から復旧、復興、国づくりに至る一貫したアプローチに基づき、紛争後の平和構築のための統合戦略を助言する。現在同委員会は、ブルンジとシエラレオネを対象国として議論を行っている。

注169：UNHCR:United Nations High Commissioner for Refugees

注170：DDR:Disarmament, Demobilization and Reintegration

図表II-25 平和構築概念図

平和構築 = 平和の定着 + 国づくり



(「国際平和協力懇談会最終報告書」をもとに作成)

平和構築分野での日本の取組

現場における取組		知的貢献	人材育成
<b>国際平和協力の推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>国連PKO等への積極的な貢献</li> <li>国際平和協力に関する法的枠組みの整備</li> </ul>	<b>ODAの充実</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>ODA大綱の重点課題として積極的に推進</li> <li>様々な援助手法および体制の整備</li> <li>機動的・効率的な援助の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平和の定着と国づくり、オーナーシップの尊重、人間の安全保障等の理念・アプローチの深化</li> <li>国連平和構築委員会等における知的リーダーシップの発揮(2007年6月から日本が議長に)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アジアにおける平和構築分野の人材育成事業の開始</li> <li>平和構築人材育成関係省庁連絡会議の設置</li> </ul>

ODAによる平和構築支援 ~継ぎ目ない支援を目指して



の再建に向けて、行政・司法・警察機能の強化、経済インフラや制度支援、保健や教育といった社会セクターへの取組を進めます。このような継ぎ目のない支援を行うため、国際機関経由の支援と、無償資金協力、技術協力、円借款という二国間の支援を組み合わせ対処しています。

日本は、これまでイラク、アフガニスタン、スーダン、カンボジア、スリランカ、コソボ、東ティモール、パレスチナ、ネパールなどにおいて平和の構築への具体的な取組を行ってきており、今後とも、同分野に政府開発援助を活用した取組を積極的に行っていきます。

→ 地域別の取組状況(152ページ～)も参照してください

## 平和構築分野の人材育成

2006年8月、麻生太郎外務大臣(当時)は平和構築に必要な文民専門家の育成を目的とした「平和構築分野の人材育成事業」を2007年度から試験的に立ち上げ、アジアにおける平和構築分野の人材育成を推進していくことを表明しました<sup>(注171)</sup>。2006年12月には、安倍晋三総理大臣(当時)からASEAN議長国であるフィリピンのアロヨ大統領に対し、また、2007年1月には東アジア・サミットにおいて、日本の東アジア協力のための取組の一つとして、「平和構築分野の人材育成構想」を表明しました。内閣においても「平和構築分野の人材育成に関する関係省庁連絡会議」が設置され、取組を強化しています。そして、この構想の支柱となる、外務省の行うパイロット事業が、広島大学が設立した広島平和構築人材育成センター(HPC<sup>(注172)</sup>)を事務局として、2007年9月から日本人研修員、アジア人研修員を対象を開始しています。



HPCの国内研修における開講式でのマスキー国連平和構築支援事務局長基調講演



HPCでのワークショップの様子

### (1) イラク

日本を含む国際社会は、イラクの平和と安定の実現のために、イラクの国づくりへの支援を進めていく必要があります。イラクが主権・領土の一体性を確保しつつ、平和な民主的國家として再建されることは、イラク国民にとって、また、中東および国際社会の平和と安定にとって極めて重要であり、石油資源の9割近くを中東から輸入する日本の国益にも直結しています。

日本はこれまで、自衛隊派遣による人的貢献と政府開発援助による支援を「車の両輪」としてイラク復興支援を実施しています。自衛隊による支援については、陸上自衛隊が2004年初めから2006年7月まで、サマーワを中心に医療、給水、学校等の公共施設の復旧・整備といった人道復興支援活動等に従事しました。航空自衛隊による国連、多国籍軍の人員・物資の輸送支援については現在も引き続き実施しています。

政府開発援助による支援については、マドリードにおける2003年10月のイラク復興国際会議の際に、当面の支援として、電力、教育、水・衛生、保健、雇用などイラク国民の生活基盤の再建および治安の改善に重点を置いた総額15億ドルの無償資金の供与、また、中期的な復興需要に対しては、電力、運輸等の分野でのインフラ整備に対する円借款を中心とした最大35億ドルまでの支援を行うことを表明しました。総額15億ドルの無償資金の供与については、既に用途をすべて決定し、現地で着実に実施しています。また、円借款に関しては、2007年7月までに、電力・運輸・石油・かんがい等の分野の10案件に対し、イラク政府との間で約21億ドルの交換公文の署名をしました。さらに、2007年2月、イラクの宗派・民族間対立の激化等の厳しい情勢の中で、イラクの国づくりに取り組んでいるイラク政府を支援するべ

注171：外務省・国連大学共催「平和構築を担う人材とは～アジアにおける平和構築分野の人材育成に関するセミナー」における麻生外務大臣基調講演：「平和構築者の「寺子屋」を作ります」([http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/enzetsu/18/easo\\_0829.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/enzetsu/18/easo_0829.html))を参照。

注172：HPC:Hiroshima Peacebuilders Center

く、基礎的生活分野、治安、人材育成等の分野での事業のため、新たに約1億ドルの無償資金の供与を決定しました。こうした支援は、経済・社会面での復興を支

援するとともに、イラクの政治プロセスを後押しする役割も担っています。

### ＜イラクに対する二国間支援＞

イラク政府機関などに対する日本の無償資金による直接支援は、総額約9億ドルに上ります。これまで順次決定してきた緊急無償資金協力案件のうち、警察車両供与、消防車両供与、サマーワ市ゴミ処理機材供与等の機材供与の9事業および移動式変電設備の供与、北部・中部主要病院整備計画等の施設整備の3事業は既に完了し、支援の成果が現地で実感されつつあります。

円借款による支援については、イラク側との協議や各種調査を経て、2007年7月までに、電力・運輸・石油・かんがい等の分野の事業を実施するために必要な10案件

(約21億ドル)に関する交換公文をイラク政府との間で署名しました。

債務問題については、2004年にパリクラブにおいてパリクラブ諸国保有分におけるイラク債務(総額約362億ドル)の80%を3段階で削減する合意が成立したことを受けて、2005年11月に日本が有する約76億ドルの債権(日本は第1位の債権国)を3段階に分けて合計80%削減する内容の交換公文が日本・イラク間で署名されました。債務削減スケジュールは国際通貨基金(IMF<sup>(注173)</sup>)支援プログラムと連動しており、2007年10月現在、第2段階まで進展しています。

### ＜キャパシティ・ビルディング支援＞

復興が着実に進展するためには人材育成が重要であるとの考えから、日本は、研修事業を通じて様々な分野において、イラク人の行政官や技術者のキャパシティ・ビルディング支援を行ってきています。2007年11月までにエジプトやヨルダンといった周辺国や日本において研修を受けたイラク人は約2,000名に上ります。

具体的には、日本はエジプトと協力し、イラクの医療分野の復興を支援しました。特に、小児科などの需要の高い分野での人材育成に重点を置き、カイロ大学を中心としたエジプトの医療機関において、500名近いイ

ラク人医療関係者の研修を行っています。また、ヨルダンにおける第三国研修では、電力、統計、水資源管理、上下水道、博物館・遺跡管理、IT教育の分野でヨルダン側の各関係機関の協力を得て、770名を超えるイラク人関係者が研修を受けています。さらに、イラクで大きな課題となっている国民和解を促進すべく、2007年3月、イラクの国民融和担当国務大臣を含む、イラク各宗派・民族の代表の参加を得て国民融和セミナーを開催しています。

### ＜ムサンナー県における取組＞

サマーワを中心とするムサンナー県では、自衛隊の活動と連携し、総額2億ドル以上を投入して草の根・人間の安全保障無償資金協力や緊急無償資金協力といった政府開発援助による支援を実施してきました。特に、安全な飲料水の提供、電力供給の安定化、基礎的な医療サービスの提供、衛生状態の改善、教育環境の改善、生活道路の確保、雇用機会の創出、安全な生活を送るための治安回復および人材育成を優先課題として取り組んできました。

電力分野では、2005年5月にサマーワ大型発電所建設計画に対する緊急無償資金協力の実施を決定しました。この協力により県全体の電力総需要(200mW)の約3分の1が供給されることになります。給水分野では、草の根・人間の安全保障無償資金協力により、県民一人当たり毎日約5リットルの安全な飲料水を提供しています<sup>(注174)</sup>。

政府開発援助と自衛隊との具体的な連携事例としては、政府開発援助により供与した医療機材の使用方

注173：IMF:International Monetary Fund

注174：「ムサンナー県安全な水へのアクセス改善計画」

図表II-26 日本のイラク復興支援(2007年11月までに実施決定した支援)



\* 自然災害等の緊急人道援助を迅速に行うためにNGO、経済界、メディアおよび政府等が共同で設立したNGO。上記図表に掲載のあるジャパン・プラットフォームを通じた支援は政府資金によるもの。

法を自衛隊医務官が指導したり、自衛隊が砂利舗装した道路を政府開発援助によりアスファルト舗装したことが挙げられます。また、円借款により、サマーワにおける

橋りょうの新設(1本)および架替え(2本)等や、ムサンナー県におけるかんがい施設の復旧等を支援することとしています。

### < NGOを通じた支援 >

日本はイラクの人道・復興支援のため、医療、教育、給水等の分野でNGOを通じた支援も行っており、その総額は2007年11月現在、約2,700万ドルに上ります。その中で支援総額の9割近くに当たる約2,490万ドルをイラクの復興支援事業に限定して、ジャパン・プラットフォーム(JPF<sup>(注175)</sup>)に拠出しました。この拠出により、ジャパン・プラットフォーム傘下のNGOが2007年5月までに、イラク北部3県の国内避難民・帰還民・住民に対する緊急復興事業、バグダッドの小中学校修復事業、北部地域における医療支援等、合計17件の事業を実施しています。

→ ジャパン・プラットフォームについては第II部195ページを参照してください

このほかにも日本政府は、ジャパン・プラットフォーム傘下に入っていない日本のNGOや国際NGOに対しても支援を行っています<sup>(注176)</sup>。日本のNGOを通じては、これまでサマーワ母子病院に対して新生児保育器などの医療機材やサマーワ看護高等学校に対して教育用機材の供与などを実施しました。また、国際NGOを通じては、バグダッドのヤルムーク教育病院に対して医薬品・医療品を供与したり、ムサンナー県では給水車をレンタルして水道管による給水を得られない地域の住民に給水する活動を行うなど、イラクの人道・復興のため、日本は積極的に支援しています。

図表II-27 ジャパン・プラットフォーム\*を通じたイラク復興支援

期 間	実 施 事 業
<b>第1次</b> 2003年1月～5月末	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 北部地域での緊急医療支援、生活物資の配給(約2億円)</li> <li>● JPF合同チームによるイラク・ヨルダン国境地帯の難民キャンプにおける緊急医療支援(約2億円)</li> </ul>
<b>第2次</b> 2003年6月～10月末	<ul style="list-style-type: none"> <li>● バグダッド、モースルの病院の修復、機材供与等(約1.3億円)</li> <li>● JPF合同チームによるイラク・ヨルダン国境地帯の難民キャンプにおける緊急医療支援(約1億円)</li> <li>● ニネヴァ県での国内避難民緊急支援(約0.8億円)</li> </ul>
<b>第3次</b> 2003年12月～2004年6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 北部地域での医療施設等の修復、越冬支援(約2.2億円)</li> <li>● バグダッドの小中学校での水・衛生施設等の修復(約0.8億円)</li> </ul>
<b>第4次</b> 2004年7月～2005年8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 北部地域での避難民・帰還民支援等(約3億円)</li> <li>● バグダッドの小中学校、周辺地域の下水施設の修復(約2.9億円)</li> <li>● ニネヴァ県の初等教育施設の水/衛生設備修復(約1.8億円)</li> </ul>
<b>第5次</b> 2005年3月～2006年2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 北部地域での避難民・帰還民支援等(約3億円)</li> </ul>
<b>第6次</b> 2005年11月～2006年12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 北部地域での医療支援、避難民支援(約2.7億円)</li> <li>● 北部地域における医薬品の配布(約0.2億円)</li> <li>● バグダッドの小中学校の修復事業(約1.8億円)</li> </ul>
<b>第7次</b> 2006年9月～2007年3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● バグダッドの小中学校の修復事業(約1億円)</li> </ul>
<b>第8次</b> 2007年3月～9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● バグダッドの小中学校の修復事業(約0.9億円)</li> </ul>
<b>第9次</b> 2007年9月～2008年3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● バグダッドの小中学校の修復事業(約1億円)</li> </ul>

\* 自然災害等の緊急人道援助を迅速に行うためにNGO、経済界、メディアおよび政府等が共同で設立したNGO。上記図表に掲載のあるジャパン・プラットフォームを通じた支援は政府資金によるもの。

注175：JPF:Japan Platform

注176：日本のNGOとしては「日本・イラク医学協会」、「東京財団」、「国際看護交流協会」、国際NGOとしては、ヨルダン「ハシメ慈善財団」、「ケア・インターナショナル」、フランス「ACTED」に支援している。

## 日本の民間企業による病院支援

イラクには、1980年代に日本企業が医療機材の供与を行った13の地域拠点病院があり、その一部には円借款が供与されましたが、湾岸戦争や長年の経済制裁により、病院設備および医療機器の老朽化が激しく、基本的な診療も困難でした。これに対し、日本は、2004年にイラク保健省向けに緊急無償資金協力により、当該病院の修復を目的とした病院設備および医療機器の供給および据付を実施しています。ただこの修復は、治安状況の悪化により日本人がイラクへ入国できない状況であったため、関連設備機器の日本人技術者を含む関係者が隣国のヨルダンに常駐し、電話、FAX、電子メール等のあらゆる手段を駆使して現地イラク人技術者と連絡をとり合う「遠隔操作」により、修復を完成させました。その努力は、イラク保健省および病院関係者から「かつて病院を建ててくれた日本人が、再び病院の修復に貢献してくれた」と感謝されています。

### < 国際機関を通じた支援・国際協調の促進 >

日本は、イラク復興支援にあたり国際協調の促進が重要であるとの考えから、マドリード会議で設立が合意されたイラク復興信託基金に、4億9,000万ドル<sup>(注177)</sup>を拠出しました。この拠出を通じて、国連機関や世界銀行が実施する各種復興事業を支援しています。また、資金面での貢献だけでなく、同基金に対する最大の拠出

国として、日本は同基金の援助国委員会の議長を2004年の1年間務めました。イラク復興信託基金への拠出以外では、日本は2億ドル程度の国際機関経由の支援を行っています。

日本は、イラク復興のための国際協調の促進に引き続き努力していきます。

### < 今後の支援 >

イラクでは、2005年12月に実施された国民議会選挙の結果を受け、2006年5月に正式な政府が発足しました。2007年5月には、政治、治安、経済、社会等の広範な分野にわたる、イラク政府と国際社会の協力の在り方を定めた、「イラク・コンパクト」がエジプトのシャルム・エル・シェイクで開催された74の国・機関による閣僚級会合において採択されました。今後の復興プロセスにおいては、このような国際社会の幅広い支持の下で、イラ

ク政府の、より主体的かつ自律的な取組を国際社会が支援していくことが重要です。

日本は、今後は円借款による支援を中心として、イラク政府の復興努力を支えていきます。また、資金協力との一層の連携を図りつつ、研修を通じた能力向上支援も継続していきます。このように今後とも日本は、イラク人自身による国家再建の努力への支援を積極的に進めていく方針です。

## (2) アフガニスタン

アフガニスタンは、20年以上にわたる内戦により、経済・社会インフラといった生活基盤そのものをはじめとして、国家の枠組みを形成する基本システムが破壊された状態から、新しい国づくりを目指し努力を続けています。2001年の米国同時多発テロ以降、アフガニスタン政府と国際社会は協働してアフガニスタンの再生に取り組んできました。

アフガニスタンの復興に向け、日本は一貫して支援を継続してきました。日本の支援はアフガニスタンにおける

和平・復興への取組が、世界全体の平和と安定、さらには、テロの根絶・防止にもつながるという考えに基づくものです。日本は2002年1月に「アフガニスタン復興支援国際会議(東京会議)」を主催して、国際社会全体から45億ドル以上の支援を確保し、日本としても向こう2年半で最大5億ドルの支援を表明しました。続く2004年3月のアフガニスタン国際会議(ベルリン会議)で4億ドル、2006年1月のアフガニスタン復興会議(ロンドン会議)で4.5億ドルの追加支援を表明しました。日本はアフ

注177：4億9,000万ドルの内訳は、信託基金の国連管理部分に3億6,000万ドル(2004年3月拠出)、世界銀行管理部分に1億3,000万ドル(2004年3月に9,000万ドル、8月に4,000万ドルを拠出)。

グニスタンの復興に対し、積極的な支援を展開してきており、2007年11月までに12.4億ドル以上の支援を既に実

施済みであり、今後とも支援を継続していく考えです。

### < アフガニスタンに対する支援 >

日本のアフガニスタン支援は、2002年に川口順子外務大臣(当時)が提唱した「平和の定着」構想に基づき、政治プロセス・ガバナンス、治安の維持、復興の3つの柱から成り立っています。

→ 「平和の定着」構想については  
図表II-25(135ページ)を参照してください

政治プロセス・ガバナンスに対する支援については、国家の枠組みを形成する基本システムの回復を目的にしています。例えば、暫定政権への行政経費支援や、2005年の大統領選挙とそれに続く議会の選挙監視支援などが挙げられます。

また、治安の改善に対する支援については、元兵士の武装解除・動員解除・社会復帰(DDR<sup>(注178)</sup>)、地雷対策、警察支援など、平和の定着に必要な治安回復のための支援を行っています。特に、DDRプロセスについては、日本が主導的な立場で協力し、2005年7月には、約6万人の元兵士の武装解除・動員解除が、また2006年6月には動員解除された元兵士の社会復帰支援が終了しました。

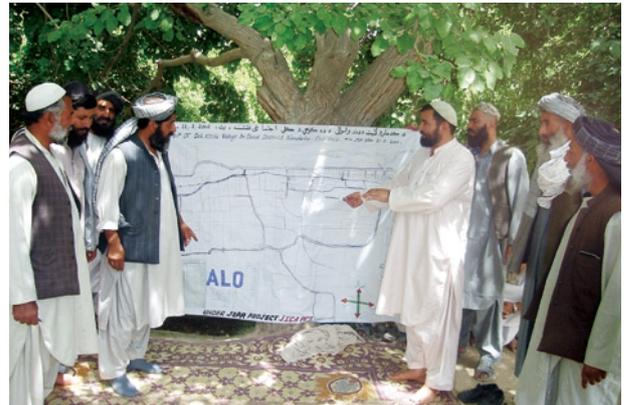
さらに、復興支援では、緒方貞子アフガニスタンに関する総理特別代表(当時)の2002年のアフガニスタン訪問を踏まえた提言(緒方イニシアティブ)に基づき、

### < 今後の支援 >

先述のアフガニスタン復興会議(ロンドン会議)において追加表明された4.5億ドルの追加支援については、日本は、新生アフガニスタンの新たな国づくりに向けたアフガニスタン国家開発戦略(ANDS<sup>(注180)</sup>)に沿って着実に実施しているところです。また、2006年7月には、カルザイ大統領が来日した際に、日本は「平和の定着」に関する第2回東京会議を開催し、アフガニスタンの発展に向けて引き続き支援をしていくことを表明しました。現在のアフガニスタンは、緊急人道支援を要する段階から復旧・復興支援の段階を経て、本格的な開発支援を必要とする段階に移行しつつあります。しかし、その一方で、貧困問題はいまだに存在し、また、DDRの対象

農業・農村開発支援、難民・避難民の再定住支援等を行っているほか、日米協調の下実施されている幹線道路建設等のインフラ整備、アフガニスタンの地方住民等に直接利益となる草の根・人間の安全保障無償による支援など様々な国際協力を行っています。

さらに独立行政法人文化財研究所<sup>(注179)</sup>の協力を得て、世界遺産であるバーミヤン遺跡の保存・修復・活用などに関する計画の作成と、石くつ内の壁画の保存修復作業、遺跡範囲の特定のための考古学的調査を進めています。



カンダハルにおける帰還民社会復帰・コミュニティ開発支援計画プロジェクトの様子  
(写真提供: JICA)

とならない非合法武装集団が数多く残存しているなど治安問題もあり、持続的な開発を左右する大きな課題を抱えています。

このような問題解決への取組を支援するために、日本は、アフガニスタンの治安改善に向け、非合法武装集団の解体(DIAG<sup>(注181)</sup>)への支援を行います。また、復興支援においては、その柱として、アフガニスタンの主要基盤産業であり、最大の雇用人数を抱える農業の活性化が極めて重要であるとの認識から、農業、農村開発を実現するための基礎的インフラの強化、政府や地域社会の能力向上を目指す総合的な取組である地方総合開発支援を実施していく考えです。また、中

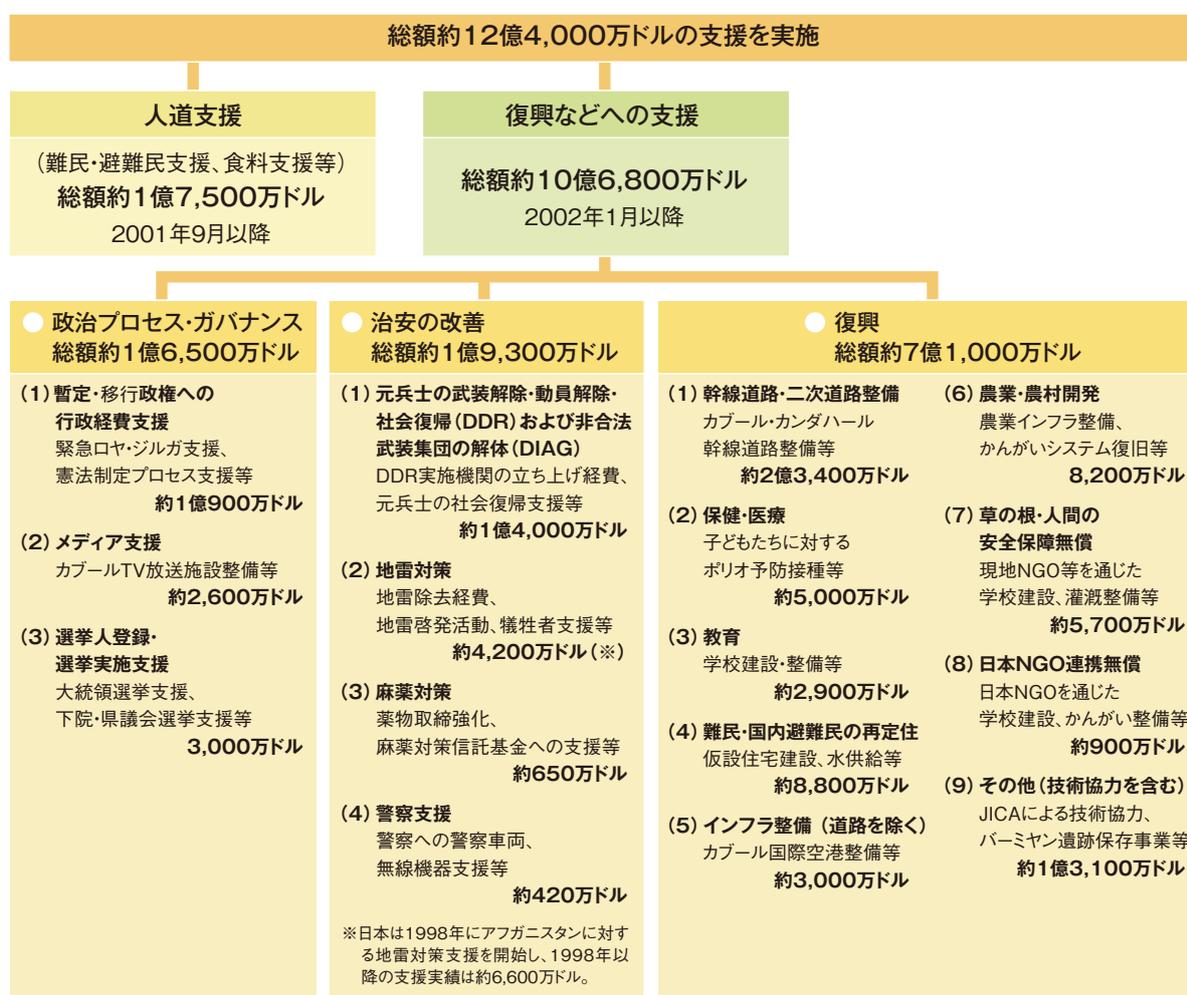
注178 : DDR:Disarmament, Demobilization and Reintegration  
注179 : 2007年度から独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所に改称。  
注180 : ANDS:Afghanistan National Development Strategy  
注181 : DIAG:Disbandment of Illegal Armed Groups

長期的なアフガニスタンの発展に向け、幹線道路建設および空港建設等のインフラ整備、アフガニスタンの行政機関等の人材育成および医療・教育支援等も行っていくほか、中央アジア等周辺諸国との連携をも見据えた開発が必要という観点から、アフガニスタンとその周辺国を対象とした地域開発を重視していきます。

さらに国際社会と協力して日本のアフガニスタン支援の幅を広げるため、2007年1月に安倍晋三総理大臣（当時）が北大西洋条約機構（NATO<sup>（注182）</sup>）を訪問し、初等教育、職業訓練、医療・衛生分野の復興支援

に関して、アフガニスタンにおけるNATOの地方復興チーム（PRT<sup>（注183）</sup>）との連携・協力を表明しました。同年3月にはその具体化として、日・NATO高級事務レベル協議において、PRTと連携しつつ、上記分野での活動を実施するNGOおよび地方行政機関に対して、草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じた支援を行うことで意見の一致を見ました。同年9月には、ゴール県において、リトアニアのPRTと連携し、職業訓練・女子識字教育に関する支援等を開始しました。この新たな取組を引き続き着実に進めていきます。

図表II-28 対アフガニスタン支援の内訳（2007年11月現在）



注182：NATO:North Atlantic Treaty Organization  
注183：PRT:Provincial Reconstruction Team

### (3) スーダン

#### < 概要 >

2005年4月、スーダン南北間の包括和平合意(CPA<sup>(注184)</sup>)の成立を受け、同合意の着実な履行に対して幅広い国際的支援を得るため、コフィ・アナン国連事務総長(当時)をはじめ日本を含む60以上の国、地域、機関の代表が出席して、スーダン支援国会合がオスロ(ノルウェー)で開催されました。このオスロ会合では、2005年から2007年の3年間の支援要請額約41億ドル<sup>(注185)</sup>に対して、各代表団から、これを上回る計45億ドルの支援表明がありました。これにより、スーダンの南北和平合意履行のための国際社会による一致した支援の強化という目的は達成されました。日本からは逢沢一郎外務副大臣(当時)が政府代表として出席し、スーダンにおける平和の定着を支援するために当面1億ドルの支援を行うことを表明しました。

以上を踏まえ、日本は国際機関を通じた支援を中心に、2007年11月時点で上記支援表明額を超える約1.8

億ドルの支援を実施してきています。具体的には、難民の帰還・再統合支援、地雷・不発弾の除去活動や回避教育、水供給関連施設整備、小児感染症対策等の医療支援、食料支援等を国際機関や日本のNGOと協力しつつ積極的に実施しています。

さらに二国間援助にも取り組んでいます。具体的には、「アフリカン・ビレッジ・イニシアティブ(AVI<sup>(注186)</sup>)」の考えを踏まえ、2006年1月から南部政府の首都であるジュバ市で調査を開始し、都市計画の策定支援と周辺地域を含めた生活環境改善のための緊急パイロット事業を実施しているものです<sup>(注187)</sup>。また、技術協力により、ジュバ職業訓練センターの強化を行っています<sup>(注188)</sup>。このほか、今後、スーダンにおいて日本が政府開発援助事業を実施するにあたり必要な理解を促進することを目的とした、国際協力セミナーを実施しました。

#### < ダルフール問題 >

ダルフール問題<sup>(注189)</sup>に関しては、国連安全保障理事会や国際刑事裁判所においてもとりあげられているほか、2007年6月にドイツのハイリゲンダムで開催されたG8サミットにおいても懸念が表明される等、国際社会の大きな懸案となっています。日本は、同問題解決に向け、国連安全保障理事会の動向と歩調をあわせ、スーダン政府を含む関係者の具体的努力を引き続き働きかけています。日本は、同地域における人道支援の実施

に加え、同問題解決のために主導的な役割を果たしているアフリカ連合(AU<sup>(注190)</sup>)の活動に2007年11月までに総額約8,500万ドルの支援を行っています。

スーダン支援は、日本が対アフリカ政策の重要な柱として強調する「平和の定着」に対する支援の一例であり、今後も同国の平和の定着に向け、引き続き努力していく考えです。

注184：CPA:Comprehensive Peace Agreement

注185：支援要請額は、国連2005年作業計画(国連諸機関が2005年に実施する緊急支援をとりまとめた総額約15億ドル規模の支援計画)とスーダン合同評価調査団報告書(世界銀行と国連が合同でスーダン政府およびSPLM/Aの支持・参加を得て1年近くかけて実施した2011年までの移行期間を対象とした開発計画)であり、2007年までの開発需要79億ドルのうち、26億ドルの支援を国際社会に求めており、この開発計画を国際社会が協調して実施するため世界銀行にスーダン復興開発基金を設置)を合わせた金額。

注186：AVI:African Village Initiative(第II部第2章第3節4.アフリカ(サブ・サハラ)167ページを参照)

注187：「ジュバ市内・近郊地域緊急生活基盤整備計画調査」

注188：「基礎的技術・職業訓練強化プロジェクト」

注189：2003年以降、チャドと国境を接するスーダン西部のダルフール地方において内紛が激化。治安が極度に悪化し、約20万人の難民、約180万人の国内避難民が発生(国連の推計)。2006年5月、スーダン政府と反政府勢力の一部が「ダルフール和平合意(DPA)」に署名したが、署名後も関係当事者間で武力衝突が発生し、治安状況は改善していない。さらにアフリカ連合の部隊(AMIS:African Union Mission in Sudan)や人道支援関係者に対する襲撃事件が増加しており、情勢は悪化している。

注190：AU:African Union

図表II-29 日本のスーダンに対する平和の定着のための支援(2007年11月現在)

拠出済み 約1億8,048万ドル	<b>【国際機関・基金を通じた支援】</b> 04年 12月 (FAO経由) 南部地域における小規模漁業支援(人間の安全保障基金)(約102万ドル) 05年 3月 (地雷対策支援信託基金拠出) 緊急調査・限定的除去・爆発物処理事業支援(約30万ドル) 05年 3月 (UNMAS経由) 南部地域における地雷対策支援(緊急無償)(約700万ドル) 05年 6月 (UNHCR拠出) 通常拠出からのイヤマーク(300万ドル) 05年 7月 (WFP経由) 食糧援助(KR)(約495万ドル) 05年 7月 (FAO経由) 貧困農民支援(2KR)(約93万ドル) 05年 8月 (ICRC拠出) 通常拠出からのイヤマーク(約40万ドル) 05年 8月 (UNICEF経由) 小児感染症予防計画(一般無償)(約531万ドル) 05年 9月 (WFP経由) 物流促進及び難民・国内避難民の帰還支援(緊急無償)(約999万ドル) 05年 9月 (UNHCR経由) 南部帰還・再統合及びダルフル国内避難民・帰還民保護・帰還・再統合支援(緊急無償)(約893万ドル) 05年 9月 (UNICEF経由) 南部における初等教育拡大支援(緊急無償)(860万ドル) 05年 9月 (IOM経由) 国内避難民の帰還支援(緊急無償)(約463万ドル) 05年 10月 (UNDP経由) 暫定DDR支援(紛争予防・平和構築無償)(約714万ドル) 05年 10月 (WFP経由) ダルフル及び在チャド・スーダン難民に対する食糧援助(KR)(約449万ドル) 06年 2月 (ICRC経由) 南部スーダン教育病院支援(緊急無償)(約200万ドル) 06年 5月 (UNHCR拠出) 通常拠出からのイヤマーク(300万ドル) 06年 6月 (UNMAS、UNOPS、UNDP、UNICEF経由) スーダンにおける犠牲者支援と地雷回避教育(人間の安全保障基金)(約175万ドル) 06年 6月 (UNICEF経由) ダルフルにおける水・教育支援(緊急無償)(約500万ドル) 06年 6月 (UNHCR経由) ダルフル及び在チャド・スーダン難民に対する帰還保護・再統合支援(緊急無償)(約368万ドル) 06年 6月 (ICRC経由) ダルフルにおける医療支援(緊急無償)(約132万ドル) 06年 7月 (WFP経由) スーダン及び在チャド・スーダン難民に対する食糧援助(KR)(約1,020万ドル) 06年 7月 (UNFPA経由) ヌバ山地域の母体保護キャパシティ・ビルディング(人間の安全保障基金)(約130万ドル) 06年 8月 (ICRC拠出) 通常拠出からのイヤマーク(約40万ドル) 06年 8月 (UNICEF経由) 小児感染症予防計画(一般無償)(約462万ドル) 06年 12月 (WFP経由) スーダン紛争被災民・帰還民支援のための緊急食糧支援(1,300万ドル) 06年 12月 (UNHCR経由) 南部スーダンにおける難民・国内避難民の帰還・再統合支援(1,200万ドル) 06年 12月 (UNMAS経由) スーダン南西部における地雷・不発弾調査及び除去活動(300万ドル) 06年 12月 (ICRC経由) ダルフル地域への水供給関連施設整備(200万ドル) 07年 3月 (FAO経由) 貧困農民支援(2KR)(約171万ドル) 07年 5月 (UNHCR拠出) 通常拠出からのイヤマーク(300万ドル) 07年 6月 (UNDP、UNICEF、UNHCR経由) ダルフルにおけるAU部隊人作り支援(人間の安全保障基金)(追加支援)(約27万ドル) 07年 7月 (UNICEF経由) 小児感染症予防計画(一般無償)(約493万ドル) 07年 7月 (WFP経由) 食糧支援(790万ドル) 07年 8月 (地雷対策支援信託基金拠出) 地雷危険回避教育(7万ドル) 07年 8月 (ICRC拠出) 通常拠出からのイヤマーク(約81万ドル)
	<b>【アフリカ連合(AU)を通じた支援】</b> 05年 3月 AUのダルフル問題に係る活動に対する支援(約151万ドル) 06年 5月 AMISの活動に対する支援(緊急無償)(約867万ドル)
	<b>【二国間援助：技術協力】(計500万ドル程度)</b> 05年 11月 ジュバ緊急生活基盤整備計画(開発調査) 05年5月および 06年 1月・12月 国際協力セミナー(日本国内)・第三国研修・専門家派遣等 06年 9月 ジュバ職業訓練センター改善計画
	<b>【NGOを通じた支援】</b> 05年 1月 NGO(ジャパン・プラットフォーム、日本NGO連携無償)を通じたダルフル支援(約310万ドル) 06年 1月 マイゴーマ孤児院医療支援(国際NGO)(草の根・人間の安全保障無償)(約4万ドル) 06年 1月 地雷防護車供与計画(国際NGO)(同上)(約48万ドル) 06年 3月 ウン・ケレダイン水資源環境衛生計画(国際NGO)(同上)(約7万ドル) 06年 3月 ガダーレフ州における遊牧民全寮制学校の再建支援(ローカルNGO)(同上)(約8万ドル) 06年 5月 NGO(ジャパン・プラットフォーム)を通じたスーダン南部支援(約330万ドル) 06年 6月 NGO(ジャパン・プラットフォーム)を通じたダルフル支援(約65万ドル) 07年 1月 北コルドファン州エルオベイドにおけるエルブリ男子小学校とムズダリファ女子小学校の再建計画(教育機関)(草の根・人間の安全保障無償)(約7万ドル) 07年 1月 カッサラ州ニュー・ハルファ第4村落における給水ネットワーク再建計画(ローカルNGO)(同上)(約9万ドル) 07年 1月 地雷対策のための機材整備支援計画(国際NGO)(同上)(約18万ドル) 07年 1月 ガダーレフ州内移動診療用救急車供与事業(日本NGO)(日本NGO支援無償)(約2万ドル) 07年 4月 NGO(ジャパン・プラットフォーム)を通じたスーダン南部支援(約345万ドル)
	<b>【その他】</b> 07年 7月 (FAO経由) イエメン及びその周辺国(スーダンを含む)における砂漠バッタ異常発生対策に対する緊急支援計画(190万ドル)

(4) アフリカ(サブ・サハラ)<sup>(注191)</sup>

## &lt; 概要 &gt;

サブ・サハラ・アフリカにおいては、人為的な国境線の画定、国家基盤のぜい弱性などを背景に、貧困、民族・宗教対立、経済的利権、独立問題などの複雑な要素が絡み合い、冷戦終結後、政府と反政府勢力間の権力・資源争い、部族の対立、国家間の対立による紛争が増加しました。中にはコンゴ民主共和国(旧ザイル)のように、1998年に発生した政府・反政府勢力間の争いが多数の近隣諸国を巻き込み、国際紛争に発展するケースもありました。これらの紛争は多くの犠牲者や大規模な難民・国内避難民を生み出したばかりでなく、経済の停滞、インフラなどの破壊、更なる貧困などの悪循環を招きました。この結果、これらの要因が重なり、様々な社会問題に十分な対策が講じられなくなり、HIV/エイズや結核、マラリアなどの感染症のまん延のみならず、一部の国・地域では人権の抑圧、武器・薬物などの流出入、組織犯罪の深刻化なども引き起こしました。

近年はアフリカ諸国やアフリカ連合(AU<sup>(注192)</sup>)および

## &lt; 日本の支援 &gt;

日本は、1993年からアフリカ開発会議(TICAD<sup>(注196)</sup>)プロセスを対アフリカ支援の基軸としており、2003年のTICADⅢでは、日本が重視する支援の柱の一つに「平和の定着」を掲げる旨を表明し、これまで積極的に人道・復興支援を実施してきました。

近年のアフリカの自助努力(オーナーシップ)に基づく「平和の定着」を更に推進するため、2006年2月、日本はエチオピアのアディスアベバにおいて「TICAD平和の定着会議」を開催しました。そこでは、紛争終結国に対する支援の在り方につき議論を行うとともに、2005年3月に発表した対アフリカ「平和の定着」支援パッケージに引き続き、スーダン、大湖地域、西アフリカを中心にDDRや小型武器対策、地雷対策、元児童兵の社会復帰に対する総額約6,000万ドルの当面の支援を含むアフリカの平和の定着に向けた新たなイニシアティブを発表しました。さらに、2006年4月から5月にかけて、小泉純一郎総理大臣(当時)がエチオピアおよびガーナを訪問した際に、アフリカの平和と発展に向けた日本の

西アフリカ諸国経済共同体(ECOWAS<sup>(注193)</sup>)や南部アフリカ開発共同体(SADC<sup>(注194)</sup>)などの域内地域機関など、アフリカが自らの手により紛争の予防・解決に積極的に取り組む自助努力の傾向が見られます。その成果として、約10年にわたって続いたシエラレオネの内戦が2002年に終結を迎えたほか、1975年の独立以来約27年にわたり繰り返されてきたアンゴラの内戦も2002年に停戦合意が成立しました。さらに1998年以来、近隣諸国が介入しての紛争が続いていたコンゴ民主共和国でも2002年に和平合意が成立し2006年12月には民主的な選挙によって成立した新政権が発足するなど、各地の紛争が徐々に終結し、アフリカ全体に平和の兆しが見えてきています。また紛争終結後、難民・避難民の帰還・再定住や元兵士の武装解除・動員解除・社会復帰(DDR<sup>(注195)</sup>)など、再び紛争に逆戻りせず平和を定着させるための取組が進展しつつあります。

取組として、スーダンのダルフル住民に対する人道支援、小型武器対策支援、テロ対策支援、アフリカ開発のための新パートナーシップ(NEPAD<sup>(注197)</sup>)支援、対アフリカ感染症行動計画とともに、ダルフル問題に関してAUが行っている活動を支援するため、約870万ドルの緊急無償資金協力を表明しました。

日本は、AUが紛争予防・管理・解決の分野で果たしている役割を高く評価しており、AUの活動を支援するため、2006年度までにAU平和基金に対し合計約482万ドル<sup>(注198)</sup>を拠出しています。さらに、紛争などにより避難を余儀なくされている難民・国内避難民などに対し、2006年度には国連難民高等弁務官事務所(UNHCR<sup>(注199)</sup>)経由で約5,700万ドル、国連世界食糧計画(WFP<sup>(注200)</sup>)経由で約5,800万ドル、国連児童基金(UNICEF<sup>(注201)</sup>)経由で約6,750万ドル、赤十字国際委員会(ICRC<sup>(注202)</sup>)経由で約522万ドルの支援を実施しました。これらの支援は、主に緊急物資、食糧、医療、保健分野等人道分野における支援に活用されています。

注191：地域区分は、外務省分類。サハラ砂漠以南のアフリカ諸国を指す。具体的には北アフリカ(モロッコ、アルジェリア、チュニジア、リビア、エジプト)を除くアフリカ。スーダンはサブ・サハラに入るものの、(3)でとりあげているため、(4)では除く。

注192：AU:African Union

注193：ECOWAS:Economic Community of West African States

注194：SADC:Southern African Development Community

注195：DDR:Disarmament, Demobilization and Reintegration

注196：TICAD:Tokyo International Conference on African Development(第Ⅱ部第2章第3節4.アフリカ(サブ・サハラ)163ページを参照)

注197：NEPAD:New Partnership for Africa's Development, アフリカ開発のための新パートナーシップ

注198：1996年以降の累積額。AUの前身であるアフリカ統一機構(OAU:Organization of African Unity)時代のものを含む。

注199：UNHCR:United Nations High Commissioner for Refugees

注200：WFP:World Food Programme

注201：UNICEF:United Nations Children's Fund

注202：ICRC:International Committee of the Red Cross

## (5) 対人地雷・小型武器

### < 概要 >

紛争地域を中心に埋設された対人地雷や非合法に流通している小型武器は、子どもを含む一般市民などの非戦闘員に対しても無差別に被害を与えており、人道上極めて重大な問題です。さらには、復興・開発活動を妨げ、紛争再発の原因となることもあります。

政府開発援助大綱並びに政府開発援助中期政策では、平和の構築の観点から、地雷や小型武器を含む武器の回収・廃棄への支援、地雷被害者などの国内の安定と治安の確保のための支援に特段の配慮を払う旨を明記しています。

### < 日本の取組 >

#### ● 対人地雷対策支援

日本は「犠牲者ゼロ・プログラム」<sup>(注203)</sup>の下、地雷除去を含む地雷対策支援を積極的に行ってきており、1998年以降の支援総額は280億円以上に上ります。2004年12月、対人地雷禁止条約(オタワ条約)第1回検討会議においては、アジア・中東・アフリカ地域に力点を置きつつ、①「平和の構築」への貢献、②「人間の安全保障」の視点の重視、③産官学民の連携およびその一環としての技術開発への取組-の三原則に従って、従来同様の規模で地雷対策支援を行うとの新たな地雷政策を表明しました。

2004年に表明した地雷政策の実施例としては、2006年6月に、人間の安全保障基金を通じて、スーダンにおいて、地雷や不発弾などの脅威に対処するための地域に根ざした取組の基礎を築くことを目的に、地雷回避教育および犠牲者支援に係る活動への支援(約175万ドル)を決定しました。また、日本は、地雷除去活動の安全性および効率性を改善するために、日本の先端技術を活用した探知・除去技術の開発にも取り組んでいます。今後とも対人地雷問題の解決のために、地雷対策支援を引き続き積極的に実施していきます。

#### ● 小型武器対策支援

非合法に流通している小型武器の削減を目指した現場での取組として、日本は、武器を放棄した地域に対してインフラ(道路、井戸、学校等の修理・建設)を整備するという武器回収と開発を組み合わせたプロジェクトを支援しています。2003年からプロジェクトを実施しているカンボジアにおいては、2007年3月末までに2万7,000丁を超える小型武器の回収という成果を上げています。また、小型武器の被害が特に深刻なアフリカに対しては、UNDPを通じ、2007年2月に中央アフリカおよびコンゴ共和国における合わせて4億円以上の武器回収プロジェクトに拠出を決定するなど、支援の強化に努めて

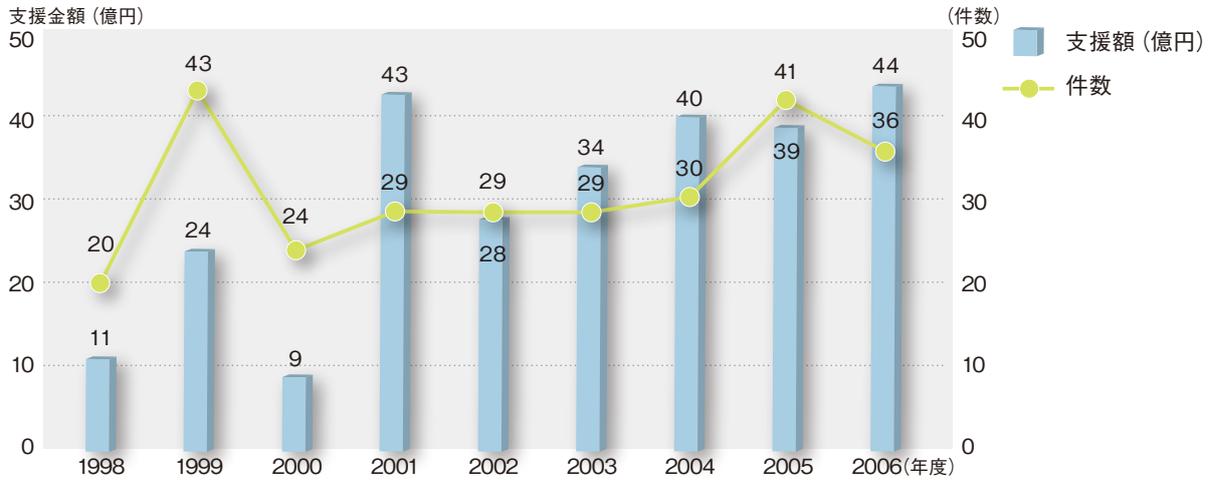
います。

さらに、広く小型武器対策に資する取組として、非合法な武器の流入の摘発・防止など規制の実効性を担保するための関連法制度の整備支援や法執行機関への能力構築支援、元兵士や元児童兵の武装解除・社会復帰事業、小型武器専門家によるセミナーの開催等を実施しています。2007年3月には、日本の主催により小型武器東京ワークショップ<sup>(注204)</sup>が開催されました。小型武器に関連するこのような取組の実績は、2006年度までに総計約401億円となっています。

注203：1997年12月、オタワ条約の署名式において小淵恵三外務大臣(当時)が提唱したもの。日本は、同プログラムにおいて、地雷除去や犠牲者支援に対する協力のために、1998年から5年間で100億円規模の支援を行うことを表明し、2002年10月にこの支援額を達成。

注204：Tokyo Workshop on Small Arms and Light Weapons

図表II-30 1998年度以降の対人地雷対策支援実績



©三井昌志